令和2年度京都市生活安全 (防犯·交通事故防止) 実施計画 (取組実績)

京都市

目次

※各分野での事業掲載順は、担当局の建制順を基本に記載しています。

※計90事業

※充二充実事業

地域コミュニティ支援

1	啓発・担い手育成 16事業	
0	外国籍市民等への情報提供①,②(総合企画局)	P1,2
0		3
0)	4
0	京都府警察が主催する会議等への参画・連携(文化市民局)	5
0	NPOなどによる防犯・交通安全出前講座(文化市民局) 重点戦略3	6
0	京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動(文化市民局)	7
0	生活安全に関する講習会・研修会(文化市民局)	8
0	市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進(文化市民局)	9
充●		10
充●		12
0		13
0	地域団体とNPO法人の連携促進事業重点戦略3	14
0	消費者教育・消費者相談事業(消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など)	4 =
\circ	(文化市民局) 薬物乱用防止啓発事業の推進(保健福祉局)	15 17
0	条物品用的正合先事業の推進 (保健価値向) 放火防止対策の推進 (消防局)	18
0		19
O		1.0
_	ナロのウンル ゴ科	
2	市民の自主的活動 10事業(再掲除く)	
0	77 YO 73 XX _ 7 _ 7 _ 7 X XX	20
O	学区の安心安全ネット継続応援事業(補助金、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出し)	0.4
_	(文化市民局,各区役所・支所) 重点戦略2	21
0	学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発(文化市民局)重点戦略3	23
0	NPOなどによる防犯・交通安全出前講座(文化市民局)〔再掲〕	0.4
0	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」(文化市民局)	24 25
0	配偶者等からの暴力の根絶(文化市民局) いきいき市民活動センターの運営(文化市民局)	25 27
0		2 i 28
0	野生鳥獣対策(文化市民局、産業観光局)	29
0		30
Ô		31
Ū		
∴ .+		
	· 别施策	
3 –	- ① 子ども・若者 14事業 (再掲除く)	
0	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」(文化市民局)〔再掲〕	
0		
0		
0		37
0	10 2 41,76 17,6 10,2 20,2 10,2 20,2 20,2 11,7 17,7 19,	38
	青少年活動センターにおける取組の推進(子ども若者はぐくみ局)	39
()	子どもの虐待対策事業の充実(子ども若者はぐくみ局)	41

	保育園(所)等における安全確保について(子ども若者はぐくみ局) 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営(子ども若者はぐくみ局) 薬物乱用防止啓発事業の推進(保健福祉局)[再掲]	43 44
	こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール(上下水道局) 医療的ケア実施体制の整備・充実(教育委員会) ケータイ教室(教育委員会)	46 47 48
0	#行防止教室(教育委員会) 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進(教育委員会)	49 50
0	幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化(教育委員会) 通学路安全対策の推進(教育委員会)	51 52
0	シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進(教育委員会) 子どもの携帯情報通信機器(スマホ・ゲーム機等)利用に関わる啓発(教育委員会) 「再掲」	53
	② 高齢者 18事業(再掲除く)	- 4
0	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)(環境政策局) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局)〔再掲〕	54
0	京都府警察が主催する会議等への参画・連携(文化市民局)〔再掲〕 みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進(保健福祉局)	55
0	京都市成年後見支援センターの運営(保健福祉局) 認知症地域支援推進員の配置(保健福祉局)	56 57
0	高齢者・障害者権利擁護推進事業(保健福祉局)	58
0	緊急通報システム事業の推進(保健福祉局) 老人福祉員設置事業の推進(保健福祉局)	59 60
	一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業(保健福祉局)	61
0	高齢者あんしんお出かけサービス事業〜小型GPS端末機の貸出〜 (保健福祉局) 〜地域で気づき・つなぎ・支える〜認知症総合支援事業(保健福祉局)	62 63
0	認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業(保健福祉局)	64
0	高齢者虐待防止事業(保健福祉局) 京都市高齢者虐待シェルター確保事業(保健福祉局)	66 67
0	建築物のバリアフリー化(都市計画局)	68
0	分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業(都市計画局) 交通施設のバリアフリー化の推進①(都市計画局)	69 70
	ノンステップバスの導入(交通局) 交通施設のバリアフリー化の推進②(交通局)	71 72
	3 女性 4事業(再掲除く)	1 2
	犯罪被害者支援策の推進(文化市民局)	73
	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携(文化市民局) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」(文化市民局)〔再掲〕	75
0	防犯カメラ設置促進補助事業(文化市民局) 重点戦略2	76
	京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進(文化市民局) 配偶者等からの暴力の根絶(文化市民局) 〔再掲〕	77
	子どもの虐待対策事業の充実(子ども若者はぐくみ局) 〔再掲〕	
	④ 障害のある人 1事業(再掲除く)	
	ごみ収集福祉サービス(環境政策局)〔再掲〕 みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進(保健福祉局) 〔再掲〕	
	障害者虐待防止対策事業(保健福祉局) 京都市成年後見支援センターの運営(保健福祉局)〔再掲〕	78
	高齢者・障害者権利擁護推進事業(保健福祉局)〔再掲〕	

00000	緊急通報システム事業の推進(保健福祉局)〔再掲〕 建築物のバリアフリー化(都市計画局)〔再掲〕 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業(都市計画局)〔再掲〕 交通施設のバリアフリー化の推進①(都市計画局)〔再掲〕 ノンステップバスの導入(交通局)〔再掲〕 交通施設のバリアフリー化の推進②(交通局)〔再掲〕	
〇 〇 〇 介 ●	⑤ 観光旅行者など 4事業(再掲除く) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進(文化市民局,行財政局) 〔再掲〕 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進(文化市民局) 〔再掲〕 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」(文化市民局) 〔再掲〕 観光案内標識等の整備(産業観光局) 京都総合観光案内所の運営(産業観光局) 京都観光オフィシャルサイトによる情報発信(産業観光局) 京都まちなか・えきなか観光案内所の運営(産業観光局)	79 80 81 83
分野	別安全施策	
4	交通安全 11事業(再掲除く)	
00000000000	違法駐車等防止対策事業の推進(行財政局) 交通安全啓発活動の推進(文化市民局,行財政局) 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進(都市計画局,建設局)	84 85 86 87 89 91 92 93
-	被害者支援	
0	犯罪被害者支援策の推進(文化市民局)[再掲] 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携(文化市民局)[再掲]	
0	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり 7事業(再掲除く) 防犯カメラ設置促進補助事業(文化市民局) <u>重点戦略2</u> 〔再掲〕 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進(文化市民局) 〔再掲〕 京都府警察が主催する会議等への参画・連携(文化市民局) 〔再掲〕	
	民泊通報・相談窓口の運営等(保健福祉局)	95
0	みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進(保健福祉局)〔再掲〕 京都市商店街等環境整備事業(産業観光局)	96
0	屋外広告物の安全点検等の推進(都市計画局)	97
0	市営住宅における防犯環境設計の推進(都市計画局) 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業(都市計画局)〔再掲〕 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進(都市計画局,建設局)〔再掲〕 交通安全施設整備事業の推進(建設局)〔再掲〕	98
	道路照明灯の設置(建設局)〔再掲〕 公園整備の推進(建設局)	99

0000	総合的な自転車政策の推進(建設局)〔再掲〕 地下鉄駅構内の防犯カメラの活用(交通局) 烏丸線ホームITV 車掌用モニタ設備の増設(交通局) 水道水・雨水で花いっぱい!(上下水道局)〔再掲〕	100 101
7	犯罪や事故発生時の緊急体制 4事業(再掲除く)	
0	災害時における外国人籍市民等への支援(総合企画局)	102
0	外国籍市民等への情報提供①,②(総合企画局)〔再掲〕	
0	暴力団排除条例の推進(文化市民局)	104
0	消費者教育・消費者相談事業(消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など)	
0	(文化市民局)〔再掲〕 多言語通訳体制(消防局)	105
_		
充●	防災行動マニュアルの運用支援(消防局)	106
8	新たな取組 1事業	
O		
0	再犯防止対策の推進(保健福祉局)	107

≪担当課≫ 総合企画局 国際交流・共生推進室

≪事業の概要≫

初めて京都で生活する外国籍市民等が安心して暮らせるよう、医療、行政、災害に関する情報や 困ったときの相談窓口等について、リンク先や地図を付けるなどして、分かりやすく説明する「京 都市生活ガイド」を、5言語(ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)に より作成し、(公財)国際交流協会のホームページ上で公開する。

≪事業の開始時期≫

平成元年に英語版を作成し、その後順次中国語版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版を作成した(紙 媒体)。

1 実施方針

外国籍市民等が安心して暮らせるよう, 5 言語で作成した「京都市生活ガイド」を(公財) 国際交流協会のホームページ上に公開する。

2 内 容

ルビ付きの日本語,英語,中国語,韓国・朝鮮語,スペイン語の5言語で作成した「京都市生活ガイド」を(公財)国際交流協会のホームページ上に公開する。

<問い合わせ先>

公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

より多くの方に利用してもらえるよう、必要に応じて掲載内容の更新を検討する。

事業概要

「京都市生活ガイド」を、5言語(ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)で表記したものを(公財)国際交流協会のホームページ上に公開した。

令和2年度の実績報告

令

和 2

年

度の

取組

計

画

≪事業名≫

外国籍市民等への情報提供②

新規 • 充実

継続

≪担当課≫ 総合企画局 国際交流・共生推進室

≪事業の概要≫

新規に来日して間もない外国籍の方が京都での暮らしに円滑に適応し、安心して生活するために 必要な情報を提供するセミナー及び交流会「外国人歓迎会」を実施する。

≪事業の開始時期≫

平成21年度

1 実施方針

日本滞在中に発生する可能性のある生活上のトラブル等を未然に防ぐとともに、京都市国際交流会館について知っていただく。

2 内 容

昨年度に引き続き、セミナー及び交流会からなる2部構成のプログラムを年2回実施する。 <問い合わせ先>

公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

セミナーについては、引き続き、警察署、行政書士、留学生グループらと連携し、新規来 日者のニーズに応えられる内容に情報を更新し、提供することに努める。

また、交流会については、交流会のみの参加料を徴収し、受益者負担を課した上で規模拡大を目指すとともに、アンケートを実施し、その結果を今後の運営に反映させていけるよう検討する。

令 事業概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

| 令和2年度の実績報

告

令和

2年

度

の取

組計

画



≪担当課≫ 総合企画局 国際交流・共生推進室

≪事業の概要≫

日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣する。

≪事業の開始時期≫

英語及び中国語については、平成16年4月から、韓国・朝鮮語については平成19年7月から開始。 派遣先については、平成16年4月から医仁会武田総合病院への派遣を開始し、その後、平成16年9月から 京都市立病院、平成17年4月から康生会武田病院、平成19年4月から京都桂病院への派遣を開始した。

1 実施方針

外国籍市民等が適切な医療サービスを受け、健康で安心して暮らすことができるよう、医療通訳者を派遣する。

2 内 容

医療通訳者を派遣し、外来診療の全科目において、受付、診療、清算、薬処方箋交付等の場面で通訳 を行う。

- (1) 対応言語
 - 英語,中国語,韓国・朝鮮語
- (2) 実施方法

事前に病院から通訳者派遣依頼を受け、指定の日時に通訳業務を行う。(一部の曜日では常駐)

(3) 派遣病院

京都市立病院(中京区),医仁会武田総合病院(伏見区),康生会武田病院(下京区),京都桂病院(西京区)

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業の効率性を考慮しつつ、より多くの外国籍市民等がより一層利用しやすい制度となるよう、周知の方法を工夫する。

事業概要

日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で安心して暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣した。

○ 実績(令和2年度)

患者数(延べ)		言語内訳	
京都市立病院	58人	英3人,中55人,韓・朝0人	
医仁会武田総合病院	212人	英8人,中203人,韓・朝1人	
康生会武田病院	0人	_	
京都桂病院	2人	英2人,中0人,韓・朝0人	
計	272人	英13人,中258人,韓・朝1人	

令和2年度の取組計

画

令和2

年度の実績報告

≪担当課≫

総合企画局 国際交流·共生推進室

≪事業の概要≫

京都で暮らす外国籍市民の方が、在留手続き・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等に係る相談事が生じた際に、適切な窓口に迅速に到達することができるよう、京都市国際交流会館において、多言語で相談に応じる「京都市外国籍市民総合相談窓口」を運営する。

≪事業の開始時期≫

京都市外国籍市民総合相談窓口の設置<令和元年7月>

※同相談窓口はこれまで京都市国際交流協会で実施していた相談業務の取組を拡充し、より多言語で相談に応じることが可能としたもの。外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業については、平成19年10月から実施している。

1 実施方針

京都で暮らす外国籍市民の方が、在留手続き・雇用・医療・福祉・出産・子育で・子どもの 教育等に係る相談事が生じた際に、適切な窓口に迅速に到達することができるよう、京都市国 際交流会館において、多言語で相談に応じる。

2 内 容

- ○外国人のための生活相談
- ○外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業(行政通訳)
- ○外国人のための法律相談
- ○行政書士による出入国管理手続き相談
- ○カウンセリング・デイ(法律,ビザ,税,年金,メンタルヘルス等の専門相談)

<対応言語>

電話:日本語・英語・中国語

来館:日本語,英語,中国語,韓国・朝鮮語,ポルトガル語,スペイン語,

フィリピノ語(タガログ語)、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語

※言語によっては、通訳タブレットなどにより対応

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業の効率性を考慮しつつ、より多くの外国籍市民等が利用しやすい制度となるよう、周知の方法を工夫する。

事業概要

令和2年度は、通常の通訳・相談対応に加え、同相談窓口の機能の一つである行政通訳において、新型コロナウイルス感染症に関する相談や各種助成金の申請などにおける電話通訳も担った。

() 実績

生活相談 4,002 件,行政通訳 1,518 件,法律相談 62 件,ビザ相談 78 件,カウンセリングデイ 103 件

令和2年度の取組計

令

和2年度の実績

報告

京都府警察が主催する会議等への参画・連携

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 ≪担当課≫

≪事業の概要≫

地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、京都府警察が主催する会議・講 習・講演へ参画・連携をし、広く市民の皆様にも参加いただき、生活安全についての知識を修得しても らう。

≪事業の開始時期≫

平成11年4月(まちづくり大会開始年)

1 実施方針

地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、京都府警察が主催する会 議・講習・講演へ参画・連携する。

2 内容

- (1)「安心・安全まちづくり京都大会」における講演会の開催(令和2年10月2日開催予定) 京都市生活安全運動期間(10月11日~20日)に先立ち、京都府警察等と共催で開催 する「安心・安全まちづくり京都大会」おいて、市民の方にも参加いただき、自主防犯活動に関 する事例の発表などを行う。
- (2)「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区の取組における講 習会の実施

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区の取組におい て、京都府警察と連携し、市民の方に参加いただける講習会等を開催する。

- (3) 例年実施される「京都府防犯推進委員・平安レディース合同研修会」などを始めとした各 種行事に参加し、市民啓発の機会を創出する。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 市民の皆様が、生活安全に関する知識を習得できるよう、あらゆる機会を活用し啓発する。

事業概要

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、令和2年安心安全まちづくり京都大会の開催を中 止した。代わりとなる府市民の防犯意識の高揚を図る取組として、次の取組を実施。
 - (1) 市政広報板を活用した防犯啓発(「ながら防犯」の普及促進)(令和2年9月)
 - (2) コロナ禍においても工夫をして防犯活動を継続している事例や、家庭で気軽にできる防犯 の取組等を掲載した防犯活動推進リーフレットを作成(令和2年12月発行)
- 2 令和2年9月18日に開催された、京都府大学安全・安心推進協議会主催(事務局:京都府 警察本部)の「京都府大学安全・安心推進協議会総会」に出席した。
- ※ 感染症の影響により、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各 区の防犯に係る講習会等は実施していない。

2 年 度 0 取 組 計 画

令

和 2 年

干度の

実績

報

令

和

≪事業名≫

NPOなどによる防犯・交通安全出前講座

新規 • 充実

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

防犯意識を高める講演のほか、防犯機器の展示・実演、侵入盗への防犯対策相談、交通安全啓発などを 実施されているNPOや団体を紹介することで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。

≪事業の開始時期≫

平成23年度

令

和2年度

の取

組計

画

1 実施方針

- (1) NPO法人京都府防犯設備士協会及び一般財団法人京都府交通安全協会に協力いただき, 出前講座を実施する。
- (2) 区・支所ごとに、出前講座を実施する。

2 内容

- (1) 京都府防犯設備士協会 ①一般戸建住宅向け、②マンション向け、③自動車防犯、の3種類の講義や、④錠前・防犯ガラス・フィルムに関する講義と実演実施
- (2) 京都府交通安全協会 交通事故の発生状況や特徴、その予防のための心構えなどを、対象 や年齢層に応じ、また要望に応じながら、DVDの視聴を交えて講演
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

各区役所・支所やホームページ等をとおして、事業の周知を実施した。

(※令和2年度をもって事業廃止。)

令和2年度の実績報告

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

地域における犯罪や事故を未然に防止するためには、市民や観光旅行者等一人一人が生活安全の確保に 関する知識を持つことが必要であることから、各種啓発事業を積極的に実施する。

≪事業の開始時期≫

平成11年4月

1 実施方針

市民の安心安全を確保するため、各区における「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民 ぐるみ推進運動」に係る推進組織等(以下,推進組織等)を中心に、生活安全に関する情報の提供 等、重点的な啓発活動を実施するとともに、各区役所・支所において、地域特性に応じた取組を実 施する。

2 内 容

令

和元年

度の

取組

計

京都市生活安全運動期間等における取組の推進

京都市生活安全運動期間と定めている10月11日から10月20日までの10日間を,各区 推進組織等を中心に啓発活動などを重点的に実施する。

- (1) 「安心安全まちづくり京都大会」の開催(令和2年10月2日開催予定) (京都府警察,京都府,京都府防犯協会連合会と共同で主催)
- (2) 全市一斉啓発日(10月11日)を中心とした各区推進組織等における生活安全活動の実施(街頭広報啓発活動,防犯パレードなど)
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 市民の生活安全意識の高揚を図ることを目的に,京都市生活安全運動期間に開催される安心安 全まちづくり京都大会などにおける啓発内容の充実に努める。

事業概要

- 1 「安心安全まちづくり京都大会」の開催 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。
 - ※ 代替案として次の取組を実施
 - ・市政広報板を活用した防犯啓発(「ながら防犯」の普及促進)(令和2年9月)
 - ・コロナ禍においても工夫をして防犯活動を継続している事例や,家庭で気軽にできる 防犯の取組等を掲載した防犯活動推進リーフレットを作成(令和2年12月発行)
- 2 全市一斉啓発日(10月11日)を中心とした各区推進組織等における生活安全活動の実施 (街頭広報啓発活動,防犯パレードなど)
 - ※ 全国地域安全運動(警察庁などが実施、毎年10月11日~20日)と連動して取組を 展開



≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、生活安全についての専門的、実践的知識を体系的に修得するための講習会等を開催する。

≪事業の開始時期≫

平成11年4月

令和

2 年

度

の取

組計

画

1 実施方針

地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、生活安全についての専門的、実践的知識を体系的に修得するための講習会等を開催する。

2 内 容

各区の市民ぐるみ推進運動を行う推進組織や「学区の安心安全ネット」を推進する地域において、安心安全の取組を進めている方などを対象に、地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、防犯を中心とする生活安全の知識などを修得するための講習会を開催する。

- 「安心・安全まちづくり京都大会」における講演会の開催(令和2年10月2日開催予定) 京都市生活安全運動期間(10月11日~20日)に先立ち開催する上記大会におい て、市民を対象とした自主防犯活動に関する事例の発表などを行う。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業概要

令和2年度の実績報告

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて令和2年安心安全まちづくり京都大会を中止したため,当大会における講習会・研修会の実施を見送った。

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

市民しんぶんやテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を通じて,生活安全施策に関する広報を行うとともに,報道機関への情報提供を行う。

≪事業の開始時期≫

平成11年4月

令

和 2

年度

0

取組

計画

1 実施方針

提供する情報に応じて、よりふさわしい広報媒体を活用した広報活動を行う。

とりわけ,防犯に関する情報を,積極的に市民しんぶん全市版に掲載するなど,これまで以上 に広報活動の推進を図る。

2 内 容

生活安全に関する情報を掲載したチラシ等を活用し、各区の市民ぐるみ推進運動を行う推進 組織等が実施する啓発活動を推進する。

また,各区で必要に応じ市民しんぶん区版を活用し,区内の安心安全に関する取組の紹介や 安心安全に関する情報提供を行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

市民に安心安全に関する情報をより効果的に提供するため、紙面の工夫などを行う。

また,令和2年度から実施する高齢運転者事故防止支援事業において,リーフレット等を作成することで,より効果的な広報啓発活動を実施する。

事業概要

1 くらし安全担当

市政広報板を活用した防犯啓発(「ながら防犯」の普及促進)

コロナ禍においても工夫をして防犯活動を継続している事例や,家庭で気軽にできる防犯の 取組等を掲載した防犯活動推進リーフレットの作成

2 安心安全推進運動担当

特殊詐欺被害防止に関する市政広報板掲示ポスターやチラシを作成し、掲示・配布等を行った。

3 交通安全担当

年4季の交通安全運動をはじめ高齢者の事故防止や自転車の安全利用の一斉啓発のための市民 しんぶん(区版)への掲載,市政広報板掲示ポスター・街頭啓発用チラシの作成

運転免許証自主返納制度等周知リーフレットの作成

4 犯罪被害者支援担当

「いのちを紡ぐ週間」(5/21-27)及び「犯罪被害者週間」(11/25~12/1)における支援事業の周知のための市民しんぶん(全市版・区版)への掲載,ポスターの作成(「犯罪被害者週間」ポスターについては、市政広報板に掲示)

令和2年度の

実績

報告

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進

新規 ・ 充実 ・ 継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課、行財政局サービス事業推進室

≪事業の概要≫

「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例(平成19年6月制定)」に基づき,同年11月1日に路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)に市内中心部10路線を指定し、平成20年6月1日から区域内での違反者に対し1千円の過料を科している。平成22年7月1日に市内中心部の禁止区域(過料徴収区域)を拡大し、平成24年2月1日から京都駅地域、清水・祇園地域を禁止区域(過料徴収区域)に指定した。

≪事業の開始時期≫

平成19年6月1日条例施行

1 実施方針

路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止,健康への影響の抑制を図り,市民及び観光旅行者等の安心かつ安全な生活の確保に寄与するため,本条例に基づき,路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに,市民等の意識の啓発を実施する。

2 内 容

(1) 禁止区域(過料徴収区域)での違反者に対する過料処分等

ア 路上喫煙等監視指導員(9名)が、禁止区域(過料徴収区域)での違反者(条例第6条 違反者)に対し、1千円の過料を科す。また、努力義務違反者(条例第4条違反者)に対 し、路上喫煙等をしないよう指導する。

イ 路上喫煙等啓発推進員が「違法駐車等防止対策事業」等の活動区域内で啓発を行う。

(2) 周知·啓発活動

ア 多言語で表記したポスター等の啓発物や路面標示等による標示,観光雑誌やフリーペーパー等への啓発記事の掲載等を行い,市民及び観光旅行者(外国人を含む。)等に条例の 周知徹底を図る。

イ 外国人観光旅行者等が多く集まる場所や、路上喫煙の課題がある地域等、様々な場所や 機会を捉えて街頭啓発を行い、更なる条例の周知を実施する。

- ウ 路上喫煙でお困りの市民等に対して、啓発ステッカー等を配布し、活用していただくなどにより、市民等と協働して条例を周知啓発し、喫煙マナーの向上に一層努める。
- エ 令和2年4月には受動喫煙の抑制を目的とした改正健康増進法が完全施行され、屋内禁煙に切り替える飲食店等が増えることが見込まれる。屋内で喫煙できなくなることで、路上喫煙者が増加することが懸念されるため、路上喫煙対策を強化する。
- オ 過料徴収区域外では、未だ市内全域で路上喫煙が禁止であることの認知が浸透しておらず、過料徴収区域に比べて多くの路上喫煙が認められることから、過料徴収区域外により重点を置いた取組を強化する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

(1)法改正の影響調査

通行に占める路上喫煙者の割合等について、禁止区域周辺だけでなく主要な鉄道駅、観 光地周辺等を含め広範囲で調査を行い、法改正の施行前後の影響とその推移を確認する。

(2)街頭啓発の強化

街頭啓発を外部委託し、より広範囲高頻度の啓発を実施し、制度の認知向上と路上喫煙の 抑制を図る。

令和2年度の取組計

事業概要

1 禁止区域(過料徴収区域)での違反者に対する過料処分等 路上喫煙等監視指導員による巡回・指導及び過料徴収を実施した。(過料処分件数:424件)

2 周知・啓発活動, 音声啓発の強化

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、街頭啓発を行わず、過料徴収区域外を含む地域で 音声啓発を実施し、市民及び観光旅行者等に対して路上喫煙禁止の啓発を実施した。(音声啓発 回数:33回)

また,路上喫煙でお困りの市民等に対して,啓発ステッカー等を配布し活用いただくことで,市民等と協働して喫煙マナー向上に取り組んだ。(配布件数:38件)

路上喫煙等防止啓発推進員が,路上喫煙者に対し路上喫煙等に係る啓発活動を行った。 (注意喚起実績) 令和2年度(3月末時点) 371件

3 健康増進法改正に伴う影響調査

健康増進法改正前の令和2年2月と改正後の令和2年4月に通行人及び喫煙者の定点調査を 実施したところ、改正前と比べて改正後の通行人は約55%減少、喫煙者は約7%減少した。ただ し、今回の減少は新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられるため、健康増進法改正に伴 う影響は不確定である。

新規

繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(以下「条例」という。)」に基づき、客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)における客引き行為等を全面的に禁止するとともに、違反者に対する指導等を実施する。また、地域の商店会や地域団体等が客引き行為等の防止のために実施する自主的なパトロール等の活動に対し、合同でのパトロール実施や物品支給等による支援を実施する。

≪事業の開始時期≫

平成27年4月1日

1 実施方針

公共の場所における安心かつ安全な通行を確保することにより、市民等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的として、事業を実施する。

2 内 容

令

和

2 年

度の

取組

計

画

(1) 条例改正に伴う指導等の強化

令和2年4月の改正条例の施行により、引き続き、公共の場所における安心安全な通行を確保し、これまで以上に市民生活の一層の安心安全の確保や観光客の安心した回遊を可能とするため、令和2年度は、客引き行為等対策指導員を増員して各禁止区域におけるパトロール回数の増加などの客引き行為者等への指導・取締りを強化していくことで客引き行為者等の撲滅に向けて取組を進めていく。

- (2) 自主的な活動に対する支援 商店会や地域団体等が実施する自主的なパトロールの支援を行う。
- (3) 条例改正による効果検証 条例改正による客引き行為等の実態を調査し、事業の効果検証を行う。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

禁止区域で指導等を継続して実施してくことに伴い、違反を繰り返す悪質な違反者及び業者に対する指導、所有者及び管理者に対する管理者対策を実施する。

行為者の多くが大学生であることから、大学に対する周知啓発を実施する。

事業概要

○ 条例改正に伴う指導等の強化

令和2年4月の条例改正に伴い客引き行為等対策指導員を10名に増員し、指導等の強化を 図った。また、店舗への立入調査を積極的に行うなど、悪質業者に対する指導を強化した。

○ 自主的な活動に対する支援

商店会や京都府警察と連携してパトロールを実施するとともに,パトロールに必要な物品等 を支給するなどの支援を行った。

〇 大学生対策

大学コンソーシアム京都に加盟する大学に対し、チラシやステッカー等の啓発物品を送付 し、啓発を依頼するなどの対策を実施した。

令和2年度の実績報告

令

和2年度の実績

報告

≪事業名≫

地域コミュニティ活性化策の推進

新規 • 充実

継続

≪担当課≫ 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

≪事業の概要≫

地域のつながりの希薄化等により、「地域力」の低下が危惧されている中、地域コミュニティを活性化 するための地域の自主的な活動をより一層支援する。

≪事業の開始時期≫

平成20年度

1 実施方針

平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。

2 内 容

平成28年3月に改定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づいて、具体的な施策を推進する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぎ、支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するため、学校・PTAをはじめ、企業、NPO等との連携強化や、市職員の地域活動への参加促進、地域力アップに向けた学区の取組支援、住宅関連事業者等と連携した自治会等加入促進など、地域活動を支援する取組を引き続き実施する。

事業概要

「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき,次の取組を実施した。

- (1) 地域コミュニティサポートセンターの運営
- (2) 転入者交流支援制度の運用
- (3) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の運用
- (4) 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの運用
- (5) 啓発マンガ本『「地域」って…?』の配布
- (6) 大学コンソーシアム京都加盟校等へのメール周知及び「大学のまち京都・学生のまち京都」 公式アプリ「KYO-DENT」による啓発
- (7) 京都の自治会・町内会「困ったときのヒント集」の配布
- (8) 住宅関連事業者との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」の運用
- (9) 地域力アップキャンペーン月間の設定
- (10) 「新しい地域活動スタイル」リーフレット・ポスターの作成・配布
- (11) ICTツールの導入支援

画

令和2年度の実績

報告

≪事業名≫

地域団体とNPO法人の連携促進事業

新規 ・ 充実

継続

≪担当課≫ 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当

≪事業の概要≫

まちづくりの主体として活動してきた地域団体と、多様な分野において機動的かつ柔軟に対応していくことができるNPO法人の連携を促進し、各々のノウハウを活かした相乗的な効果を発揮させ、互いの活動を活性化させることで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化及びNPO法人の活動基盤の強化を図る。

≪事業の開始時期≫

平成25年度

1 実施方針

少子高齢化やライフスタイルの多様化により、住民ニーズや地域の課題が複雑・多様化する中、より良い地域社会を形成するためには、多種多様な知恵やノウハウを有した活動主体が交流・連携し、共に地域課題の解決に取り組んでいく必要がある。

そこで、まちづくりの主体として活動してきた地域団体と、多様な分野において機動的かつ柔軟に対応していくことができるNPO法人の連携を促進し、各々のスキル・ノウハウを活かした相乗的な効果を発揮させることで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化を図る。

2 内 容

地域団体とNPO法人が連携し、互いのノウハウや強みを活かしながら地域の課題解決に取り組む事業について、市民の皆様から寄附を募り、その寄附額と同額を京都市が助成するプログラムを公益財団法人京都地域創造基金と協働して実施する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

引き続き、地域団体とNPO法人のマッチングや事業化のサポートを重点的に行うことで、両者の連携により地域課題の解決と更なる地域力の強化を図る。

事業概要

事業の見直し及び本市の財政状況を鑑み、令和2年度の事業を休止、令和2年度末をもって事業を廃止した。

≪事業名≫

消費者啓発・消費者相談事業 (消費者教育の推進,消費生活情報の発信,消費生活相談など)

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

≪事業の概要≫

消費者一人一人が、自分だけでなく、社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と社会的課題に積極的に参加する社会である「消費者市民社会」を目指し、京都市消費生活基本計画に基づき、年齢階層やライフスタイルに応じた啓発手法を採り入れた消費者教育を推進する。また、消費生活情報の発信や消費生活相談など、消費者が安心・安全に暮らせる社会の基盤をつくるための事業にも取り組んでいく。

≪事業の開始時期≫

昭和42年

1 実施方針

- 「消費生活基本計画」に基づき、幼児期から高齢期までの各年齢階層に応じた消費者教育・ 啓発を推進する。
- ・ 消費生活に関する情報を様々な方法により発信するとともに,消費者被害に関する注意喚起 や高齢者等の見守りなど,身近な支援の仕組み作りを行う。
- ・ 消費生活相談や多重債務特別相談の実施に当たっては、相談機能の強化と相談しやすい環境 の整備にも取り組む。

2 内 容

【主な消費者啓発事業】

- ・ 「消費生活フェスタ」をはじめとする消費者教育イベント,京都府・各種団体等との連携による消費者教育・啓発事業,事業者に対する出前講座などを実施する。
- ・ 消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧,「京・くらしの安心安全情報」,センターホームページ,フェイスブック,ツイッター等,様々な媒体を用いた情報発信を行う。
- ・ 消費生活専門相談員(以下「相談員」)等を講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのサポーター」との協働による啓発活動を推進する。
- ・ (公財) 大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として,大学において消費者講座 を開講する。
- ・ 高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター、地域団体等とこれまで以上に連携強化 を図るため、積極的に各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議に参画してい く。
- ・ 成年年齢引下げを見据え、小・中・高等学校や関係機関等との連携の下、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じて体系的・効果的に消費者教育を推進する。

【主な消費者相談事業】

- 相談員による消費生活相談(平日 午前9時~午後5時)を実施する。
- ・ 「消費生活土・日・祝日電話相談」を、(特非) 京都消費生活有資格者の会に委託し、実施 する(午前10時~午後4時(年末年始を除く。)。京都府と共同で開設)。
- ・ 多重債務者の相談専用ダイヤルを設置し、相談員が助言や情報提供を行うほか、弁護士に よる多重債務特別相談を実施する。

- ・ 解決困難な案件を対象に、弁護士、相談員及び事務職員でサポートチームを構成し、相談 の早期解決を目指す「消費者サポートチーム事業」を実施する
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

学習指導要領を踏まえ、学校での消費者教育を充実させるとともに、消費者団体等と連携した、 大学生など若年者への消費者教育の一層の推進、「エシカル(倫理的)消費」の普及促進を図る ことにより、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会の形成に当たって大きな役割を 果たすことを認識したうえで、行動しようとする意識をもつ、社会に貢献する消費者の育成に取り組む。

事業概要

- ・中学生向け消費者教育冊子「めざせ!消費者市民!」を14,400部作成し,配布
- ・消費者教育用デジタル教材コンテンツ「買い物について考えよう~エコバッグが欲しい!~」 を教育部局との連携の下,作成
- ・実践的な消費者教育推進支援事業(教員等向け消費者教育研修講座)を計4回実施(11月, 2月)
- ・消費生活情報誌「マイシティライフ」(3月)、「京・くらしの安心安全情報」(年6回)等を発行したほか、センター独自ホームページ、フェイスブック及びツイッター等を活用することにより、様々な情報発信を行った。
- ・出前講座の実施(6件, 63名)
- ・「京・くらしのサポーター」による区民ふれあいまつり等における啓発(回数3回),広報誌等の配布(7回),情報交換会の開催(2回)
- ・大学における消費者講座(春学期:4月13日~7月27日,全15講,登録者110名 秋学期:9月28日~1月25日,全15講,登録者109名)を実施
- ・消費者力パワーアップセミナー(5回,参加者数110名)を実施
- ・消費者問題学習会「プラごみの現状と未来~レジ袋有料化,ウイズコロナで状況は変わったか?~」を実施(2月,参加者数38名)
- ・エシカル消費・SDGs 学習のための教材等(SDGs かるた, SDGs って何?(パワーポイント教材))を教育部局との連携の下、作成
- ・エシカル消費に関する普及啓発動画「身近でできるエシカル消費〜倫さんのお買物編〜」及び ホームページ「みんなで、みんなに、いい消費」を作成
- ・エシカル消費普及に係る啓発物品(普及啓発促進のためのキャラクターイラストの制作,オリジナル啓発ステッカー,オリジナル啓発グッズ「杣木コースター」)の作成
- ・イベントのオンライン配信(「ウイズコロナの消費行動を考える〜消費者市民社会とエシカル消費〜」, 11月,参加者41名,オンライン同時視聴者18名)やWEB講座用教材(消費者力パワーアップWEB講座用動画)を採り入れた消費者啓発事業の実施
- ・消費生活相談件数 10,309件
- ・消費生活土・日・祝日電話相談件数 1,526件
- · 多重債務相談件数 182件, 多重債務特別相談件数 52件

≪担当課≫ 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

≪事業の概要≫

大麻、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ及びシンナー等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止講習会の開催や啓発ポスターの掲示等による普及啓発を行う。

≪事業の開始時期≫

青少年を中心とした社会の各層にまで薬物の乱用が拡大するという第3次覚せい剤乱用期を迎えたことを踏まえ、地域に密着したよりきめ細かい対応を行うなど、平成11年度から事業を開始している。

1 実施方針

市内の中学生,高校生及び大学生が大麻所持で逮捕される等,依然として若年層の大麻使用がまん延していることから,大麻を含めた薬物乱用の拡がりに強い危機感を持ち,関係機関・団体との一層の連携を図り,啓発等の取組を充実・強化していく。

また,薬物乱用の撲滅に向け,市民ぐるみ・地域ぐるみで薬物乱用を許さない地域づくりを推進していく。

2 内 容

令

和2年

虔

0

取

組計

画

- (1) 本市職員(薬事監視員)の講師派遣,講習会を実施
- (2) 啓発資材の貸出・啓発資材の提供
- (3) 啓発ポスターの作成及び掲示
- (4) 区民ふれあいまつり等における薬物乱用防止啓発活動
- (5) 情報発信
- (6) ワークショップの実施
- (7) 街頭啓発
- (8) 薬物乱用防止に関するイベントの開催
- (9) 各区薬物乱用防止指導員協議会の開催(事務局:京都府,京都市)
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

インターネットやSNSを通じて、「大麻は安全である。」といった薬物に対しての誤った情報が流れ、大麻が若年層へ拡がっていることから、大麻に対する正しい知識や危険性を伝えるポスターやリーフレットを作成していく。

また,各局が行う薬物乱用防止啓発活動を通じて,薬物乱用を許さない地域づくりを展開していく。

なお、保健福祉局としても、引き続き、講習会や大学生等とのワークショップの開催を実施するとともに、啓発資材及びポスターを用いた効果的な普及啓発活動を展開していく。

事業概要

(1) 本市独自の主な取組

ア 大学と共同で啓発ポスターを作成し啓発(作成については9月)(市営地下鉄への掲示, 本市全局,各学校及び関係機関に配布)

- イ PTAフェスティバルにおける児童とその保護者への啓発(12月)
- ウ 啓発用のトラフィカ京カードの作成(1月,10,000枚販売)
- エ 啓発資材の作成(ふせん等),各種イベント等における配布(通年)
- オ 啓発資材の貸出 (通年)
- カ 本市職員(薬事監視員)による薬物乱用防止講習会、啓発事業の実施(通年)
- (2) 京都府等との共催による主な取組
 - ア 「薬物乱用防止に係る大学関係者セミナー」を京都府と合同開催(7月15日)
 - イ 体験型薬物乱用防止対策推進事業として模擬裁判を実施(8月6日)
 - ウ 令和2年度きょうと薬物乱用防止行動府民会議総会及び高校生シンポジウムの実施 (10月31日)
 - エ 各行政区薬物乱用防止指導員協議会への参画(4~5月)

令和2年度実績報

告

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫消防局予防部予防課

≪事業の概要≫

地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。

≪事業の開始時期≫

平成13年4月~

1 実施方針

常に火災原因の上位である放火火災を減少させるため、あらゆる機会を通じて放火火災防止に関する意識の高揚を図り、地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。

2 内 容

(1) 「放火対策プロジェクト」の推進

ア 過去の放火火災の発生状況等を考慮した「放火対策エリア」の選定

- イ 同エリアにおける継続的な放火対策の実践
- ウ 消防団員を対象に地域の放火対策に関する助言を行うための研修会の実施
- (2) 放火火災予防デーにおける放火防止啓発
- (3) 放火防止特別警戒の実施
- (4) 「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」との連携
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

市民による主体的な放火防止対策の実践を推進する。

「放火対策エリア」に選定された地域や放火火災が発生した地域については,防犯カメラやセンサーライトの設置をはじめとする放火防止対策の実践を重点的に推進する。

また,消防団員が地域において,地域が実施する放火対策に関する助言を行うことができるよう,放火対策をはじめとする火災予防に関する研修会を開催する。

事業概要

- 1「放火対策プロジェクト」の推進
 - (1) 新たに2学区を指定し、合計148学区を放火対策エリアに指定。
 - (2) 令和元年度から「放火対策コンサルタント養成研修」を「火災予防研修」に変更し、放火対策エリアの消防団員等を対象として、一般火災予防知識に加えて放火防止対策に関する講習を実施。

(新型コロナ感染対策のため受講者を削減して実施。令和2年度の受講者数29人)

- (3) 放火対策エリアにおいては、放火対策コンサルタントや火災予防研修を受講した消防団員を交えた話し合いや防火見回りといった、地域に応じた取組を推進。
- 2 放火火災予防デーに、各行政区で街頭広報等により放火防止の啓発活動を実施。
- 3 連続放火火災の発生した時等に、消防隊等が赤色灯を点灯し、パトロールを実施。
- 4 令和元年度から実施している放火火災対策機器の貸出事業を活用し,連続放火火災が発生した 地域に,センサーライト等を設置し,放火火災防止対策を実施。(令和2年度の実績1件)
- 5 「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」を通じて、区役所、警察等 と連携し放火防止啓発を実施。

令和2年度の実績報告

和2年

度

の取

組

計

≪事業名≫

子どもの携帯情報通信機器(スマホ・ゲーム機等)利用に

新規 • 充実 •

継続

関わる啓発

≪担当課≫ 教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働推進担当

≪事業の概要≫

子どもの命や生活に関わる「携帯情報通信機器(スマートフォン・ゲーム機等を含む。以下同じ)」の課題解決に向け、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、市民ボランティア「情報モラル市民インストラクター」をはじめ、保護者、学校、事業者等と連携して、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開する。

≪事業の開始時期≫

平成20年8月

1 実施方針

「京都はぐくみ憲章(子どもと共に育む京都市民憲章)」の行動指針に掲げる「インターネット通信端末機器の利用の危険性・依存性から子どもを守ります!」を踏まえながら、高度情報社会の進展により、将来不可欠となる情報通信機器を安全に有効に活用することができるよう、実効性のある啓発活動を推進する。

2 内 容

- (1)情報モラル市民インストラクターのスキルを高め、各地域・学校で開催される保護者等を対象とした研修会等において、子どもを取り巻く携帯情報通信機器の利用の現状と課題及び「家庭のルールづくり」の重要性について、わかりやすく解説し、啓発活動を推進する。
- (2)子どもたちの携帯通信情報機器(スマホ,ゲーム機等)利用による問題の予防・解決に向けて,小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え,保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを実施する。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - (1) 情報モラル市民インストラクターの養成や資質向上を図り、携帯情報通信機器の危険性や依存性について、地域に根差した草の根的な啓発活動を展開するとともに、授業プログラムを引き続き学校で実施し、保護者の一層の意識向上、及び子ども自らが考え正しく活用する力の育成を目指す。
 - (2) スマホ利用の低年齢化など、昨今の状況を踏まえた新たな乳幼児保護者向けのコンテンツ及び新たな小学生向けの学習プログラムを作成し、令和2年度から本格実施予定である。

事業概要

1 携帯情報通信機器の危険性・依存性等に関する研修会などでの啓発講座 各学校・幼稚園での「家庭教育講座」やPTA研修会等において、年間12回の啓発活動を 実施。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかった学校・幼稚園等が多数あった。

- 2 携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム
- 小・中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを実施。(延べ小学校79校,中学校9校) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかった学校もあった。
- 3 情報モラル市民インストラクターの資質向上 携帯情報通信機器の最新情報や問題点等に関する研修会を実施。(参加者15名)

令和2年度の取組計画

令

和2年

度

の実

績

報告

継続

「輝く学生応援プロジェクト」の展開

≪担当課≫ 総合企画局 総合政策室 大学政策担当

≪事業の概要≫

キャンパスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点(「学生の活動拠点=学生 Place+」)としてリニューアルし、学生が、大学の枠を越えて実施する、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行う。

≪事業の開始時期≫

平成22年6月13日

1 実施方針

京都市の人口の約1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化、「京都力」向上、未来の京都づくりに繋げるため、学生が大学の枠を越えて行う、京都のまちの活性化につながる活動に対し、総合的な支援を行う。

2 内 容

- (1)「学生 Place+」において、活動場所の提供や備品等の貸出しを行う。
- (2)「学生 Place+」において、学生に対して、活動に資する様々な情報や市政情報等を提供する とともに、専門の職員が助言を行う。また、学生の活動内容を掲示するなどの情報発信を行う。
- (3) むすぶネット(学生・地域連携ネットワーク:平成22年3月運用開始)を通じ、学生の活動と地域のニーズとのマッチング、連携の促進を支援する。
- (4) 社会貢献活動に関心のある学生が個人でも活動できるよう、学生とボランティア活動等の社会 貢献活動とをマッチングするとともに、活動に取り組む学生の成長をサポートする。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - (1)学生ならではの視点を運営に取り込むため、各プログラムについて、学生の参画を得ながら、運営等を行う。
 - (2) むすぶネットに登録する学生団体や地域団体へのヒアリング等,ニーズ調査を積極的に実施し、連携の促進につなげる。

事業概要

- (1) 学生 Place+ 登録学生団体数 14団体
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年4月11日~5月31日まで利用停止, 令和3年1月18日~2月7日まで午後8時以降の利用を停止。
- (2) むすぶネット 登録学生団体数 15団体/登録地域団体数 39団体 催し開催件数 0件
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で年度当初から10月末まではマッチング機能を 停止。
- (3) 学生ボランティアチャレンジ
 - ・活動参加者数 前期 0名[※] 後期 21名※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止

令和2年度の取組計画

令和2年度の実績報

告

≪事業名≫

学区の安心安全ネット継続応援事業(補助金、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出し)

新規

充実

継続

≪担当課≫

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課、各区役所・支所

≪事業の概要≫ 平成22年度までに市内全学区で立ち上がった学区単位のネットの活動を支援するため、 補助金の交付、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出しなどを実施する。

≪事業の開始時期≫ 平成23年度

1 実施方針

学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出しなどにより応援する。

2 内 容

(1) 補助金 ※区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算にて執行 学区の安心安全ネットで取り組まれる,防犯,地域福祉,防災,子どもたちの安全対策など,身近な安

【各区役所・支所概要】

心・安全の確保のための活動を、補助金により応援する。

(単位:千円)

		文 質 痴	補助制度概要		
		予算額	限度額	補助率	補助期間
北区		1 000	1 0 0	0/1000	1 左
		1, 200	または300	9/10以内	1年
上京区		2 5 0	5 0	3/4以内	1年
左京区		1, 019	1 5 0	4/5以内	1年
中京区		5 7 5	1 0 0		1年
東山区		3 3 0	3 0		1年
山科区		3 2 5	2 5	1	1年
下京区		6 0 0	1 0 0		1年
南区		5 0 0	100		1年
右京区		1, 000	200	3/4以内	1年(最長2年)
西京区		900	9 0		1年
洛西支所		6 3 0	9 0		1年
	伏見区役所		1 0 0		1年
伏見区	深草支所	1, 750	100		1年
	醍醐支所		1 0 0		1年

- (2) 防犯活動支援物品(防犯用具) ノートパソコン,地図ソフト,GPS機能付デジタルカメラ,防犯DVD,横断幕,パトロール用ベスト(差換え式),点滅指示棒,拡声器 など
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

補助金について、地域課題の解決や、地域のまちづくりを、区役所が柔軟かつスピーディに支えていく協働の仕組みづくりとして創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」と融合させながら、各区の裁量によって更に事業効果を上げていく。

令 事業概要

2

和 地域防犯などが定着し、地域活動が活性化される仕組みとして、本事業を構築している。

- なお、事業実績は、次のとおり。
- 年 (1) 補助金の交付 ※区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算にて執行
- 度 各区役所・支所全体

画

の実施報

告

交付件数 115件(交付学区数 118区) 8,057千円

【各区役所・支所内訳】

(単位:千円)

		交付件数 (交付学区数)	交付額
北区		8 (7)	1, 028
上京区		17 (17)	2 6 8
左京区		8 (8)	7 0 6
中京区		20 (12)	8 3 2
東山区		2 (11)	3 2 8
山科区		9 (9)	2 1 6
下京区		6 (6)	5 1 6
南区		5 (5)	4 2 3
右京区		16 (10)	1, 566
西京区		5 (5)	4 5 0
洛西支所		5 (6)	5 3 6
伏見区	伏見区役所	9 (9)	5 8 9
	深草支所	3 (3)	171
	醍醐支所	2 (10)	4 2 9

(2)防犯活動支援物品の貸出

ノートパソコン、地図ソフト及び防犯 DVD の貸出 1件

≪事業名≫

学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの

新規 • 充実

継続

防犯合同啓発

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」**の学生たちと一緒に、啓発、防犯パトロール、その他の 防犯活動を行う仕組みを設けることで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。

※自主防犯活動に参加を希望する大学生を対象に京都府警察が設けた学生防犯ボランティア登録制度

≪事業の開始時期≫

平成23年度

令和2年

度

0

取組

計画

1 実施方針

各種啓発活動の機会にロックモンキーズと合同で防犯パトロールやイベントへの参加など, 防犯活動を実施する。

2 内 容

- (1) 上記「1 実施方針」に基づき、合同啓発を実施
- (2) 合同啓発のための活動拠点を確保するとともに、ロックモンキーズが行う学生防犯活動に要する経費について「学生防犯活動事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業概要

多様な人材を取り入れるため、学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」と連携できるきっかけづくりとして、合同啓発の仕組みを構築し、実施要綱を定めている。

なお、ロックモンキーズは、地域住民との共同による防犯パトロールや子ども見守り活動の推 進などに取り組んでおり、令和2年度の主な活動実績は、次のとおり。

1 街頭啓発 12回 55人

2 防犯パトロール 21回 96人

3 防犯教室 2回 2人

4 その他の活動 40回 164人

※ 新型コロナウィルス感染症の影響により、例年開催されていた街頭啓発・防犯キャンペーン 等が中止になり、活動回数及び人員が大幅に減少した。

なお、コロナ禍においても『今できる活動』として、防犯動画等を作成し、YouTube、Instagram、Twitter などの SNS 等により防犯情報を発信するなど、工夫して活動を継続している。

令和2年度の実績報告

≪事業名≫ 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動

継続 新規 充実

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

市民生活の一層の安心安全の実現と、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、 観光旅行者等の安心安全の向上を図るため、市民、観光旅行者等が安心して生活し滞在することができる 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指し、京都市と京都府警察が、市民、事業者等との連携 により、各行政区において地域の特性、課題に応じた安心安全向上に向けたソフト・ハード両面の取組を 協働して推進する。

≪事業の開始時期≫

平成27年度

1 実施方針

全市的には、緊急的な対策を講じる必要性のある犯罪等への取組を実施し、各行政区において は、各区の現状・課題等に応じた具体的な取組計画となる「区版運動プログラム」を策定し、京 都市が誇る「地域力」「人間力」を最大限に活かした市民ぐるみの運動として取組を推進する。

2 内

(1) 市民ぐるみ推進運動広報啓発

京都府警察との協定締結以降,平成 28 年の刑法犯認知件数は 13,830 件と令和元年までに 15,000 件とする目標を前倒しで達成し、令和元年は10,405 件と更に減少した。今後さらに犯罪 認知件数を減少させるとともに、特殊詐欺等、全市的に緊急対策が必要な犯罪に対する取組を実 施するなど、被害防止及び地域住民の安心感を向上させるための取組を推進する。

- (2) 各区における市民ぐるみ推進運動の支援 平成28年度から各区で展開している「市民ぐるみ推進運動」が円滑かつ効果的に推進されるよ う、警察、関係機関との調整、各種支援等を行う。
- (3) 協定の延長

本運動の協定期間が令和2年度までとなっており、令和3年度以降も継続して安心安全に係る 取組を推進していくため、協定延長に係る協定式、市民総大会等を実施する。

- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 引き続き、令和2年度までの以下の目標達成を目指す。
- (1) 市内刑法犯認知件数1万件台半ば
- (2) 安心して暮らせるまちであると思う市民の割合50%以上
- (3) 治安に関し「大変満足」「満足」と感じた外国人観光客の割合 95%以上

事業概要

1 各行政区における市民ぐるみ推進運動の実施

各行政区において、区民、事業者、区役所・支所、警察署等からなる「区推進組織」を中心に、 各区の現状・課題に応じた市民生活の一層の安心安全の実現のための取組を実施した。

- 2 全市的取組
- (1) 特殊詐欺被害防止啓発
- (2) 女性の安全対策に関する広報啓発
- (3) 「見せる防犯」の取組

「ドライブレコーダーが生み出す 京 (みやこ)・安心安全推進プロジェクト」の実施にかか る合意書締結式を開催

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ運動」の新協定締結式を開催

令 和 2 年

度

0 実

績

報告

≪担当課≫ 文化市民局共生社会推進室

≪事業の概要≫

平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターを中核的施設として,相談や自立支援等に取り組むとともに,配偶者間などにおける暴力を許さない社会づくりのための啓発を行う。

≪事業の開始時期≫

平成13年度に女性に対する暴力に関する専門相談を女性総合センター(現京都市男女共同参画センター(ウィングス京都))で開始するととともに、啓発リーフレットを作成し、配布した。

1 実施方針

京都市DV相談支援センター等において、相談から自立支援までの被害者支援に引き続き取り組むとともに、配偶者等からの暴力の防止に関する啓発を幅広く実施することで、DV対策の充実を図る。

2 内 容

- (1) 京都市DV相談支援センター等における相談, 自立支援の継続実施
- (2) 京都市DV相談支援センター,児童相談所及び子どもはぐくみ室との更なる連携,研修会の充実,DV対策と児童虐待対策の一体的な啓発・広報の実施
- (3) 関係機関とのネットワーク体制の充実・強化、研修の実施
- (4) 女性に対する暴力をなくす運動実施期間等における啓発の推進
- (5) 民間シェルター等への補助
- (6) DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居の継続実施
- (7) 若年層向けの啓発の充実
- (8) 「第4次京都市男女共同参画計画」(京都市DV対策基本計画)の次期計画を策定
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

京都市DV相談支援センターにおける相談、自立支援等の取組や京都市男女共同参画センター (ウィングス京都)における各種相談・講座の開催等、被害者支援やDVの予防啓発に関する従来 の取組を継続して実施する。

また、引き続き本市制作のデートDV予防のためのDVDの活用を教育機関等に働きかけ、若年層に対するデートDV予防の啓発に取り組むとともに、学生アプリ(KYO-DENT)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。

安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間 シェルター運営団体が先進的な取組を行うことに要する経費等について交付金を交付するため、予 算を増額している。(令和2年度内閣府制定)

事業概要

令和 2

年度

の実

績

告

- (1) 京都市DV相談支援センターにおける相談,自立支援の継続実施及び相談員増員による体制 強化
- (2) ウィングス京都における自立支援等事業及び相談事業(カウンセラーによる女性への暴力に 関する専門相談、男性のためのDV電話相談等)の継続実施
- (3)「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の代表者会議及び実務者会議の開催 (書面開催含む)。子ども家庭支援課の参画による関係機関とのネットワーク体制の充実・強化 DV被害者支援シンポジウム(朗読ひとり芝居)の実施(11月6日/89名参加) ※後日ウェブ配信を実施(11月20日~25日/412名視聴)

令和2年度の取組計画

- (4) 女性に対する暴力をなくす運動実施期間(11月12日~25日)における啓発の推進市民しんぶん区版に啓発記事掲載,市役所分庁舎及び全区役所・支所におけるパネル展示等を実施,啓発広告を掲載したトラフィカ京カードの販売・地下鉄車内広告,京都府との事業連携による京都タワーのライトアップ(紫色)を実施,二条城イルミネート(紫色)を実施
- (5) 京都市民間緊急一時保護施設補助金の継続(交付団体1団体 3室)
- (6) 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金の継続(交付団体1団体)
- (7) インクルーシブケアシステムの構築をはじめとする民間シェルターの先進的な取組に対する 配偶者暴力被害者等支援補助金の新規交付(交付団体1団体)
- (8) DV被害者自立支援講座の実施
- (9) DV被害者京都市市営住宅特定目的優先入居(申込実績 2件)
- (10) 男性のためのDV電話相談の実施(相談実績 20件)
- (11) 本市制作によるデートDV予防のためのDVD・冊子の活用や、学生アプリ(KYO-DE NT)の配信など、若年層及び関係機関等を対象にデートDVの予防啓発を実施
- (12) DVに関する専門的な内容の講義を行うDV予防講座の実施(参加実績 103名/4回)
- (13) 京都市男女共同参画推進協会による,みんなで考える男女共同参画講座(DV関連)の実施 (定期開催6名/1回,出前講座137名/3回)
- (14) 「第5次京都市男女共同参画計画」(京都市DV対策基本計画) 策定に向けた取組の実施
- (15) 国際女性デー (3月8日) にちなみ、市役所西庁舎・ウィングス京都にてパネル展示を実施 (3月8日~14日)

組計

画

≪事業名≫

いきいき市民活動センターの運営

新規・・・・・・・・・継続

≪担当課≫ 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当

≪事業の概要≫

市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既存の市民活動総合 センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。

≪事業の開始時期≫

平成23年4月1日

1 実施方針

市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既設の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。

また,市民活動総合センターを補完する機能を有しつつも,13センターそれぞれが独立した 公の施設として,利用者等との「交流」「協働」を通じ,それぞれが特色ある施設へと「進化」 していく在り方を目指す。

2 内 容

次の3つの柱で事業を展開する。

- (1) 交流: 市民が身近に活動・交流できる場所・機会を提供し、地域の活性化につながるような機能を目指す。
- (2)協働:市民活動総合センターだけでなく、各いきいきセンター同士が互いに連携・協働することによって、よりよい施設運営を目指す。
- (3) 進化: 時代の流れや利用者のニーズにあわせて、日々柔軟に進化していく施設を目指す。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

市内13箇所のいきいき市民活動センターについて,市民活動センター評価委員会からのいき センの在り方についての答申を基に施設を活性化するための方策について,検討する。

事業概要

市内13箇所のいきいき市民活動センターにおいて、次の3つの柱に基づき事業を行った。

(1) 交流

市民の身近な活動・交流拠点としての機能

(2) 協働

施設運営の質の向上を目的とし、市民活動総合センター等との連携・協働

(3) 進化

機能面においても利用者がより市民活動しやすいように支援し、進化していく施設

また、いきいき市民センターの今後の在り方について基本的な考えを示した「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針」を策定し、これに基づき、利用料金制を導入し利用料金の適正化を図るため「京都市市民活動センター条例」を改正した。



≪担当課≫ 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当

≪事業の概要≫

市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。

≪事業の開始時期≫

平成15年6月23日

1 実施方針

市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNP Oやボランティア団体等の市民活動をサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。

2 内 容

令和

2 年

度の

取組

計

生活安全の推進に取り組むNPO,市民活動団体を含む幅広い団体に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開する。

- (1) 市民活動に関する情報収集・提供
- (2) 市民活動に関する各種相談
- (3) 市民活動団体等の育成
- (4) 市民活動団体と地縁組織,企業,大学等との連携促進

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

引き続き,市民活動総合センターを利用する市民による自主的なまちづくり活動が促進されるよう,必要な支援を行う。

積極的な参加による公設民営に向けて、より一層の市民参加による事業展開を図る。

事業概要

市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。

- (1) 市民活動に関する情報収集・提供
 - ・情報提供システム「市民活動 情報共有ポータルサイト」の運営
 - ・機関紙の発行、メルマガの配信
- (2) 市民活動に関する各種相談
 - ・法人化相談や資金調達などに関する一般相談
 - ・会計や労務等に関する専門家無料相談の実施
- (3) 市民活動団体等の育成
 - ・NPO初歩講座やNPO設立講座等、各種講座の開催
 - ・スモールオフィス (貸事務所スペース。12団体分), ロッカー (大36, 中24, 小18), メールボックス (95) の運営
- (4) 市民活動団体と地縁組織,企業,大学等との連携促進
 - ・市民が気軽に市民活動等に触れることができるイベントの実施(市民活動支援公開講座,クリスマス・チャリティーコンサート,市縁堂クラウドファンディング)

令和2年度の実績報告

野生鳥獣対策

新規 • 充実 •

継続

≪担当課≫ 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当,産業観光局農林振興室農林企画課

≪事業の概要≫

サル等の野生鳥獣による生活環境被害への対策について,野生鳥獣の追い払いや地域住民が主体となった自主防除組織の設立,活動支援等を行う。また,平成19年度からはアライグマによる生活環境被害について,特定外来生物法に基づく防除を実施している。

≪事業の開始時期≫

平成18年度

1 実施方針

引き続き地域住民が主体となった自主防除組織の設立,活動支援及び追払い活動の支援を 行うとともに,野生鳥獣による生活環境被害について,区役所,保健福祉局等と連携・協力し,対 策を進める。

2 内 容

(1) 自主防除組織の設立, 活動支援

「北区猿害対策協議会」、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」、「東山区獣害対策協議会」、「山科区獣害対策チーム連絡協議会」、「松尾山周辺獣害被害対策チーム」及び 「洛西地域猿害等対策協議会」への活動支援

- (2) 自主防除活動に必要な追払い物品(花火,かんしゃく玉等)の提供
- (3) 専門家(野生鳥獣保護管理協議会等)への追払い委託
- (4) アライグマの防除
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 既存の自主防除組織の活動を支援する。

事業概要

(1) 自主防除組織の設立,活動支援

「北区獣害対策協議会」、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」、「東山区獣害対策協議会」、「山科区獣害対策チーム連絡協議会」、「松尾山周辺鳥獣獣害対策チーム」及び「洛西地域猿害等対策協議会」への活動支援

- (2) 自主防除活動に必要な追払い物品(花火,かんしゃく玉等)の提供
- (3) 専門家(野生鳥獣保護管理協議会等)への追払い委託
- (4) アライグマの防除

報告

和2年

度の

取

組計

画

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 上下水道局総務部総務課

≪事業の概要≫

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の一つである「花いっぱい・やさし さあふれる美しいまち運動」等と連携し、水道水・雨水を使って花や緑を育てることを呼び掛ける。

≪事業の開始時期≫

平成27年度

1 実施方針

地域のあらゆる主体の活動による犯罪の予防

地域への愛着と見守り活動の機会を増やすため,道路沿いに花などを植え,美しい景観をつくり,人の目が増える環境をつくる。

2 内 容

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に取り組む文化市民局や 各区役所・支所をはじめ、緑化に関する事業に取り組む部局や市民団体等とも連携し、水道 水・雨水を活用した花と緑いっぱいのまちづくりを推進していく。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

水道水だけでなく、雨水を活用し、花や緑を育てていくことを通じて、浸水被害の軽減にもつながる雨水貯留タンクの設置についてもPRしていく。

事業概要

例年、上下水道局が主催するイベントにおいて、花の苗や種、啓発ちらしを配布していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの実施を見送ったため、局のSNSを活用し、水道水・雨水で花や緑を育てていただくことを発信した。(Twitter 及び Facebook, 12月10日発信)

令和2年度の取組計画

令和2年度の

実績報告

≪事業名≫

各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進

≪担当課≫ 各区役所・支所

≪事業の概要≫

各区役所・支所の地域特性に応じた施策を展開するため、平成24年度に創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等に基づき、これまでの取組の継続と新たな生活安全施策を実施する。

1 実施方針

各区の地域特性に応じた様々な安心・安全なまちづくりに向けた取組を推進する。

2 内 容

(1) 上京区役所

- ア 上京区交通安全会連合会関連事業【継続事業:予算額-千円】 〔地域力推進室まちづくり推進担当〕 上京区交通安全会連合会と共催で開催する「上京交通安全フェスティバル」や区内での街頭啓発を 通じて交通安全意識の高揚を図る。
- イ 青色防犯パトロール活動【継続事業:予算額-千円】〔地域力推進室まちづくり推進担当〕 上京区内において監視力を高め、犯罪・事故等を未然に防止し住民の安心・安全を確保するため、 上京警察署と連携し、青色防犯パトロールを実施。

(2) 左京区役所

左京・高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト

【継続事業:予算額700千円(予算現額580千万)】〔健康長寿推進課〕 誰もが迎える高齢期に向け、区民一人ひとりが自分ごととして高齢者にやさしい環境づくりに取り 組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うため以下の取組を推進する。

ア 高齢者にやさしい店

区内の商店・金融機関等を対象に認知症などについて知識・理解をもった店舗を「高齢者にやさしい店」として登録し、登録店には宣言文、ステッカー等を交付し、ホームページ等で紹介して高齢者への支援の充実を図っている。また、登録店の中から高齢者の見守りや居場所等(安心な立ち寄り場所)の役割を担える店舗を育成するためのスキルアップ講座やワークショップを実施する。

イ SOS ネットワーク

認知症になっても安心して外出できるよう公共交通機関への働きかけを行う。認知症にやさしい駅 カフェの開催。

(3) 中京区役所

- ア 「誰かのために何ができる」防災事業 【継続事業:予算額1,800 千円】 〔地域力推進室〕 各学区におけるより実践的な避難所運営訓練の実施に向け、避難所で発生する様々な課題に対処 するシミュレーションである避難所運営ゲーム(HUG/ハグ)の中京区版の作成・活用や、商店街と 連携した外国人観光客等の帰宅困難者に対する防災対策、各学区におけるペット防災に対する啓 発・訓練を展開する。
- イ 中京区「歩いて楽しいまちづくり」共汗支援制度【継続事業:予算額1,500千円】 [地域力推進室] 交通問題対策について区民が主体となり議論する「交通問題プロジェクトミーティング」を引き続き開催し、提案されたソフト施策の実施をサポートする。また、現在実施している取組の検証を行いつつ、より有効な取組について検討する。

(4) 東山区役所

ア 高齢者支援・多世代交流プロジェクト

【継続事業:予算額1,750千(プロジェクト型事業全体の予算)】[地域力推進室] 地域活動を行う学生がDIY した空き家を,高齢者の居場所として運営。さらに,地域の交流イベント (落語,着物アレンジ,住まいの相談等)を企画し,居場所が地域の多世代交流の場所となることを目指す。

イ 東山「観光・交通・環境」協力会議と協力した観光シーズン等における交通誘導員配置事業

【継続事業:予算額 -千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当]

東山「観光・交通・環境」協力会議と協力し、東山区に多くの観光客が訪れる春秋の観光シーズン

を中心に交通誘導員を配置することにより、歩行者の安心・安全の確保を図る。

(5) 山科区役所

ア 地域の防災力アッププロジェクト 【継続事業:予算額 300 千円】 〔地域力推進室〕 各学区及び各人の自発的な防災意識の向上を図るとともに、今後の避難所運営に必要な物品の購入 を行う。

イ 子育て世代を対象とした防災教育の推進【新規事業:予算額 400 千円】 〔地域力推進室〕 乳幼児の養育世代は防災訓練等の地域行事への参加を躊躇することが多く,防災情報に直接触れる 機会が少ない傾向にある。

乳幼児は高齢者と同様に災害時に特別な配慮が必要であるにも関わらず、その養育者に正しい防災 知識が普及できていない状況であることから、乳幼児の養育世代に特化した「赤ちゃん防災講座」を 実施する。

(6) 下京区役所

避難所運営に関する研修及び訓練の実施【新規事業:予算額 300 千円】〔地域力推進室〕 地域住民(自治連合会・自主防災会),学校等の施設管理者,消防署と協働して,避難所の開設・運営をテーマにした体験型研修を実施し,地域防災力の強化を図る。

(7) 南区役所

ア みなみ力で頑張る!区民応援事業【継続事業:予算額3,940千円】 〔地域力推進室〕

南区ならではの地域力(みなみ力)を原動力に「南区基本計画(第2期)」を推進するため、南区内での「まちづくり活動」を対象とした補助を行う(一般枠)。また、地域の「活性化」に向けた活動を対象とした補助を行う(地域活性枠)。更に、費用対効果や参加者に対する影響など活動内容がめざましい活動等を継続して支援する(まちをはぐくれ活動枠)。

補助概要:①一般枠:必要事業経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額

- ②地域活性枠:必要事業経費の4分の3又は10万円のいずれか低い方の額
- ③まちをはぐくが活動枠:

(一般枠からの継続) 必要事業経費の3分の1又は50万円のいずれか低い方の額 (地域活性枠からの継続) 必要事業経費の3分の1又は5万円のいずれか低い方の額

イ 地域防災力強化「避難所体験型研修」事業【継続事業:予算額2,140千円】[地域力推進室] 自治連合会,自主防災会,学校等の施設管理者及び消防署と協働して,学区ごとに避難所の開設・ 運営についての体験型研修を実施するともに,避難所ごとに作成した運営マニュアルの更新・改善を 行う。

(8) 西京区役所

- ア 西京区地域力サポート事業【継続事業:予算額6,910千円】 〔地域力推進室 企画担当〕 西京区内で活動する団体の自発的,主体的なまちづくり活動を支援する。
- イ 青色防犯パトロール活動【継続事業:予算額: 千円】〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕 西京区内の強盗事件、ひったくり等の犯罪や、交通死亡事故の未然防止を図り、住民の安心・安全 を確保するため、地域住民、西京警察署、行政が連携し、青色防犯パトロールを実施。
- ウ 自助力・共助力向上プロジェクト【継続事業:予算額:1,000 千円】 〔地域力推進室 総務・防災担当〕 災害対応力の向上及び災害への備えを実践していただくため、地域防災リーダー育成事業、避難所 運営訓練等支援事業、防災出前事業等、区民の自助力・共助力の向上を目指した事業を展開し、地域 防災力の強化に繋げる。

(9) 伏見区役所

ア 伏見区区民活動支援事業【継続事業:予算額 11,300千円】

〔伏見区役所・深草支所・醍醐支所 地域力推進室 企画担当, まちづくり推進担当〕

「伏見区基本計画〜皆でつくる すむまち伏見〜」の推進にあたり、地域の安心・安全を確保する ためのまちづくり活動等を対象とした補助を行う。学区レベルなど広い地域で取り組む子どもの貧困 対策等、健康長寿、地域防災の取組を重点支援事業と位置付け、小規模枠内に一定数の採択枠(予算 枠)を設け、優先的に採択する。

補助概要:①一般枠:必要事業経費の2分の1以内で60万円を上限として補助する。

②小規模枠(重点支援事業を含む):必要事業経費の5分の4以内で15万円を上限として補助する。

イ 伏見ルネッサンスプランの推進【継続事業:予算額 ー千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当] 横大路地域において住民・企業により設立した「横大路まちづくり協議会」と伏見区役所をはじめ とした本市関係部局が協働して、伏見ルネッサンスプランに掲げる「公害のない安心・安全なまちづくり」等のまちづくりの目標の実現に取り組む。

(10) 深草支所

ア レジリエントなまち

地域固有の課題に対し、住民が主体となって解決に向けた取組を進め、持続可能なまちづくりを支援する。

①伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり【継続事業:予算額1,000千円】

〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕

伏見稲荷大社周辺における安心安全なまちづくりに向け、地元協議会の行動計画に基づく取組を支援する。

②住民主体のレジリエンスのまちづくり 【新規事業:予算額500千円】

〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕

- ・「まちづくりカレッジ2020」の実施
- ・地域固有の課題に解決に向けて、住民が主体となって取り組む持続可能なまちづくりを支援する。
- イ 深草トレイルの新たな展開【継続事業:予算額200千円】[地域力推進室 まちづくり推進担当] 深草トレイルを含む深草丘陵一帯の環境保全と魅力向上のための活動を、大学や高校、地域住民と 連携して実施
- エ 大岩街道周辺地域の良好な環境づくりの推進【継続事業:予算額4,078千円】

[地域力推進室 大岩街道周辺地域環境整備担当]

「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき、関係局との連携の下、 市街化調整区域における地区計画制度の活用と住民や事業者等に対する発意醸成の取組により、良好 な環境づくりを誘導していく。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

地域特性に応じた取組を推進する。

事業概要

(1) 上京区役所

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上京区交通安全会連合会関連事業及び青色防犯パトロール活動についても、一部の啓発活動については区役所及び警察署で実施したが、地元参加には至らなかった。

また、上京交通安全フェスティバルについても中止した。

- (2) 左京区役所【継続事業:予算額704千円】[健康長寿推進課]
 - ア 高齢者にやさしい店(登録店舗280店(令和3年3月末現在)
 - ・高齢者にやさしい店ニュース (第12号) を発行し、全登録店舗へ送付した。
 - ・ホームページをリニューアルし、登録店舗のホームページやマップとリンクして、活用しやすい内容に見直した。
 - ・登録店舗を対象に、フォローアップ研修や事業等への意見についてアンケートを実施した。
 - ・「高齢者にやさしい店」オンラインミーティングを実施し、登録店舗と「認知症にやさしい地域づくり部会」と交流を行うとともに、今後の活動について意見交換を行った。
- イ SOS ネットワーク

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を見合わせた。

(3) 中京区役所

ア 「誰かのために何ができる」防災事業 【継続事業:予算額1,800 千円】 〔地域力推進室〕 各学区の自主防災会総会や防災訓練に参加し、避難情報発令時の対応や避難所開設等初期対応等防 災体制の強化を図った。

その他, 感染症対策等を含めた避難の方法や各種防災情報を出前講座で参加者に広く伝達するとともに, 災害時の被害の最小限に食い止めるための地域コミュニティの重要性について啓発を行った。中京区総合防災訓練では, 中京区で開発した避難所運営訓練キット中京区版 HUG を活用し, 実際の避難所と資機材を用いた実地訓練を行い, 避難所における問題解決能力の向上を行った。

イ 中京区「歩いて楽しいまちづくり」共汗支援制度【継続事業:予算額954千円】 〔地域力推進室〕 「交通問題プロジェクトミーティング」を1回開催するとともに、令和元年度に制作した冊子「マンガで知ろう!通りの復権と歩いて楽しいまち」を活用して歩行者優先のまちづくりと「通りの復権」 への積極的な参加を啓発し、行動の変化を促すことを目的としたMM*アンケートを実施した。

※MM(モビリティ・マネジメント)とは

アンケート等により自らの交通行動(自動車や自転車の使い方や運転マナーなど)を振り返って もらい,より望ましい交通行動(例えば自転車を使わずに公共交通を利用,徒歩など)への自発的 な変化を促す取組

(4) 東山区役所

高齢者支援プロジェクト【交付額:920円】〔地域力推進室〕

空き家活用の一環として所有者から無償提供された空き家を地域交流施設として活用・運営し、週に 1回施設を主に高齢者の居場所として開放し、学生が高齢者と交流しながらイベントを企画・開催する 事業であったが、新型コロナの影響により事業内容を変更して実施した。

- ・オンライン体操教室、高齢者向けのオンライン勉強会
- ・ラボ利用者との手紙による交流
- ・空き家見守りボランティア、空き家の活用、活用見学ツアー

(5) 山科区役所

- ア 地域の防災力アッププロジェクト 【継続事業:予算額 300 千円】 〔地域力推進室〕 次の取組を実施することにより、防災力の向上を図った。
 - ・平成30年及び令和元年度に実施した区内一斉防災訓練を検証するための検討会(ふりかえり意見 交換会)を11月29日に実施。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策として、避難所運営研修会の開催及び関連マニュアルの整備を実施。
 - ・避難所運営器材の追加配分を実施。
- イ 子育て世代を対象とした防災教育の推進【新規事業:予算額 400 千円】 〔地域力推進室〕 新型コロナウイルス感染拡大防止対応の一環として事業を中止した。

(6) 下京区役所

コロナ禍の中,区総合防災訓練等の大規模な避難所運営研修は未実施。代わりに地域住民を対象とする避難所運営におけるコロナ対策研修を実施したが,感染症予防のため小規模実施であったこともあり,予算は使用しなかった。

(7) 南区役所

ア みなみ力で頑張る!区民応援事業【継続事業:予算額3,940千円】 〔地域力推進室〕

南区ならではの地域力(みなみ力)を原動力に「南区基本計画(第2期)」を推進するため、南区内での「まちづくり活動」を対象とした補助を行った(一般枠:5件)。また、地域の「活性化」に向けた活動に補助を行った(地域活性枠:1件)。更に、費用対効果や参加者に対する影響など活動内容がめざましい活動等を継続して支援した(まちをはぐくむ活動枠:1件)。

募集期間 一次募集 令和2年4月1日(水)~令和2年5月15日(金)

二次募集 令和2年9月1日(火)~令和2年9月30日(水)

応募事業数 一般枠:7事業,地域活性枠:1事業,まちをはぐくむ活動枠:1枠 審査会の開催 (一次)令和2年7月9日(木) (二次) 令和2年11月5日(木)

採択事業数 一般枠:5事業,地域活性枠:1事業,まちをはぐくむ活動枠:1枠

イ 地域防災力強化「避難所体験型研修」事業【継続事業:予算額1,050千円】 〔地域力推進室〕 地域住民(自治会・自主防災会)や小学校等と連携することで、地域住民の役員等を対象として、 少数でのコロナ対策を踏まえた防災研修を行った。

また、避難所設置に関するマニュアルの動画を作成し、当該動画をインターネット配信やDVDでの配布を行うことで、避難所設置に関する習熟を図った。

(8) 西京区役所

ア 西京区地域力サポート事業【継続事業:予算額6,910千円】〔地域力推進室 企画担当〕 西京区内で活動する団体からまちづくり活動の申請が23件あり、審査の結果、23件すべてを補助金の交付団体として決定し、19件について活動経費の一部を補助した(4件は活動中止)。 さらに、ウィズコロナ社会において地域住民の絆づくりを目的とした活動を支援する「ウィズコロナ社会における地域の絆づくり支援事業補助金」を新設し、申請のあった23件に対して、活動経費の一部を補助した。

- イ 青色防犯パトロール活動【継続事業:予算額: 千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当] 西京区内の強盗事件、ひったくり等の犯罪や、交通死亡事故の未然防止を図り、住民の安心・安全 を確保するため、地域住民、西京警察署、行政が連携し、青色防犯パトロールを実施した。
- ウ 自助力・共助力向上プロジェクト【継続事業:予算額:963千円】〔地域力推進室 総務・防災担当〕 災害対応力の向上及び災害への備えを実践していただくため、地域防災リーダー育成事業、避難 所運営訓練等支援事業、防災出前事業等、区民の自助力・共助力の向上を目指した事業を展開し、 地域防災力の強化に繋げた。

(本所, 支所合同で実施)

- ○避難所運営訓練等支援事業:実施回数11回,延べ参加人数507人
- ○防災出前事業:実施回数8回,延べ参加人数432人

(9) 伏見区役所

ア 伏見区区民活動支援事業【継続事業:予算現額 7,733千円】

「伏見区役所・深草支所・醍醐支所 地域力推進室 総務・防災担当,まちづくり推進担当」「伏見区基本計画〜皆でつくる すむまち伏見〜」の推進にあたり、地域の安心・安全を確保するためのまちづくり活動等を対象とした補助を行った。学区レベルなど広い地域で取り組む子どもの貧困対策等、健康長寿、地域防災の取組を重点支援事業と位置付け、小規模枠内に一定数の採択枠(予算枠)を設け、優先的に採択した。

補助概要:①一般枠:必要事業経費の2分の1以内で60万円を上限として補助。

②小規模枠(重点支援事業を含む):必要事業経費の5分の4以内で15万円を上限として補助。

募集期間:4月1日~5月7日

応募事業件数:一般枠8事業,小規模枠38事業(重点支援事業11事業含む)

審査会の開催:6月30日(書面開催)

採択事業件数:一般枠5事業,小規模枠37事業(重点支援事業11事業含む)

イ 伏見ルネッサンスプランの推進【継続事業:予算額 ー千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当] 横大路地域において住民・企業により設立した「横大路まちづくり協議会」と伏見区役所をはじめとした本市関係部局が協働して、伏見ルネッサンスプランに掲げる「公害のない安心・安全なまちづくり」等のまちづくりの目標の実現に取り組む。

(10) 深草支所

ア 伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり

【継続事業:予算現額1,013千円】 〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕

- ・「伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議」において、今後5年間に取り組むべき内容を取りまとめた「最終まとめ」を発表。(3月)
- ・地域主体の地元協議会「伏見稲荷周辺の住みよいまちづくり推進協議会」を設立(3月)
- ・感染症対策を学ぶ研修会の実施や、安心安全な取組を実践する伏見稲荷周辺の事業者に「伏見稲荷安心おもてなし店舗」のステッカーなどの掲示物を交付。
- ・まちづくり会議の公式 YouTube チャンネル「伏見稲荷チャンネル」で、伏見稲荷周辺に息づく文化・歴史、自然等の本質的な魅力を動画で発信する映像を作成。
- イ 深草トレイルの新たな展開

【継続事業:予算現額221千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当]

- ·展望所除草作業(9月)
- ·展望所雑木伐採作業(11月)
- ・大岩神社参道入口前の放置竹林の伐採作業(12月)
- ウ 大岩街道周辺地域の良好な環境づくりの推進

【継続事業:予算額3,961千円】〔地域力推進室 大岩街道周辺地域環境整備担当〕

- ・岡田山撤去の安全かつ適正な実施と周辺地域の安全確保及び生活環境を守ることを目的とした、「岡田山撤去連絡協議会」を令和2年7月(第14回)と令和3年1月(第15回)の、計2回、文書開催により実施し、撤去計画どおり推移していることを確認した。
- ・令和2年度に創設したまちづくりに関する専門家活用助成制度を活用し、Aエリアまちづくり協議会の地区計画(素案)づくりに向けた「まちづくり構想」作成業務を支援した。
- ・Bエリアにおいては、地域主体の地区計画(素案)の作成に向けて、これまでから当該地域に関わっていただいている京都大学神吉教授と龍谷大学井上准教授の支援を受けながら、地区計画(素案)の作成のポイントとなる道路拡幅に係る意向調査を実施し、道路整備構想図を作成した。
- ・A,B,C各エリアのまちづくり協議会に,まちづくりの気運を盛り上げる必要性を伝え,各協議会主催による地域一斉清掃の実施を促した。当日は,約50名が参加し,龍谷大学や京都大学学生の協力も得て,ごみ袋(30L)100袋,大型ごみ20個が回収された。

(以下、令和2年度取組計画未掲載だが、実績があるため記載する。)

(11) 北区役所

「北区民まちづくり提案支援事業」による北区基本計画の推進

【継続事業:予算額5,111千円】〔地域力推進室〕

「北区基本計画~はつらつ北区プラン~」及び「北区民つながるプログラム」に掲げるまちの将来像を実現する区民協働のまちづくりの推進のため、区民の自発的・自主的なまちづくり事業を公募した。申請は24件あり、北区民まちづくり提案支援事業審査会による審査・選考により19件を補助金の交付団体として決定し、活動実績のあった17件について活動経費の一部を補助した。

(12) 右京区役所

右京区民ふれあい・文化フェスティバル オンライン

【継続事業:予算5,130千円の一部】 〔地域力推進室 企画担当〕 オンラインで開催した「右京区民ふれあい・文化フェスティバル」において、右京警察署、少年補導のほか、京都光華の防災サークルなどが防犯・安心安全についてのPR動画を投稿することにより、右京区民の意識向上をはかった。

継続

子ども・若者総合支援事業

≪担当課≫ 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

≪事業の概要≫

平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者の自立を目指し、関係機関と連携の下、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。

≪事業の開始時期≫

平成22年10月1日

1 実施方針

「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営むう えでの困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援を実施する。

2 内 容

(1) 子ども・若者総合相談窓口の運営

ニート,不登校等の子ども・若者及びその御家族からの相談に対応し,適切な関係機関の紹介など,相談者の状況に応じた必要な情報提供及び助言を行う「子ども・若者総合相談窓口」を運営する。

(2) 子ども・若者支援地域協議会の運営

子ども・若者の支援を行う幅広い分野の支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を運営し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に関し、必要な情報交換を行うとともに、子ども・若者支援地域協議会による支援の主導的役割を果たす子ども・若者指定支援機関に配置した「支援コーディネーター」が、具体的な支援内容について協議を行い、支援を適切に組み合わせた効果的かつ円滑な支援を実施する。また、研修等により関係職員の資質向上を図る。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

普及啓発については、一過性のものでは効果が薄いため、今後も継続的に、より効果的な普及啓発について検討、実施していく必要がある。このため、令和2年度についても、より効果的できめ細やかな広報活動を検討、実施していく。

事業概要

(1) 子ども・若者総合相談窓口及び子ども・若者支援地域協議会運営 総合相談窓口相談件数:409件,協議会による支援件数:56件(令和2年8月末まで)

(2) 普及啓発活動の実施

相談のしおりの中学高等学校等での配布、総合相談窓口のチラシ等の区役所等での配架など

(3) NPO等民間団体及び公的支援機関の支援者への研修実施

テーマ:「困難を抱える子ども・若者の現状・支援について」

対象者:約50名

感染症拡大防止のため, オンラインにて開催

| 令和2年度の実績

報告

和

2 年

度

 \mathcal{O}

取

組

計画

有害環境の浄化活動の推進

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 ≪担当課≫

≪事業の概要≫

青少年の成育環境の改善を図るため,青少年育成団体が実施する非行防止,犯罪予防,有害環境浄化活動 などの事業に対して助成・支援を行うとともに、青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、 地域団体の取組支援を行う。

≪事業の開始時期≫

(1) 少年を明るく育てる京都大会

毎年7月に実施される内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、京都市 少年補導委員会を中心に, 少年の非行防止と健全育成に向けて実施されており, 令和2年で第42回 を迎える。

(2) 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立 場において力を合わせ, 犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で, 毎年7月を強調月間 として全国各地で取組が展開されており、令和2年で第70回を迎える。平成23年度から、「"社会 を明るくする運動"~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~」という名称の下、運 動が展開されている。本市においては,京都市保護司会連絡協議会を中核とし,市長を委員長として 社会を明るくする運動京都市推進委員会を構成し、取組が展開される。

実施方針

青少年の育成健全を図るため、青少年育成団体との連携により、有害環境の浄化活動を推進する。

- (1) 少年を明るく育てる京都大会(未定)
 - ・ 集会…京都府立体育館にて関係機関・団体の参加を得て開催される。
- (2) 社会を明るくする運動
 - ・ 京都市推進委員会主催分…集会及びパレード(未定)
 - 各区推進委員会主催分 …街頭啓発活動(令和2年6月~令和3年3月)
- 取組の重点(前年度からの充実内容等)

継続的な取組を行う。

事業概要

青少年の成育環境の改善を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄 化活動などの事業に対して助成・支援を行った。

青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など,地域団体の取組支援を行った。

(1) 令和2年度「少年を明るく育てる京都大会」 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) 第70回社会を明るくする運動

ア 京都市推進委員会主催

例年,京都市総合教育センターにおいて、セレモニーを実施し、その後、パレードでの啓発を 行っているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

なお, 内閣総理大臣からのメッセージ伝達式については, 次のとおり実施した。

日時:令和2年8月4日(火)午前10時から

場所:京都市役所 第一応接室

内容:京都保護観察所長から、社会を明るくする運動京都市推進委員会委員長(市長)に対し て, 内閣総理大臣メッセージを伝達

イ 各区推進委員会主催

オンライン講演会等を実施

令 和 2年度の 実績 報

令 和 2 年

度 \mathcal{O}

取

組

計 画 ≪担当課≫ 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

≪事業の概要≫

ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、市内7箇所の青少年活動センターが青少年の自主的活動の拠点として、また、人とのふれあい、交流の拠点として、地域の様々な団体との関係を構築し、各種のNPOや青少年育成団体などの活動情報を集約・再発信することで、青少年を事業に誘導する役割を担うとともに、各種団体と協働して地域特性を生かした特色ある事業(必要に応じてアウトリーチ**手法を導入)を展開していく。

※ 青少年活動センターの事業を各地域に出向き実施することにより、センターの存在や事業を広く市 民に周知する活動

≪事業の開始時期≫

平成13年4月から「京都市青年の家条例」を「京都市青少年活動センター条例」に改め、13~30歳の青少年を対象とした青少年施設として運営している。

1 実施方針

ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身につけ、社会を構成する担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援していく。

2 内 容

[中央青少年活動センター]

市内の青少年活動センターをつなぎ、広く全市的な若者の活動を応援できるセンターとして、青少年と青少年、青少年とユースワーカー、青少年と地域資源をつなぐマッチング・コーディネーション機能を強化する。若者と地域がつながるハブ機能を有すセンターとして、より全市域を意識した事業展開を行う。

[北青少年活動センター]

青少年が地域(自然,環境,生活,文化)とつながることで,新たな価値観と出会い,豊かなライフスタイルを構築することを目指す。普段見逃しがちな自然や環境を意識し、身近に感じられるような機会をつくる。

「東山青少年活動センター」

創造表現や創作活動を通じて、青少年が成長するための機会提供や自主的な活動の支援を行う。また、支援を必要としている青少年が気軽に相談ができる空間づくりを行う。さらに他機関と協働・連携し、青少年の芸術文化の発信や地域でのアウトリーチに向けた事業展開の試行、50周年記念プログラム実施により認知向上を図る。

「山科青少年活動センター】

青少年が地域社会の一員として参画できる機会や環境をつくる。また,青少年の成長や課題の軽減・解決に向けた取組みを支える協働の基盤をつくるために,地域住民や関係団体との連携・ネットワークづくりを意識した運営を行う。

[下京青少年活動センター]

スポーツ・レクリエーション事業を通して、青少年の余暇支援、リフレッシュ(心を元気にし、生きるためのエネルギー回復)の機会づくりを行う。青少年を取り巻く地域社会・団体との多様なネットワークを構築しながら、関わる若者が心身ともに健康な生活が送れるよう、継続したレクリエーショナルな社会参加活動の機会、若者が楽しみながら地域と関わることのできる機会を設ける。交通のアクセスの良さや施設の特徴を踏まえ、更なる利用者増・認知度の向上を目指す。

[南青少年活動センター]

中学生や高校生を中心とした10代の若者たちが、普段の生活の場を離れて仲間とともに過ごせる空間を提供する。また、そこに集う人たちとの交流を通して、経験を広げていくことを手助けできるよう、居場所づくりボランティアやインターン生など、ナナメの関係となる若者(担い手)の育成に注力する。

「伏見青少年活動センター]

外国にルーツを持つ・持たないに関わらず,若者同士が,さらには若者と地域社会が日常的にふれあうことのできる機会づくりを行う。

また、事業を通し若者との関係性を深め、若者とともに施設運営を行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

青少年に関連する様々な社会ニーズに応えていく。

事業概要

「中央青少年活動センター】

若者と地域の間に立つ「ハブ」としてのセンターを目指す3箇年計画の3年目ではあったが、3年前とは状況が変わっていることから、コロナ禍において従来の取組を進めるよりは、接点のある若者及び関係者からの声をもとにした取組を進める方向にシフトした。若者の活動機会が損なわれないように、各事業は極力実施するとともに、協会本体事業・協同事業とも連動させ、若者の声を集める機会、発信の機会、活動の発表の機会づくり等、既存事業の枠をもとに横断的に取り組んだ。

「北青少年活動センター】

青少年が地域(自然、環境、生活、文化)とつながることで、新たな価値観と出会い、豊かなライフスタイルを構築することを目指したが、新型コロナウイルスの影響もあり、一部事業を縮小し実施した。その中でも若者農業体験隊「米 comeCLUB」は多くの青少年が農業体験を通した非日常を体験することを醍醐味に感じていた。

「東山青少年活動センター」

新型コロナウイルスによる影響を受け、これまでの取り組みの見直しや修正、この状況での青少年のニーズにできるだけ応えられる環境や体制づくり、相談業務を行った。また、開館50周年を迎え、集まらない形での記念イベントや、創作表現活動に欠かせない対面でのプログラム等も配慮しながら開催した。

「山科青少年活動センター]

地域とともに青少年の育ちや活動を支えるために、食・居場所をテーマとして進めてきたが、コロナ感染症対策として規模を縮小、中止としたり、食以外のプログラムを考え進めることとした。地域でのイベントがほぼ中止となったが、屋外での地域活動や個別で楽しめる余暇活動プログラムを実施した。「べる」事業では、「べるサポーター」の活動を進めるための活動を模索した。

[下京青少年活動センター]

年間を通して新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、旧センター周辺商店街や崇仁地域、下京区内の地域団体・行政機関等のイベントは中止が相次ぎ、青少年と地域との関わりをもつ機会をつくれなかった。一方で単発の清掃活動ボランティアには多くの若者が集まり、同世代との交流や活動の機会へのニーズの高さが伺えた。

[南青少年活動センター]

中高生を中心とした10代の若者たちが、仲間と共に過ごせる空間を提供し、そこで経験を広げる手助けを行うため、大学生を中心とするボランティアが積極的な場づくりに取り組んだ。また、オンラインを活用した既存の事業への参加など、これまでにない取組ができた。

「伏見青少年活動センター】

コロナ禍によるマスク着用で顔と名前が一致しにくいこと、ロビー利用の目的が"遊び"から"自習"へと変容したことなど、ユースワーカーと青少年との関係づくりがなかなか進まなかった。にほんご教室はボランティアの協力を得て安定実施できたが、居場所事業に関しては十分なアプローチができなかった、一方、他センターでも海外ルーツの若者の利用があること、少なからず困難さを持っていることが分かったので、今後は海外ルーツの若者が直面する課題に対し、青少年活動センターが取れるアプローチについて検討したい。

子どもの虐待対策事業の充実

新規・・・ 充実・・

継続

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

≪担当課≫

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

子ども若者はぐくみ局児童福祉センター

子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

≪事業の概要≫

児童虐待の予防及び早期発見,迅速かつ適切な被虐待児の保護及び自立支援,親子の再統合促進等の家庭環境改善のための指導及び支援を行うため,児童相談所と各行政区域での児童の問題に関わる保健福祉センターが役割分担のもと,連携した取組を実施する。

≪事業の開始時期≫

※ 本施策は複数の小事業から成り、施策の開始時期を明記することは困難

1 実施方針

「京都市はぐくみプラン」に基づき、京都はぐくみネットワークをはじめとした子どもネットワークの充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被虐待児の保護対策を強化するとともに、 未然予防、再発防止を図るため、子育て家庭の支援や市民啓発を行う。

2 内 容

- (1) 子育てを支え合う地域のネットワークの充実(京都はぐくみネットワーク事業の実施,地域子育て支援ステーション事業の実施)
- (2) 児童虐待に対する未然防止・早期発見・早期対応・重症化防止・再発防止の徹底
- (3) 子どもはぐくみ室及び児童福祉センターの機能強化
- (4) 継続的な養育支援を必要とする家庭に対する包括的支援の実施
- (5) 保健福祉センター等の関係機関職員を対象とした専門研修の実施
- (6) 京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実
- (7) ポスター掲示など様々な媒体を利用した児童虐待防止のための広報啓発
- (8) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の積極的な普及啓発

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

- (1) 急増する警察からの児童虐待の通告等に係る初動調査や、虐待の再発防止に向けた啓発業務等を専任で行う会計年度任用職員を新たに配置するとともに、社会的養育を推進するため、養育里親の募集から委託後の相談支援までを包括的に行うための専任職員を新たに配置し、児童相談所の体制強化を図る。
- (2) 地域におけるネットワークを活用した課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援の充実を 図る。
- (3) 児童相談所,子どもはぐくみ室で児童情報を管理するためのシステムを活用し,増加するケースへの的確な対応及び効率的な業務遂行を図る。

事業概要

令和2年度の実績

1 子どもネットワークの充実

ア 全市レベルでのネットワークである京都はぐくみネットワークを中心に「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を実施。「京都やんちゃフェスタ」(第1部: WEB上にて開催(公開期間:令和2年11月24日~同年12月26日),第2部:新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため開催を中止)を開催。

イ 小学校通学区域を基礎単位とする身近な地域において、地域の育児力の向上を図る活動 を行うとともに、子育て家庭を支援する地域子育て支援ステーション事業を実施

令和2年度の取組計画

ウ 要保護児童対策地域協議会の開催

全市レベル (1回)

行政区レベル (計14回)

行政区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京
開催回数	1 回	1回	1 回	1回	1回	1回	1回

行政区	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐
開催回数	1回						

- 2 各区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターの機能強化
 - ア 児童相談所及び第二児童相談所に主席児童福祉司を含む8名増配置,警察からの書面通告や泣き声通告への対応を専任で行う会計年度任用職員を新たに6名配置するとともに,児童相談所に社会的養育推進担当課長を新たに配置して里親養育支援係を新設し,体制を強化した。
 - イ 迅速な情報共有及び適切な進行管理をより徹底するため、児童相談所及び各区役所・支 所子どもはぐくみ室において必要な情報を共有するために開発した児童家庭相談システム について、承認機能及び負担金管理機能の改修により、利便性の向上を図った。
- 3 京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実
 - ア 上京区及び西京区の計2箇所で新たに実施した。
 - イ 「出張ひろば」と「地域支援」を組み合わせた事業を引き続き計18箇所で実施することで、地域の子育て支援機能の拡充を図った。
- 4 「~地域で支える~すくすく子育て応援事業」を全区・支所で実施
- 5 広報・啓発等
 - ア 保健福祉センター等の関係機関職員を対象とした専門研修の実施
 - イ 地域子育て支援ステーション指定施設の職員を対象とした専門研修の実施
 - ウ 「京都やんちゃフェスタ」を活用した啓発の実施
 - ※ 「京都やんちゃフェスタ (2部)」は中止したが、イベントの趣旨、目的を発信する ことを目的に、京都市情報館や京都市子どもはぐくみウェブサイトに新たにページを設 け、当該イベントの開催趣旨やこれまでの経過を掲載した。
 - エ 市民との協働による「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発
 - オ 市バス・地下鉄広告など、様々な媒体を利用した児童虐待防止のための広報啓発の実施

≪事業名≫

保育園(所)等における安全確保について

新規 · 充実 ·

継続

≪担当課≫ 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

≪事業の概要≫

保育園(所)等における子どもの安全確保や安全教育の取組を推進する。

1 実施方針

- (1) 保育園(所)等における子どもの事故防止のために、安全配慮、安全指導を徹底する。
- (2) 保育園(所)等における子どもの安全確保のために、防犯体制の強化を図る。

2 内 容

- (1) 安全配慮,安全指導の実施
- (2) 施設や遊具の環境整備
- (3) 事故防止のための職員研修、警察の協力による交通安全教室の徹底等
- (4) 施錠の徹底
- (5) 非常時を想定した訓練等
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

子どもの事故防止,安全確保のため,継続して実施するとともに,保育施設に従事する職員に 対し,交通安全に関する研修を実施する。

事業概要

- ・令和元年5月に発生した大津市の園児死傷事故を受け、講じてきた対策について、令和2年度も引き続き、施設から報告を受けた箇所について実施し、関係機関と共有・連携しながら、必要な交通安全対策の検討・実施を進めてきた。また、令和3年1月には、改めて各施設に対して児童の移動経路の安全点検等を依頼した。
- ・保育所等の職員が危険箇所等を定期的に点検のうえ、結果を職員会議等で情報共有し、事故の未然防止に努めた。
- ・事故防止のため、遊具下に安全マットを配備する等、環境整備を行った。
- ・火災、地震、不審者の侵入等を想定した避難訓練を実施した。

令和2年度の取組計画

令

和2年

度

の実績

報告

継続

《担当課》 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

≪事業の概要≫

施 設 名:京都市子ども保健医療相談・事故防止センター

愛 称:京(みやこ)あんしんこども館

所 在 地:京都市中京区釜座通丸太町通東入梅屋町174番地3

構 造:鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建て

主な施設:相談室(2),フリー相談スペース,子どもセーフティハウス,

安全グッズ・誤飲防止展示コーナー、視野体験コーナー、研修室

開館時間:午前10時から午後6時まで(木曜日は正午から午後8時)

休 館 日:月曜日(休日の場合はその翌日), 年末年始

その他:指定避難所,指定緊急避難場所(施設2階の共用部分(廊下等)),避難施設(国民保護)

≪事業の開始時期≫

平成16年8月

1 実施方針

近年,少子化や核家族化,地域コミュニティの希薄化等により,子育てに関して保護者や子どもを取り巻く環境は大きく変化し,その不安や悩みは増している。

また、交通事故、溺水、誤飲、窒息などの「不慮の事故」は、子どもの死亡原因の上位であるが、最近の研究では、子どもの正常な発達や行動パターンをよく理解し、早期の的確な対応により、その大部分は防止できることが明らかになっている。

本センターは、子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。

2 内 容

令

和2年

度の

取組

計

- ①子どもの保健医療に関する相談及び助言
- ②子どもの保健医療に関する情報の収集及び提供
- ③子どもの事故の防止のための調査及び研究
- ④子どもの事故に関する情報の収集及び提供
- ⑤子どもの保健医療及び事故の防止に関する講座、研修等の開催
- ⑥わが子を事故から守るプレママ・パパ教室の開催
- ⑦乳幼児の健康教室の開催

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

子どもセーフティハウスの見学等の体験学習を通じて、子どもの事故予防に関する知識の普及を図る。また、来館者のみならず、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を4箇月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に「出産お祝いレター」とともに届け、乳幼児の事故防止の普及強化を図る。

また、こどもみらい館(3階ロビー)にて事故予防啓発コーナーを開設し、来館者に「窒息」 「転倒・転落」「洗濯機による事故」「誤飲」についての事故防止を啓発する。

さらに,市内の子育て機関等に対し,子どもの事故予防等に関する出張講座により普及を図る。

る。

事業概要

1 来館者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
19	0	77	100	49	171	155	275	61	59	60	84	1, 110

2 保健医療相談件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
58	58	59	56	45	49	49	54	58	48	53	49	636

- 3 講習会(中止3回)
 - ① 乳幼児の心肺蘇生法講習会

第1回 令和2年4月21日(火) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第2回 令和2年7月28日(火) 申込者数13名 参加者数12名

第3回 令和2年11月17日(火)申込者数10名 参加者数9名

第4回 令和3年1月26日(火) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

② お子さんのための普通救命講習Ⅲ (消防共催)

令和2年9月25日(金)

申込者数6名 参加者数6名

③ 子ども乗せ自転車と車のチャイルドシート講習会

第1回 令和2年5月26日(火) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 第2回 令和2年10月27日(火)申込者数6名 参加者数4名

4 研修会(中止11回)

(子育て支援者・学生等の団体やグループを対象とした事故予防の講義や見学) 20回(参加者数 481 名)

5 出張講座

2件(参加者数12名)

6 わが子を事故から守るプレママ・パパ教室(中止2回) 10回開催(参加者数81名)

7 乳幼児の健康教室(中止2回)

10 回開催(申込者数 103 名 参加者数 81 名)

8 小児整形相談件数

股関節・0 脚・×脚・内股・外股等 186 件

9 子どもの安全情報事業

京都市保育園連盟・京都市私立幼稚園協会加盟園への情報提供 352 回送付

- 10 印刷物
 - ① 子どもの事故防止実践マニュアル 16 版 (発行部数:10,264部)
 - ② 子どもの事故の応急手当マニュアル 16 版 (発行部数:10,264部)
 - ※ ①・②とも、発行部数の内9,291部を「出産お祝いレター」とともに配布
- ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月10日 \sim 5月31日まで休館した。また、各事業の中止や人数制限を行った。

こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール

≪担当課≫ 上下水道局総務部お客さまサービス推進室、総務課

≪事業の概要≫

犯罪等の抑制を目的として、水道メーターの検針等の現場作業時に従事者が、「こども・地域 あんし ん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、上下水道局の公用車に同内容のステッカーを 貼付している。

≪事業の開始時期≫

令

和 2年

度

0 取

組

計 画

(腕章) 平成17年11月, (公用車) 平成16年7月

1 実施方針

水道メーターの検針時及び平日における開閉栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・ あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けることや上下水道局の公用車に同内容のステッカー を貼付することにより、「見られていること」を意識させ、犯罪や交通違反の抑制力を高めるこ とを狙いとしている。

2 内 容

水道メーターの検針時及び平日における開閉栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんし ん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、同内容のステッカーを上下水道局 の公用車に貼付している。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 地域やこどもたちの安心・安全に貢献できるよう、継続して実施する。

事業概要

令 和 年 度 0 実績 報

2

告

地域やこどもたちの安心・安全に貢献することを目的として、水道メーターの検針時及び平日 における開閉栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を 身に着けるとともに、同内容のステッカーを上下水道局の公用車に貼付している。

医療的ケア実施体制の整備・充実

≪担当課≫ 教育委員会事務局 総合育成支援課

≪事業の概要≫

京都市立総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全な実施に向け、「総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」(平成26年1月に「総合支援学校等医療的ケア安全管理委員会」から名称変更)を設置し、医療的ケアの実施体制の整備・充実を図る。

≪事業の開始時期≫

平成 23 年度,医療的ケアのより安全な実施を進めるため,「総合支援学校等医療的ケア安全管理委員会」を新たに設置した。(これまで総合支援学校長会で設置していた「総合支援学校医療的ケア安全管理委員会」を教育委員会設置に改編した。)

1 実施方針

「総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」での議論を踏まえつつ、学校看護師や教員の専門性向上や、ヒヤリハット事象の共有化、ガイドラインの整備を図ることにより、総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全・安心な実施に向け、取り組む。

また,総合支援学校教員等が医療的ケアを実施するための法定研修を企画・実施する。

2 内 容

(1) 学校看護師や教員の研修等の実施

外部の大学教授等による指導看護師 2 名を嘱託し、学校看護師・教員対象研修や医療的ケア実施校への巡回指導を行う。また、「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修委員会」により、教員等が医療的ケアを実施するために必要な法定研修について企画、実施する。

(2)ヒヤリハット事象の蓄積・分析、共有化

事故等を未然に防ぎ、医療的ケア等を安全に実施するため、校内委員会で集約されたヒヤリハット事象の分析を行い、学校間・学校内での情報の共有を促進する。

(3) ガイドライン等の整備

医療的ケア等についてのガイドラインや医療的ケア等の実施に伴う主治医・保護者・学校間の手続き等を整備することにより、円滑な事業実施を図る。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修委員会」により,教員等が医療的ケアを実施するために必要な法定研修について企画,実施する。

平成 29 年度から平成 31 年度まで受託した文部科学省「学校における医療的ケア実施体制構築事業」の研究成果を生かし、指導看護師による巡回指導の充実や医療機関や福祉機関等とも連携した体制整備に向けた取組を実施する。

事業概要

・京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議の開催

「京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」を令和2年7月に開催。 (令和3年3月に予定していた第2回会議は、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

・法定研修の実施

令和2年8月,総合支援学校の教員を対象に「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修」 基本研修を実施。9月以降,各学校で実地研修を実施。

・総合支援学校医療的ケア安全管理部会の開催

令和3年3月にヒヤリハット事象の分析,学校間での情報共有を図る研修会を開催。

・指導看護師による13校(延べ19回)の巡回指導を実施

令和2年度の取組計画

令

和2年度の実績報告

ケータイ教室

≪担当課≫ 教育委員会事務局 指導部 生徒指導課

≪事業の概要≫

平成19年~20年度には、NTTドコモ関西の協力により小学6年生を対象に「ケータイ安全教室」を実施し、21~22年度には、KDDI株式会社の協力の下、対象も拡大し事業の充実を図り、一定の成果を上げた。23~24年度は、KDDI株式会社、NTTドコモ株式会社、両社の協力により、一層の指導内容の充実を図った。25年度からは、講師数が大幅に増員されたKDDI株式会社に一本化し、講師派遣を依頼している。小学3年生から高校生、教職員や保護者を対象に携帯電話の危険性、依存性についての正しい理解やスマートフォンの急速な普及に伴う新たな課題に対応すべく、事業の充実を図っている。

≪事業の開始時期≫

平成19年6月

1 実施方針

学校教育の中で、より一層子どもたちが携帯電話の危険性と依存性を正しく認識し、危険から 身を守る力をつけるとともに、教職員や保護者も子どもたちを取り巻く実態について学ぶ機会 として、携帯電話会社の協力により実施。

2 内 容

(1) 対象

小学3~6年生,中学生,高校生及び教職員・PTA等

(2) 指導体制

KDDI株式会社より講師を派遣

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

携帯電話会社との連携を深め、指導内容についても見直し、実態に即したかたちで内容を充実し、携帯電話の危険性、依存性だけでなくコミュニケーションツールとしての上手な使い方について理解度の向上を目指している。

実施希望のあった105校において事業を実施。(下記カッコ内は対象別の実施校数。ただし、小学生向けと保護者・教職員向けの内容を実施した学校があるため、全体の実施校数と対象別の実施校数の合計は一致しない。) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかった学校が多数あった。

<内容>

令和

2 年

度

の実績

小学生…携帯電話を安心・安全に利用するための基本的なルール・マナーやメールなどによる コミュニケーションの注意点をクイズ方式などで説明。また, SNS を利用したいじめ やスマートフォンのゲーム依存と課金トラブル等の危険性についても説明。(72校)

中・高校生…携帯電話を安心・安全に利用するためのルール・マナー,特に受発信する情報の 取扱いについて,事件事例を通じて被害者となる場合,加害者となる場合の両面 から説明。また,SNSを利用したいじめや動画投稿に伴う危険行動,ネット上の 出会いの危険性等についても説明。(33校)

保護者・教職員…子どもたちをトラブル・犯罪から守るための考え方や、フィルタリングサービスなどのツール、家庭でのルール作り、トラブル時の対応について事件事例を通じて説明。(2校)

令和2年度の取組計画

新規 • 充実

継続

非行防止教室

≪担当課≫ 教育委員会事務局 指導部 生徒指導課

≪事業の概要≫

少年非行, 児童生徒の暴力行為及びいじめ等の課題解決に向け, 京都府警察本部少年課少年サポートセンターの協力の下, 子どもの規範意識を育むため, 講師として学校に招いた警察官又はスクールサポーターが授業を行う。

≪事業の開始時期≫

平成19年9月

1 実施方針

子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、子どもの発達段階や状態、地域状況に応じて、子どもたちに社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに、自分の身を自分で守ることができるように犯罪被害防止のスキルを教えることで非行防止及び問題行動抑止を図る。

2 内 容

- (1)主な対象…小学校2~6年生及び中学生, 高校生, 総合支援学校の全学年
- (2)指導体制…「警察官」又は「スクールサポーター(警察OB)」
- ※ 京都府警察本部少年課少年サポートセンター又は所轄の警察署から派遣。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

京都府警との連携のもと、引き続き、各校に対して複数の学年・学級での実施の呼びかけや、保護者との連携強化・啓発の観点から、保護者へも積極的に呼びかけるとともに保護者参観などでの実施の充実を図る。

事業概要

194校で実施

(小127校,中42校,小中(前期課程)5校,小中(後期課程)6校,高校(定時制含む) 8校,総合支援6校)

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、時間確保が難しい学校もあり、56校で実施することができなかった。

<内容>

- 1. 非行に結び付く犯罪行為の防止「暴力」
 - ・暴力行為は絶対許されない行為であることを知る。
- ・人の痛みや苦しみを理解し、人を思いやり、大切にする心を養う。
- 2. 犯罪行為の防止「万引き」
 - ・万引きが犯罪であることを認識する。
- ・犯罪行為について知る。
- 3. 非行に結びつく問題行動の防止「いじめ」
 - ・いじめは人として絶対許されない行為であることを知る。
 - ・友達を大切にする態度を養う。
- 4. 子どもの性被害の防止「性課題」
- ・SNSを通じた性被害、自画撮り被害を含む児童ポルノや児童買春の危険性を知る。
- ・日常生活で盗撮や痴漢被害にあわないための注意点を知る。
- 5. 薬物等に対する危険性を学ぶ「薬物乱用」
 - ・喫煙や覚せい剤、危険ドラッグ等の使用が生命・身体に与える危険性を知る。
 - ・薬物等に対して自ら拒否する強い意志を養う。
- ・一度の使用でも犯罪行為であることを認識する。
- 6. 社会のルールやマナーを学ぶ「ケータイ」
- ・スマートフォン等の使用トラブルから重大な事件に繋がる危険性を知る。
- ・ルールやマナーを学び、適切な使用について自ら判断できる意識を養う。

和2年度の取組計画

令

令和2年度の実績報告

令和

2 年

度

の取

組計

≪事業名≫

新規 ・ 充実 ・

継続

地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進

≪担当課≫ 教育委員会事務局 体育健康教育室

≪事業の概要≫

学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携のもと、総合的、系統的な子どもの安全対策等を推進する。

≪事業の開始時期≫

平成16年度

1 実施方針

学校敷地内や通学路などでの子どもの安全を確保するため、学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携を一層強化し、総合的、系統的な子どもの安全対策等の推進を図る。

2 内 容

(1) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

通学路や地域で巡回・警備等に従事するボランティア(スクールガード)の養成・研修を行うとともに、警察官・教員OBなどの協力の下、地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)による各学校の巡回指導や学校内外の安全対策の点検・評価、指導助言を行う。

(2)「学校安全ボランティア」感謝状の贈呈

地域住民や保護者等がボランティアとして通学路や地域での見守り活動等を行い、子どもたちの安心 安全を支えていただいている。こうした活動を称えるとともに、学校安全に対する更なる意識の向上、ボ ランティアの輪の一層の拡大を図るため感謝状を贈呈する。

(3)ボランティア保険への加入

子どもの見守り活動など、ボランティア活動中に発生した事故に対する補償のため、ボランティア保険 の加入費用を京都市で負担する。

- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - ・地域ぐるみで進める子どもの安全確保の取組の継続
 - ・京都府警、京都府、関係局との更なる連携の強化

事業概要

1 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施 スクールガード・リーダー (13名) による小学校区の巡回の継続

- 2 「学校安全ボランティア」などによる子ども見守り活動の支援
 - (1) 約2万人がボランティアとして参画
 - (2) 「学校安全ボランティア」感謝状を個人1,233名・団体290団体に対して贈呈
- 3 ボランティア保険の加入

平成19年度から加入費用を京都市で負担

令和2年度の実績報告

≪事業名≫

新規・・・・・・・・継続

幼稚園, 学校における安全確保や安全教育の強化

≪担当課≫ 教育委員会事務局 体育健康教育室

≪事業の概要≫

子どもが健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い,心身の調和的発達を図るため,不測 事態の危険回避能力を養う等の安全教育の充実を図る。

1 実施方針

児童・生徒が、健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達 を図るため、安全指導を徹底する。

2 内 容

- (1) 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料の作成・配布
- (2) 小学校新1年生及び保護者向け安全リーフレットの作成・配布
- (3) 交通安全指導用器材(自転車,模擬信号機等)を各校へ巡回貸出し
- (4) 自転車交通安全教育プログラムの活用による自転車交通安全教育の充実
- (5) 京都市教育委員会が作成した「自転車交通安全指導教材」を活用し、中学校での自転車安全教育の充実
- (6) 安全教育及び安全管理についての配慮事項をまとめた「学校安全の手引」の全小中学校へ の配布と活用の促進
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - ・「学校安全の手引」を改訂し、より一層の安全教育の充実、安全管理の推進を図る。

事業概要

児童・生徒が、健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の 調和的発達を図るため、安全指導を徹底。

- 1 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料の作成・配布
- 2 小学校新1年生及び保護者向け安全リーフレットの作成・配布
- 3 交通安全指導用機材(自転車,模擬信号機等)を各校へ巡回貸出
- 4 自転車交通安全教育プログラムの活用促進
- 5 中学校における自転車交通安全教育指導教材「京都の道で学ぶ自転車交通安全」等を活用 した自転車交通安全教室の実施
- 6 「学校安全の手引」を活用した安全教育の充実、安全管理の推進及び教職員研修等の実施

令和2年度の取組計画

令

和2

年

度の

実績

報

通学路安全対策の推進

≪担当課≫ 教育委員会事務局 体育健康教育室

≪事業の概要≫

地域関係団体やPTA、警察機関等との連携により、子どもの安全な通学を確保する。

1 実施方針

児童・生徒等の安全な通学を確保するという観点から、地域の交通情報や道路等の条件を勘案して 設定している通学路において、地域ぐるみで交通安全及び防犯対策指導を実施する。

2 内 容

- (1)地域住民や保護者等の協力による地域ぐるみの「学校安全ボランティア」体制整備の一層の推進。
- (2)各校における通学路や学校周辺の危険箇所や内容とともに、不審者情報や「こども 110 番のいえ」を明記した「安全マップ」の作成・更新。また、それに基づく継続的な指導。
- (3) 所轄警察署等と協力した「安全教室」及び「自転車教室」の実施。また、京都府警交通企画課と連携した「自転車運転免許証の交付を伴う自転車教室」の活用。
- (4) 就学前の新1年生保護者に対する交通安全の啓発。
- (5)「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき,警察署,土木事務所,教育委員会等が連携し,通学路の安全確保について継続的に取り組む。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 昨年度に引き続き,警察機関,建設局との連携による対策を進めるとともに,PTAや地域の見守り隊 等地域諸団体や警察との連携による安全確保の推進に取り組む。

事業概要

- 1 約2万人の地域住民や保護者等の協力による地域ぐるみの「学校安全ボランティア」の活動
- 2 各校における「安全マップ」の作成・更新。また、それに基づく継続的な指導。
- 3 警察署, PTA, 地域関係団体等とともに, 各小学校単位で設置する「児童交通安全対策連絡会」における交通安全に関する取組の実施。
- 4 所管警察署等と協力した「安全教室」及び「自転車教室」の実施。
- 5 就学前の新1年生保護者に対する交通安全の啓発。
- 6 「京都市通学路交通安全プログラム」に基づいた、通学路安全対策の実施。

令和2年度の取組計

画

令

和

2 年

度の

実績

報

≪担当課≫

教育委員会事務局 体育健康教育室

≪事業の概要≫

国において、平成30年8月「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められている状況を踏まえ、本市では、全市立小学校・中学校・小中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」を継続的に実施する等、薬物乱用防止教育の一層の推進に努めている。

≪事業の開始時期≫

平成12年度

1 実施方針

ポスター,パンフレットの配布等による児童・生徒及び保護者に対する啓発活動を実施すると ともに、指導教材「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用、学校現場での効果的な指導実施の ための教職員研修を充実させる。

2 内 容

- (1) 啓発ポスター等の配布
- (2) 「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用 教職員の指導力の向上と組織的な取組の更なる充実に向け、小学校から高校まで薬物乱 用防止教育を継続的・体系的に実施することができるよう、必要な教育内容を教科横断 的な視点で組み立て、作成した指導資料を活用
- (3) 「薬物乱用防止教室」の推進 警察及び関係機関等との連携のもと、全小学校・中学校・小中学校・高等学校で「薬物 乱用防止教室」を開催
- (4) 薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施 実際に指導にあたる小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対 象として、外部講師を招く等の講習会を実施
- (5) 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校・小中学校(後期課程)を対象に「NPO京都禁煙推進研究会」等との連携で講 義や体験型の学習による喫煙防止教育を実施
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

「薬物乱用防止教室」を全小学校・中学校・小中学校・高等学校において実施する等,薬物乱 用防止教育の一層の推進

事業概要

(1) 教職員研修の実施等

薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施とともに、保護者用啓発チラシを配布

- (2) 「薬物乱用防止教室」の推進
 - 全小学校・中学校・高等学校において「薬物乱用防止教室」を実施
- (3) 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校を対象に,「NPO 京都禁煙推進研究会」等との連携のもと, 医師や保健師等の専門家 による講義や体験型の学習等の喫煙防止教育を実施(実施校数:18校)
- (4) 「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用

学校における薬物乱用防止教育の指導力向上と組織的な取組のさらなる充実に向けて、児 童生徒の発達段階に応じた取組を各教科及び学校での様々な教育活動で体系的に実施

令和2年度の取組計

画

令

和2

年度

0

実

績報告

ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

≪担当課≫環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

≪事業の概要≫

ごみ収集福祉サービスとは、本市が定期的に収集している5種類のごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ類)を所定のごみ集積所まで排出することが困難な要介護高齢者、障害のある市民を対象に、まち美化事務所の収集員が当該世帯の玄関先等まで伺い収集するサービスである。

≪事業の開始時期≫

平成20年1月14日からサービスを開始した。

1 実施方針

平成19年度末から開始したサービスで、利用世帯数は令和元年12月末時点で3,989件となっている。

今年度についても、本サービスを必要とされている方に利用していただけるよう、引き続き機 会あるごとに広報・周知に努めていく。

2 内 容

ごみ収集福祉サービスは、一定の条件を満たす要介護高齢者、障害のある市民等を対象としており、玄関先まで収集員がごみを収集することだけでなく、ごみを排出されていない場合には、緊急連絡 先への安否確認を行うサービスや希望される方にはインターホン等による声かけを実施している

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

本サービスを必要とされている方に利用していただけるよう, 引き続き機会あるごとに広報・周知に努めていく。

事業概要

令和2年度の取組計画をもとに事業を実施し、実施件数は以下のとおりであり、事業開始以降、 利用世帯数は最大となっている。

【利用世帯の推移】

(各年度末時点)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用世帯数	1, 488	1, 968	2, 152	2, 305	2,602	3, 006
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用世帯数	3, 279	3, 876	3, 813	3, 927	3, 967	4, 216

令和2年度の取組計

画

令和

2 年

度

及の実績

報告

≪事業名≫

みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの 推進 新規・・・
充実・・

継続

≪担当課≫ 保健福祉局障害保健福祉推進室

≪事業の概要≫

京都市みやこユニバーサルデザイン審議会を通して、障害のある方に限らず、高齢者や外国人など 様々な方から意見を聴くことにより、年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、 利用者の安全面にも配慮しながら、最初からだれもが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、 情報やサービスの提供を行っていく。

≪事業の開始時期≫

平成17年4月

平成17年4月:「京都市みやこユニバーサルデザイン審議会」を設置

平成18年4月:既存の「障害者のためのモデル街づくり推進懇談会」を発展的に解消し、

その機能を同審議会に継承

1 実施方針

審議会に設置された「利用しやすい施設づくり部会」において、ユニバーサルデザインの理念を 踏まえ、様々な分野の方々から意見を聴取し、これらの意見をまちづくり等に反映させる。

2 内 容

鉄道駅舎やバスターミナルの新築、大規模改修の事案について、設計段階及び工事完了後に部 会所属の委員から意見を聴く機会を設け、その意見を事業者に伝えることによって、より利用者 の視点に立った整備が行われるよう促していく。

- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
- ・駅舎新築及び大規模な改築工事の設計段階における事前意見聴取を行う。
- ・駅舎工事完成後における実施検証を行う。

事業概要

令和2年度の実績

報告

令

和 2

年度

0

取組計画

・京阪電鉄鳥羽街道駅バリアフリー化工事に係る意見聴取 意見聴取で出た意見については,可能な限り反映をすることを施工者に対して依頼している。 ≪事業名≫

継続

京都市成年後見支援センターの運営

《担当課》 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

≪事業の概要≫

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者や知的障害のある方等をサポートするため、長寿すこやかセンター内に「成年後見支援センター」を設置し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行うとともに、意欲のある市民を対象に市民後見人を養成し、市民の制度利用の促進を図る。

≪事業の開始時期≫

平成24年4月1日

1 実施方針

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者や知的障害のある方等をサポートするため, 同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行う。

2 内 容

(1) 成年後見制度に関する相談対応

成年後見支援センターに来所された親族や福祉関係施設等からの成年後見制度に関する相談に、常時対応する「一般相談」のほか、弁護士や司法書士等の専門職が対応する「専門相談」を定期的に開催する。

また、本人と本人を支援する福祉・医療等関係者で構成されるチームからの相談に対して、 専門職を派遣して対応する。

(2) 申立支援

家庭裁判所への申立手続に当たり、提出書類の作成方法の説明等を行う。

(3) 市民後見人への支援

後見人の確保を図るとともに、成年後見制度の利用促進を図るため、現在登録している市 民後見人に講義等を行い、スキルアップをはかる。

(4) 普及· 啓発

市民や福祉関係施設職員を対象としたシンポジウムや講習会の開催、パンフレットやホームページでの情報発信等、成年後見制度の普及・啓発を行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

成年後見制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行い,同制度の利用を必要とする市民に対し,利用の促進を図る。

事業概要

- ·相談件数 1,227件
- · 市民後見人候補者名簿登録者研修 4回
- ・京都市成年後見制度利用促進協議会の開催 1回

令和2年度の実績報告

令

和2年

度

0

取組

計

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援 機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、また、高齢サポート(地域包括支援センター)等 へ認知症介護や医療に関する助言を行う認知症地域支援推進員を配置し、高齢者福祉の増進を図る。

≪事業の開始時期≫

平成24年6月

1 実施方針

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担 い、また、高齢サポート等へ認知症介護や医療に関する助言を行う認知症地域支援推進員を配 置する。

2 内

- (1) 認知症疾患医療センターをはじめ、京都地域包括ケア推進機構、京都市長寿すこやかセン ター, 各区役所・支所等, 関係機関との連絡調整
- (2) 高齢サポート(地域包括支援センター)による地区医師会や認知症サポート医等との地域 ネットワーク形成のサポート
- (3) 高齢サポート(地域包括支援センター)への指導,支援の強化
- (4)本市実施事業の推進を通じた区役所・支所と高齢サポート(地域包括支援センター),地 区医師会の連携強化
- (5) 認知症初期集中支援事業の円滑な実施支援
- (6)地域の認知症支援ネットワーク間の連携支援
- (7) 市内認知症カフェ設置状況の把握
- (8) 若年性認知症支援

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関との連携や,高齢サポート(地域包括支援 センター)が行う地域医療機関や認知症サポート医との認知症支援ネットワーク構築を支援す るほか、「~地域で気づき・つなぎ・支える~認知症総合支援事業」の実施を通じて、包括的に 活動を進めていく。

平成30年度からは、健康長寿企画課の2名に加え、認知症相談窓口でもある長寿すこやか センターに勤務する専門職のうち1名を、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を 有する者として「認知症地域支援推進員」に認定しており、引き続き、地域における支援体制 の更なる強化を図る。

また、本市及び長寿すこやかセンターに配置する認知症地域支援推進員が、これまで以上に 連携を深め、それぞれの取組を円滑に進めていく。

事業概要

- 「〜地域で気づき・つなぎ・支える〜認知症総合支援事業」の実施による地域支援体制の構 築支援(認知症初期集中支援チームへの助言等を通じた取組支援、認知症行方不明対策に係る 取組, 認知症の人を支えるためのフォーラムの開催等)
- 「認知症バリアフリー」推進の一環として、多くの人にとって身近な場所である市内18箇 所の図書館との共催により、9月の「世界アルツハイマー月間」にあわせた、特別展示「認知 症にやさしい本集めました」を開催
- 「認知症地域支援推進員活動ニュース」の発行による高齢サポート(地域包括支援センター) 等関係機関への情報提供
- 認知症疾患医療センター等の関係機関との連携強化
- 各区地域包括支援センター運営協議会や、行政区域における認知症の人への支援に関する情 報交換や支援事例の検討を行う会議での助言・情報提供や取組支援等
- 認知症の人と家族を支える地域の人材や独自の取組についての情報収集(行方不明発見協力 模擬訓練等)
- 認知症サポーター養成講座の実施 R2年度養成数:4,628名
- 京都市版認知症ケアパスについて、本人・家族の視点をより重視した内容に改訂

令 和 2 年 度 0 取 組 計 画

> 令 和

2 年

度

0

実

績 報告

高齢者·障害者権利擁護推進事業

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課,障害保健福祉推進室

≪事業の概要≫

認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くために、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関係団体の連携のあり方などについて検討するとともに、市民や福祉関係職員への啓発等、権利擁護施策の推進を図る。《事業の開始時期》

平成12年度

1 実施方針

認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係団体との連携のもと、権利擁護施策の推進を図る。

2 内 容

- (1) 関係諸団体,学識経験者,京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営
 - 運営会議の開催
 - 連絡会議の開催
- (2) 広報・啓発
 - ・ 成年後見セミナーの開催
 - 成年後見制度講座の開催
- (2) その他
 - ・ 成年後見制度における市長による審判請求
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 引き続き,認知症高齢者や障害のある方々の権利を擁護する施策の推進を図る。

事業概要

- (1) 関係諸団体、学識経験者、京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営
- ・ 連絡会議の開催(1回)
- (2) 広報・啓発
- 成年後見セミナーの開催(1クール4回×1回)
- ・ 成年後見制度講座の開催(12回)
- (3) その他
- ・成年後見制度における市長による審判請求 (高齢者117件,知的障害者12件,精神障害者2件)

2年度の取組計画

和2年

度

の実

績報告

令和

新規 · 充実

継続

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課,障害保健福祉推進室

≪事業の概要≫

在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病や災害など突発的な事態が発生した場合に、地域社会のネットワークで迅速な救援体制をとることができるシステムを整備する。具体的には、緊急時に救援活動が行える組織や人(消防局指令センター・近隣住民)を事前に登録しておき、火災などの突発的な事態が発生した場合に貸与しているペンダント等のボタンを押すことにより、消防局指令センターに自動的に通報され、指令を受けた所管消防署からの救急車、消防車の出動や、近隣住民の協力によって救援活動を行う。

また,通報装置にある相談ボタンを押すと,相談センターに自動的に通報され,保健師又は看護師の資格を持つ専門の相談員が24時間体制で「保健・健康に関する相談」に応じている。

- ※ 障害施策の対象は65歳未満の方。65歳を超えての利用は原則高齢施策での取扱いとなる
- ※ 自力歩行が不能である方等を対象に、本システムと連動する住宅用火災警報器の設置を 勧めている(消防局所管:緊通連動住警器事業)

≪事業の開始時期≫

平成2年12月

1 実施方針

在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病や災害など突発的な事態が発生した場合に、地域 社会のネットワークで迅速な救援体制をとることができる本システムを引き続き整備す る。

2 内 容

設置台数については、令和2年度5、742台(高齢者5,573台,重度身体障害者 169台(令和2年1月末))の稼動に対応できるよう予算措置を講じている。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

本事業は、高齢者等の生活上の不安を解消し、自立した生活を支援するための施策として極めて有効であることから、さらなる制度の周知等に努める。

事業概要

令和2年度3月末 設置状況

5,098台(高齢者4,944台,重度身体障害者154台)

令和元年度3月末 設置状況

5,644台(高齢者5,478台,重度身体障害者166台)

平成30年度3月末 設置状況

6,145台(高齢者5,966台,重度身体障害者179台)

令和2年度の取組計

画

和2年度

及の実績

報告

継続

《担当課》 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

老人福祉員が、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、連絡等を行い、地域において 高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向 上を図る。

≪事業の開始時期≫

昭和49年3月

1 実施方針

高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者等の見守りをはじめ、高齢者への支援を担う老人福祉員の重要性は増しており、民生児童委員や高齢サポート(地域包括支援センター)等の関係団体・機関と連携した地域活動が期待されている。

更なる老人福祉員活動の活性化を目指し、研修会等を通した委員の資質の向上や、民生児童委員との連携強化等を通じ、高齢者福祉のより一層の増進を図る。

2 内 容

老人福祉員の資質の向上及び活動の活性化を図ることを目的とし,各区及び市全体での研修会を実施する。

また,高齢者に関する施策について,老人福祉員の訪問活動等を通じて周知を図ることで,高齢者の生活安全の推進に取り組む。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

研修会等を通じた各委員の資質向上に取り組むとともに、協働して地域の見守り活動を行っている民生児童委員の活動と併せて老人福祉員活動の周知を行う等、関係団体・機関と連携した地域活動の推進を図る。

事業概要

- ・ 毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせ、令和2年5月、老人福祉員と民生児 童委員の役割等を周知するポスターを、京都市民生児童委員連盟と共同で製作・広報した。
- ・ 老人福祉員活動に必要な知識や技能の習得を目的に、各区役所・支所の状況に応じて、区域 の老人福祉員を対象とした研修会等を実施した。

令和2年度の取組計画

令

和2

年

度の

実績報

告

新規・・・充実・・・継続

一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業

《担当課》 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

高齢者福祉に関心のある市民を、地域の高齢者への目配りを中心としたボランティア活動に携わる「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」(以下「見守りサポーター」という。)として登録し、高齢サポート(地域包括支援センター)と連携することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整備する。

≪事業の開始時期≫

平成21年10月

1 実施方針

「見守りサポーター」の普及に努め、登録者数の増加を図るとともに、研修会の開催、高齢者 福祉に関する情報提供等を行うことにより、見守りサポーターを支援する。

2 内 容

チラシの配布等により広く市民に応募を呼び掛け、事業の普及に努める。

また, 高齢者保健福祉サービス等についての研修の実施や, 高齢者福祉に関する情報をまとめたハンドブック等の配布により, 高齢者福祉施策等の情報提供を行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

見守りサポーターの更なる登録者数の増加に向け、募集を継続する。

見守りサポーターと高齢サポートとの連携強化の観点から, 高齢サポートにおいて見守りサポーターを対象とした学習会を開催する。

事業概要

見守りサポーターの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った(令和2年3月末現在登録者数13,594名)。

また、29箇所の高齢サポートで、見守りサポーターを対象とした学習会を実施した。

令和2年度の取組計画

令

和2年

度の実績

報告

≪事業名≫

高齢者あんしんお出かけサービス事業~小型GP S端末機の貸出~ 新規・・・充実・・・継続

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

認知症高齢者のいる世帯へ小型GPS端末機を貸与する事業であり、認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、身に付けている小型GPS端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、未然に事故等を防止し、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる環境を整える。

≪事業の開始時期≫

平成13年10月

1 実施方針

認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる環境を整えるため、本サービスの整備を引き続き行う。

2 内 容

認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、その高齢者が身に付けている小型GPS端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、事故等を未然に防止し、高齢者の家族等が安心して暮らせる環境を整える。

家族等からの位置検索依頼は、京都市内に設置した24時間対応の位置検索センターで 受け付け、行方不明高齢者の位置情報を電話又はファックスにより提供する。

なお、平成29年度から、新たにスマートフォン等の汎用端末で自己検索が可能な小型 GPS端末機を導入し、従来の「問い合わせ検索方式」型端末と「自己検索方式」型端末 の選択制とした。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

外出し, 戻れなくなった高齢者が早期に発見され安全に家族等のもとに帰ることができるよう, 京都府警察とも連携を保ちながら事業の実施及び制度の周知に努める。

事業概要

7/1/1/1/2

· 令和2年度末登録人数:116人

・令和2年8月に、対象高齢者等が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償責任保険を新たに付帯。

令和2年度の取組計

画

令

和 2

年度

の実績報告

継続

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性のある支援を推進するため、京都市版認知症ケアパスの普及・啓発や、地域における医療・介護等関係機関の連携体制構築に向けた取組支援等により、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を進める。

≪事業の開始時期≫

平成25年4月

1 実施方針

高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、その対策は急務であり、地域の実態に応じて、認知症医療の入り口となる早期発見・早期相談・早期診断による連続性ある支援(地域で気づき・つなぎ・支える)を推進していく。

2 内 容

(1)認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」について、令和元年7月、全市展開が実現した。令和2年度については、引き続き、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携を深め、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図っていく。

事業の推進に当たっては、アドバイザリーボード(※)を認知症初期集中支援チーム 検討委員会に位置付けており、今後も多角的に検討を行っていく。

- ※ 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成され、認知症初期集中支援チームの設置及 び活動状況について検討するため年3回程度開催し、活動状況について報告を受けるとと もに実施状況の確認・助言などを行う会議。
- (2) 認知症高齢者行方不明対応支援事業

平成28年3月から運用を開始(平成29年12月一部改定)した,京都市「認知症 高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」について,引き続き行方不明 時の発見協力依頼先の拡大等ネットワークの強化を図る。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

引き続き、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携等、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図るとともに、認知症高齢者の行方不明対応についても、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」の運用に引き続き努め、行方不明時の発見協力依頼先の拡大等ネットワークの強化を図る。

事業概要

(1) 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援チームを設置・運営し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施。

(2) 認知症高齢者行方不明対応支援事業

行方不明リスクの高い認知症高齢者について、事前相談・事前登録を行い見守り体制を 検討するとともに、行方不明時に地域ネットワーク等に発見協力依頼を行う京都市「認知 症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」を運用。

令和2年度の取組計

画

令

和 2

年

度の

実績

報告

度

の取

組計画

≪事業名≫

認知症あんしん京 (みやこ) づくり推進事業

新規 ・ 充実

継続

《担当課》 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

≪事業の概要≫

- 1 地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成する。
- 2 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医が講師となり、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を行う。 さらに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を行う。

≪事業の開始時期≫

平成18年7月

1 実施方針

高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、その対策は急務であり、地域の実態に応じて、認知症医療の入り口となる早期発見・早期相談・早期診断による連続性ある支援(地域で気づき・つなぎ・支える)を推進していく。

2 内 容

- (1) 認知症サポーターに関する取組
 - ア 認知症の方の地域での暮らしを見守る「認知症サポーター」の養成
 - イ 認知症サポーターの研修の講師となる「キャラバンメイト」の養成,登録,派遣調整,活動支援
 - ウ 認知症サポーターを対象にフォローアップを目的とする「認知症サポーター・ステップアップ (アドバンス)講座」の実施
- (2) 認知症サポート医に関する取組
 - ア 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う「認知症サポート医」の養成
 - イ 認知症サポート医を講師とする,かかりつけ医を対象とした「かかりつけ医認知症対応力 向上研修」の実施
 - ウ 認知症サポート医を対象にフォローアップを目的とする「認知症サポート医フォローアップ研修」の実施
- (3) 病院勤務の医療従事者に関する取組
 - ア 病院勤務の医療従事者に対する「認知症対応力向上研修(訪問研修)」の実施
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

第7期京都市民長寿すこやかプランに掲げた数値目標に基づき,認知症サポーター及び認知症 サポート医の更なる養成を行っていく。

事業概要

- (1) 認知症サポーターに関する取組
 - ア 認知症サポーター講座の開催

開催回数 157回 養成数 4,628名

延べ養成数 134,885名

イ キャラバン・メイト養成研修の実施

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

延べ養成数 2,746名

ウ 認知症サポーター・ステップアップ (アドバンス) 講座の開催 ※R2年度は,新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 延べ登録者数 293名

(2) 認知症サポート医に関する取組

ア 認知症サポート医の養成(派遣研修)

※R2年度は、国の養成研修が新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 延べ養成者数86名

イ かかりつけ医認知症対応力向上研修(Web配信)

2回実施、受講者97名(医師) 延べ受講者数1、530名

ウ 認知症サポート医フォローアップ研修(Web会議とのハイブリット形式) 1回実施、受講者43名(認知症サポート医) 延べ受講者数193名

(3)病院勤務の医療従事者に関する取組

ア 病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問研修ではなく、講義動画の Web 配信及びオンライン演習を市内6箇所の病院を対象に、認知症対応力の強化・多職種連携の重要性等について研修を実施。

受講者合計 1日目 (講義動画配信):106人 2日目 (オンライン演習):79人

(令和2年度研修実施病院)

病院名	日程	受講者			
7四元行	口性	1日目(座学)	2日目(演習)		
賀茂病院	$11/27 \sim 1/18, 1/25$	41人	12 人		
脳神経リハビリ北大路病院	$12/9 \sim 2/19, 2/26$	8人	8人		
洛和会丸太町病院	$12/9\sim 1/25, 2/1$	14 人	14 人		
しまばら病院	$11/27\sim 1/21, 1/28$	16 人	14 人		
大島病院	$11/27\sim$ 2/12, 2/19	11 人	14 人		
桃仁会病院	$11/27 \sim 3/2, 3/9$	16 人	17 人		

新規 · 充実 ·

継続

《担当課》 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

≪事業の概要≫

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できる地域社会の構築を目指し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を目的として、高齢者虐待についての市民の理解を深めるとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者に対し、虐待を受けたあるいは受けているおそれのある高齢者に対する支援や虐待の防止等に関する研修会等を開催する。

≪事業の開始時期≫

平成18年4月

1 実施方針

高齢者虐待についての理解の促進及び関係者等に対する研修会や各種専門職による事例検討 会の実施等

2 内 容

- (1) 市民に対する啓発の実施
- (2) 関係者等に対する研修会の実施
- (3) 高齢者虐待事例研究会の設置
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

虐待及び虐待防止についての理解をより深めるため、市民・関係者等に対する啓発・研修を実施するとともに、事例研究を行う。

事業概要

(1) 市民に対する啓発の実施

高齢者虐待の防止を目的とした一般市民に向け広報・啓発リーフレット作成

- ※ 令和元年度に実施した講演会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず。
- (2)関係者等に対する研修 専門研修(専門編3回開催)
- (3) 高齢者虐待事例研究会
 - ア 研究会の開催 (1回開催)
 - イ 事例検討の実施(1回,延べ1事例の実施)
 - ウ 相談員(弁護士)派遣(5回)

令和2年度の取組計画

令

和2年

度の

実績

報告

京都市高齢者虐待シェルター確保事業

新規 • 充実

継続

≪担当課≫ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

≪事業の概要≫

介護保険の要介護認定において要介護状態にないと認定された高齢者が、養護者等による虐待又は同等程度の緊急事態であると認められる場合に、緊急に避難できる居室を確保する。

≪事業の開始時期≫

平成20年12月

令和2年度の取組計

画

和2年度

0

実績報告

1 実施方針

高齢者等が緊急に避難する場所を確保することにより、高齢者の生命及び身体の安全を確保することで、高齢者の尊厳を守る。

2 内 容

市内の特別養護老人ホーム等の来客用居室等を活用することにより、本市の区域内に居住する高齢者が養護者等による虐待から避難する場所を確保する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 高齢者の安全を確保するため、引き続き事業を実施する。

事業概要

- 1 令和2年度利用件数:11件
- 2 対象者
- (1)介護保険法第7条の規定における要介護状態に満たない者
- (2)虐待により身体・生命に重大な危険又は恐れが生じている原則65歳以上の高齢者, 特に市長が必要と認めた原則65歳以上の高齢者
- 3 利用期間

原則最長2週間,特別な事情がある場合は2週間を限度として延長可能。

- 4 利用料
 - (1)生活保護法の規定による保護又は中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者:1,390円/日
- (2)前年度所得に係る市民税が非課税である者:1,390円/日

上記以外の者:2,560円/日

継続

≪担当課≫

都市計画局建築指導部建築審査課

≪事業の概要≫

学校や病院,図書館,店舗,飲食店など多くの人が利用する建築物を,お年寄りや身体に障害のある方,子どもや妊娠中の方も含め,誰もがともに利用しやすい建築物にするために,建築物等の新築や増改築を行う際のバリアフリーに関する整備や手続を義務付けている。

≪事業の開始時期≫

昭和51年4月から、「福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」、平成7年4月から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」によるバリアフリー整備の誘導を行っており、平成16年10月には、「京都市建築物等のバリアフリーの整備に関する条例(バリアフリー条例)」を施行し、バリアフリー整備の促進を継続している。

1 実施方針

バリアフリー条例に基づき、建築物等におけるバリアフリー整備の一層の促進を図り、より安全で安心できる、すべての人にやさしいまちづくりの実現に取り組む。

2 内 容

(1) バリアフリー整備の誘導

バリアフリー条例により、一定の用途及び規模の建築物等の建築時におけるバリアフリー整備を義務付けるとともに、建築主に事前協議を義務付け、より望ましいバリアフリー整備の 実施を誘導する。

- (2) 既存建築物のバリアフリー整備に関する指導・助言の実施 福祉パトロール等を通じて既存建築物のバリアフリー環境の評価を行い、必要に応じて改 修について指導・助言を行う。
- (3) バリアフリー整備の啓発

整備マニュアルを利用した協議や、優良建築物マークの交付等により、建築物の事業者等を啓発し、安全かつ良質なバリアフリー整備の普及を図る。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

引き続き,バリアフリー条例に基づき,建築物等におけるバリアフリー整備の一層の促進を図る。また,宿泊施設の質の向上に向けた取組として,京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例を改正し,一般客室の内部にまで踏み込んだ基準を定める。

事業概要

- ・令和2年度におけるバリアフリー条例に基づく協議書交付件数 527件(令和3年3月末時点)
- ・令和2年度におけるバリアフリー条例に基づく検査済交付件数 451件(令和3年3月末時点)
- ・京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例を改正(令和3年4月1日公布)
 - ※ 一般客室に係る新基準の施行は、令和3年10月1日

令和2年度の取組計画

令

和 2

年

度の

実績

報告

分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業

新規・・・・・・・・継続

≪担当課≫都市計画局住宅室住宅政策課

≪事業の概要≫

高齢者や障害のある方をはじめとする全ての市民が暮らしやすい良好な住宅ストックの形成及び安心して暮らせるすまいづくりの推進を目的として、分譲マンションの共用部分における手すりの設置や段差の解消など、それらのバリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。

≪事業の開始時期≫

平成22年4月

1 実施方針

分譲マンション共用部分のバリアフリーを推進することで、良好な住宅ストックに誘導する ため、令和2年度においても助成事業を行う。

2 内 容

分譲マンション共用部分のバリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。

(応募件数:予算の範囲内)

助成金の額:工事費用の2分の1

上限額 1管理組合当たり100万円

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

なし

令和2年度の実績報

告

令

和2年度

0

取

組計

画

事業概要

2件の分譲マンションに対し、助成を行った。

交通施設のバリアフリー化の推進①

≪担当課≫ 都市計画局歩くまち京都推進室

≪事業の概要≫

高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるまちづくりを推進するため、 旅客施設及びその周辺道路等のバリアフリー化を推進する。

≪事業の開始時期≫

平成14年度 「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定

(平成23年度 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定)

1 実施方針

平成24年3月に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で選定した10地区(11駅)の「重点整備地区」ごとに、バリアフリー化に関する基本方針やバリアフリー化の概要を定める「移動等円滑化基本構想」を策定し、計画的にバリアフリー化を推進する。

2 内 容

これまでに策定した「基本構想」に基づき、令和元年度に引き続き、西大路駅、桃山駅(以上、JR西日本)のバリアフリー化整備や京都駅(JR西日本)の可動式ホーム柵の整備を推進するとともに、新たに鳥羽街道駅(京阪)のバリアフリー化整備に着手する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

鉄道事業者が実施する駅のバリアフリー化整備に対して補助金を交付し、駅のバリアフリー化を 推進する。

事業概要

これまでに策定した「基本構想」に基づき、西大路駅、桃山駅(以上、JR西日本)、鳥羽街道駅(京阪)のバリアフリー化整備や京都駅(JR西日本)の可動式(昇降式)ホーム柵の整備に対して、国及び京都府と協調して補助金を交付した。

なお、桃山駅(JR西日本)のバリアフリー化整備は本年度をもって完了した。

-70-

令和2年度の取組計画

令和

2年

度の

実績

報告

ノンステップバスの導入

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 交通局自動車部技術課

≪事業の概要≫

高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての人に利用しやすいノンステップバスを導入する。

≪事業の開始時期≫

平成8年度

1 実施方針

バリアフリー新法の施行に伴い,市バス車両の更新にあたっては,ノンステップバスの導入を継続し,令和2年度は、ノンステップバス61両を導入する。

2 内 容

ノンステップバス61両の導入

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

バリフリーに対応したノンステップバスの導入に努める。

事業概要

事業計画の見直しに伴い、ノンステップバスについて、計画上の61両から58両(令和2年度更新全車両)に変更し導入した。

令和2年度の実績報告

令

和2年度

の取組計

交通施設のバリアフリー化の推進②

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 交通局高速鉄道部技術監理課・電気課

≪事業の概要≫

バリアフリー法に基づき地下鉄施設、車両等の整備を進めていく。

≪事業の開始時期≫

平成12年度

1 実施方針

地下鉄を安心、安全、快適にご利用していただけるよう、バリアフリー化を推進していく。

令和2年度の取組

計

2 内 容

北山駅及び十条駅の旅客用トイレの全面改修を行う。

トイレの全面改修にあたっては, 高齢者や外国人観光客など, より多くのお客様が利用しや すいよう, 出入口部の段差解消や洋式便器の設置などを行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和2年度の

実績報告

事業概要

北山駅及び十条駅の旅客用トイレの全面改修を行った。

トイレの全面改修にあたっては, 高齢者や外国人観光客など, より多くのお客様が利用しやすいよう, 出入口部の段差解消や洋式便器の設置などを行った。

犯罪被害者支援策の推進

新規・・ 充実・・ 継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

京都市犯罪被害者等支援条例に基づき,犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。

≪事業の開始時期≫

平成11年4月(京都市犯罪被害者等支援条例は平成23年4月施行)

1 実施方針

「被害直後の支援」,「一定の生活回復に向けた支援」,「京都市の地域特性を生かした独自の取組」,「社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組」の4つの視点から,事業を実施する。

2 内 容

(1) 犯罪被害者総合相談窓口(ワンストップ窓口)の運用

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(以下「支援センター」という。)内に設置した 総合相談窓口を引き続き運用する。具体的には、犯罪被害者等に対して相談や必要な情報の 提供を行うほか、本市の犯罪被害者等支援施策の窓口として、関係機関との連携等により、中 長期に渡ってワンストップによる支援を行う。また、支援センターにおいて被害者への支援 を行う被害者支援者(ボランティア)の質の向上を図る。

(2) 犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付

犯罪等により当座の生活に困窮することとなった被害者等に,30万円の生活資金を給付する。

また,犯罪被害を原因として日常生活(家事・介護・一時保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して,家事・介護へルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成する。

(3) 住居の提供等

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった被害者等に、民間シェルターの入居 (随時)、市営住宅の優先入居 (年間 4 回募集)、民間住宅の情報提供 (随時)等を実施する。

(4) 心のケア

京都市こころの健康増進センターに設置した犯罪被害者等のための専門外来を引き続き運用し、総合相談窓口を通じて、臨床心理士による相談や精神科医師の診察を実施する。

(5) 通訳派遣など観光旅行者等への支援

外国人被害者への通訳派遣,他府県在住者への支援センターによる裁判代理傍聴など,本 市で被害にあった観光旅行者や一時滞在者等を支援する。

(6) 大学等と連携

犯罪被害者等に関する大学講義を(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど, 啓発や人材育成に連携して取り組む。

(7) 広報・啓発・教育活動

犯罪被害者等が置かれた状況や社会全体で支える重要性について,広く市民の関心と意欲を高めるため,警察や民間支援団体をはじめとする関係機関・団体と連携し,効果的な活動を 展開する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

犯罪被害者等へのニーズ調査の結果などを踏まえ、被害者支援者(ボランティア)の質の向上を目的とした研修の充実を図る。また、既存の広報・啓発活動を精査し、より効果的な活動を行うとともに、新たに本市職員に対する研修等を実施する。

新たに、犯罪被害を原因として日常生活(家事・介護・一時保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成する。(2(2) 再掲。)

事業概要

- (1) 犯罪被害者総合相談窓口(ワンストップ窓口)の運用電話相談:618件 面接相談:238件 直接支援:478件
- (2) 犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付 6件,日常生活支援金の給付 0件
- (3) 住居の提供等 民間シェルターへの入居 0 件, 市営住宅の優先入居 1 件 (年 4 回募集), 民間住宅への情報提供 0 件
- (4) 心のケア 電話相談:3 件 面接相談:0 件 診察:12 件
- (5) 通訳派遣など観光旅行者等への支援 0件
- (6) 大学等との連携

京都産業大学の「被害者学(前期)」、「被害者政策(後期)」を単位互換科目として設定等

(7) 広報·啓発·教育活動

新規採用職員研修「京都市における犯罪被害者支援施策について」の実施(資料配布のみ)(4/14),「いのちを紡ぐ週間(5/21~27)」及び「犯罪被害者週間(11/25~12/1)」における啓発パネル展・ホンデリング等の実施、生命のメッセージ展(11/22)の開催、「いのちを考える教室」(市内高校: 2 校)の実施等

※ 犯罪被害者支援京都フォーラムは、新型コロナウイルスの影響で中止

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターと

継続

の連携

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

本市の犯罪被害者総合相談窓口である(公社)京都犯罪被害者支援センター(以下「支援センター」という。)で相談を受けた方を必要に応じて京都性暴力ワンストップ相談支援センター(以下「京都 SARA」という。)へ繋ぐとともに、京都 SARA 連携会議に出席することで、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。

≪事業の開始時期≫

平成27年8月

1 実施方針

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けて京都 SARA と連携する。

2 内 容

(1) 相談者の紹介

支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都 SARA へ繋ぎ、より効果的な支援を実施する。

(2) 京都 SARA 連携会議への参加

京都 SARA 連携会議に出席し、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。また、日ご ろから適宜情報共有を図り、積極的に連携していく。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

1 事業概要

(1) 相談者の紹介

支援センターで相談を受けた方のうち、1名について京都 SARA を紹介した。

(2) 京都 SARA 連携会議への参加

令和2年度に京都SARA連携会議は開催されなかった。

令和2年度の実績報告

令

和

2 年

度

0

取組

計画

防犯カメラ設置促進補助事業

新規 · 充実

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

防犯カメラの設置を促進し、犯罪の発生を抑止するため、地域団体を対象として、防犯カメラの導入費用を補助する。

≪事業の開始時期≫

平成24年度

1 実施方針

自治連合会,町内会などの地域団体が設置する防犯カメラの導入費用を補助することにより, 犯罪の発生を抑止する。

2 内 容

- (1) 対象地域団体(自治連合会,町内会等) ※山科区は除く
- (2) 要 件 5台を上限,不特定多数の者が利用する空間を撮影,京都府ガイドラインに基づ く管理・運用,設置後3年間の維持管理 等
- (3) 募 集 4月~6月末
- (4) 補助率 9/10以内,1台上限200千円(自立柱を新設する場合は225千円) ※ ランニングコストは対象外
- (5) 備 考 「区版運動プログラム」に基づき、行政区単位で独自に交付先を選定
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

交付先の選定方法については、犯罪の発生状況や、通学路等における子どもの安全等を含めた、 各区支所の現状・課題を踏まえた選定を行っている。

事業概要

令和2年度の実績報告

令

和2年度

0

取組

計画

自治連合会や町内会などの地域団体に対して、令和2年4月1日~6月30日まで募集を行い、 犯罪被害が比較的多く発生している地域を中心に、75団体198台の防犯カメラ設置を補助した。

画

≪事業名≫ 京都府防犯モデル賃貸マンション認定 制度の普及促進

新規 • 充実

継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

防犯性能の低い賃貸アパート・マンションの自主的な防犯対策を促進し、性犯罪被害等の犯罪被害に遭いにくい安心安全な住環境を構築するため、NPO 法人京都府防犯設備士協会が、防犯設備等の認定基準に適合した賃貸アパート・マンションを優良認定するもので、当該物件には認定プレート(推奨機関として京都府警察本部とともに、京都市の名称も記載される)が交付される制度であり、本市においては推奨という立場で連携しており、広く市民に制度の広報及び関係機関と連携した制度の普及促進を図っている。《事業の開始時期》

平成27年度

1 実施方針

京都市内の賃貸集合住宅に住む大学生や女性等が性犯罪被害等の犯罪被害に遭うことのない 安心で安全に暮らせる住環境の構築に向け、関係機関等と連携して制度の広報啓発活動や、本市 施策と連動させた勧奨活動により賃貸集合住宅の防犯環境全体の底上げを図っていく。

2 内 容

京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の周知、普及のため、京都府防犯設備士協会と連携 し、本市で作成したリーフレット等、あらゆる広報媒体を活用し、集合住宅の所有者や管理者等 に広く働きかけを行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 制度の周知・普及のため、引き続き啓発活動に努める。

事業概要

京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進に向けたリーフレットを活用し,優良認定登録への推奨活動を実施した。

※ 認定:154棟(うち市内132棟)≪平成27年6月1日~令和3年3月末時点≫

令和2年度の実績報告

継続

障害者虐待防止対策事業

≪担当課≫ 保健福祉局障害保健福祉推進室

≪事業の概要≫

障害者の虐待防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が平成24年1 0月に施行されたことに伴い,虐待を受けた障害のある方の保護や支援,養護者への支援等を行う。

≪事業の開始時期≫

平成24年10月

1 実施方針

障害者虐待に関する理解を促進するとともに、虐待を受けた障害者に対する支援等を行う。

和2年度の取組計

画

令

和 2

年

度

の実

績

報

令

2 内 容

- (1) 障害者虐待への対応(虐待防止センターの運営)
- (2) 障害者虐待防止検討部会の運営
- (3) 障害者福祉施設従事者等及び市民を対象とした周知, 啓発
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

障害者虐待防止及び権利擁護についての理解をより深めるため,周知,啓発活動を充実させる。

事業概要

≪取組内容≫

(1) 虐待防止センターの設置

養護者による障害者虐待については、各区役所及び支所の保健福祉センターを、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待については、障害保健福祉推進室をそれぞれ虐待防止センターに位置付け対応を行った。

(2) 対応マニュアルの策定

対応の手順や緊急性の判断基準等に関するマニュアルに沿った対応を行った。

- (3) 障害者虐待防止検討部会の設置による関係機関の連携体制づくり 京都市障害者自立支援協議会の障害者虐待防止検討部会において,虐待防止や早期発見のた めの協力体制づくり,虐待通報があった場合の事例検討を行った(3回開催)。
- (4) 緊急時の一時保護施設の確保

生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがある場合等に,一時的に保護するため,緊急短期入所事業(あんしん生活緊急サポート事業)を活用する等して対応した。

(5) 専門相談の実施

経済的虐待等の法的な相談に対応できるよう,京都弁護士会に依頼し,会議等での専門的助言を行う弁護士の派遣を行った。弁護士の派遣実績(9回派遣)

(6) 周知·啓発

集団指導及び新規事業所説明会(新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資料送付のみ)

- (7) 研修(研修会等の開催)
 - ①事業所向け(2回開催)
 - ②職員向け(2回開催)
 - ③市民向け (新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催中止。資料送付のみ)

継続

観光案内標識等の整備

≪担当課≫ 産業観光局観光MICE推進室

≪事業の概要≫

史跡や神社仏閣等にその由緒や見所等を明記した名所説明立札(駒札)について、これまでの維持、修繕に加え、28年度から実施している市内産木材を活用し、郊外地域をはじめとした市内に所在する地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を説明する名所説明立札(駒札)整備事業を引き続き実施する。また、平成23年度策定の「観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5年間で整備した観光案内標識等を適切に維持管理していく。さらに、平成30年度からは、混雑緩和に向け、多様なエリアへの誘客の推進や観光客が多いエリアにおける回遊性の向上を図るため、観光案内標識の更新を含めた整備を進めている。

≪事業の開始時期≫

昭和30年代前半 名所説明立札(駒札)の設置開始

昭和40年代前半 案内標識の設置開始

昭和50年代前半 観光案内図板の設置開始

平成11年3月 現在地表示板の設置開始

平成22年度 観光案内標識アップグレードプロジェクトに着手

平成23年度 アップグレード指針に基づく整備の開始

平成27年度 アップグレード指針に基づく整備の終了

平成28年度 市内産木材を活用した名所説明立札(駒札)設置事業の開始

平成30年度 観光地の混雑緩和や分散化を目的とした観光案内標識の整備の開始

1 実施方針

平成28年度から5箇年計画で実施している市内産木材を活用した名所説明立札(駒札)を引き続き設置し及び維持管理を行い、市内各所へ観光客の分散化を図る。

また、引き続き混雑緩和に向け多様なエリアへの誘客の推進や、観光客が多いエリアにおける 回遊性の向上を図るため、観光案内標識の更新を含めた整備及び適切な維持管理を実施するこ とで、歩いて楽しい観光の推進、観光客の安心・安全な観光地への誘導や観光地間の回遊性の向 上、京都観光の活性化を目指す。

2 内 容

市内産木材を活用した名所説明立札(駒札)事業として、わかりやすい多言語化駒札を計画的に年間約50基整備し、外国人観光客を含めた観光客により深く京都の魅力を伝える。

また、混雑緩和に向け、多様なエリアへの誘客の推進や、観光客が多いエリアにおける回遊性の向上を図るため、観光案内標識の整備を行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和元年度に引き続き、上記実施方針に基づき、取組を推進する。

事業概要

市内産木材を活用した名所説明立札(駒札)事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外国人観光客の減少に伴い、名所説明の内容を理解していただくための取組の需要が低下したことから、当初予定数量から見直しをした上で、設置及び更新を行った。

また、混雑緩和のための観光案内標識の設置事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による 観光客数の減少に伴い、混雑緩和のための観光案内標識の需要が低下したため観光案内標識の設 置数を縮小することとした。ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据え、観光の分散化による密 の回避を念頭にこれまでの整備状況を踏まえ、「とっておきの京都」プロジェクトの西京エリアに 自転車観光を考慮した誘導サイン(矢羽根)等を設置した。

令和2年度の取組計

画

令和

2 年

度

の実

績

報

京都総合観光案内所の運営

≪担当課≫ 産業観光局観光MICE推進室

≪事業の概要≫

5,000 万人観光都市・京都のおもてなし環境を一層向上させるため、京都市と府がそれぞれ設置していた京都駅の観光案内所(①京都市観光案内所,②京都府観光情報センター,③京都ツーリスト・インフォメーション)を一元化し、京都総合観光案内所として京都駅ビル2階にオープンした。京都総合観光案内所では、府内全域の観光案内や宿泊の紹介、催しチケットの販売など、様々な観光情報等の提供をワンストップで行うとともに、英語、中国語、韓国・朝鮮語の多言語による案内にも対応する。

≪事業の開始時期≫

平成22年3月16日 京都総合観光案内所 開所

1 実施方針

引き続き、京都総合観光案内所において、国内外の観光客に対し利便性の向上を図るとともに、更なる観光誘客を図るため京都市を含む京都府内全域の観光案内・情報発信等をワンストップで行う。

2 内 容

- (1) 観光·交通案内
 - · 窓口案内 · 電話案内
 - ・日本語,英語,中国語,韓国・朝鮮語に対応
 - ・繁忙期に京都駅前広場に臨時案内所の設置
- (2) 観光情報発信
 - ・府内各市町村パンフレット等の配架
 - 主な観光施設パンフレットやイベントチラシ等の配架
 - ・企画展示等による戦略的なPR
 - ・ITを活用した効率的な情報提供
 - ・外国人観光客コーナーの設置
- (3) 宿泊予約
 - ・ 国内外の観光客に対応
- (4) 各種チケット販売
 - ・1日乗車券、企画交通券等の販売
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

国内外からの多くの観光客に利用していただけるよう,更なる利便性の向上を図り,京都らしいおもてなし,しつらえを備えた総合案内所として運営していく。

事業概要

府内全域の観光案内・交通案内を多言語(日本語,英語,中国語,韓国・朝鮮語)で行うとともに,宿泊施設の照会,催しチケットの販売など,様々な観光情報等の提供をワンストップで行った(令和2年度利用者数:134,510人)。

- ※1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、令和2年4月11日から6月18日までの間は施設を一時閉所。6月19日以降も開所時間を短縮しての運営となった。
- ※2 例年,繁忙期対策として,春,秋,GWの時期に併せて京都駅前広場に臨時の観光案内所を 開設してきたが,令和2年度は開設を見送った。

令和2年度の取組計画

令

和

2 年

度の

実績

報告

新規・・・・・・・・・・・継続

京都観光オフィシャルサイトによる情報発信

≪担当課≫ 産業観光局観光MICE推進室

≪事業の概要≫

インターネット,携帯端末で観光情報を発信する。

≪事業の開始時期≫

平成 9年 3月 専用端末(日本語)の運用開始(※平成19年12月廃止)

平成11年12月 携帯端末の運用開始

平成17年 3月 インターネット(中国語(繁体字)版・韓国・朝鮮語版)の運用開始

平成22年 4月 「京都市観光文化情報システム」を「京都観光Navi」として全面リニューアルする とともに「Kyoto Official Travel Guide」と連携しフランス語での情報発信を開始

平成22年11月 中国語 (繁体字・簡体字) 及び韓国・朝鮮語の情報提供を開始

平成23年11月 ドイツ語,スペイン語,イタリア語の情報提供を開始

平成26年11月 アラビア語、トルコ語、マレー語、タイ語、ロシア語の情報提供を開始

平成30年 4月 京都市観光協会がDMO (Destination Marketing/Management Organization) として 本格稼働することに伴い,情報発信機能の一元化,効率化を図るため,運営を京都 市観光協会に移管。

平成31年 1月 国内サイトの内容や機能の大幅リニューアルが完了

平成31年 4月 ウェブ統括官を配置

令和 元年12月 AI (人工知能)を活用した自動会話プログラム (チャットボット)を導入。

令和 2年 3月 多言語サイトの全面リニューアル完了

1 実施方針

引き続き,京都総合観光案内所において,国内外の観光客に対し利便性の向上を図るとともに, 更なる観光誘客を図るため京都市を含む京都府内全域の観光案内・情報発信等をワンストップで 行う。

2 内 容

国内外からの観光客に、より奥深い京都の魅力を発信し、京都観光の満足度を高めていただく ため、多言語情報の充実のほか、京都観光オフィシャルサイトの機能強化を行う。

- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - (1) 京都観光オフィシャルサイト機能の充実内容
 - ・エリア別、朝・夜観光、文化体験の紹介等、魅力的なコンテンツのさらなる充実
 - ・令和元年度に導入した, A I を活用した観光案内自動応答プログラムによる利便性の向上
 - ・サイト利用者の属性や関心に応じたよりきめ細かな情報発信

等

(2) ウェブ統括官によるオフィシャルサイト等の運用

I Tやデザイン等のサイト構築,情報発信,分析等について高い見識を持つ,ウェブ統括官を令和元年度に京都市観光協会に配置しており,引き続きオフィシャルサイト全体のクオリティを統括・管理し,本市が発信すべき情報(災害等)の即時発信や閲覧数の向上等を行う。

令和2年度の取組計画

事業概要

唯一の観光オフィシャルサイトとして、最新の観光情報だけではなく、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や、施設・イベント等の休止・中止情報等、日々移り変わる状況に合わせた迅速な情報発信を継続して行った。

また,新型コロナウイルス感染症からの回復時に外国人観光客を受け入れるにあたり,コロナ以前の観光に戻さないよう,浸透に一定の時間を要するマナー情報や分散化情報など,京都観光の課題解決に資する情報発信を行った。

併せて、ウェブサイトの構築、適切な情報発信手法の検討・選択、AI等を活用した情報発信、 発信する情報のクオリティ・コントロール、アクセス解析等を行った。

なお、令和元年に導入した AI を活用した観光案内自動応答プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、運用を休止している。

≪担当課≫

産業観光局観光MICE推進室

≪事業の概要≫

国内外からの観光客を、おもてなしの心で温かく迎え、安心して快適に京都観光を楽しんでいただけ るよう、「京都まちなか観光案内所」及び「京都えきなか観光案内所」において、京都を訪れる観光客 に対し、京歩きマップの配布、周辺観光案内、交通案内を行う。

京都市と日本郵便株式会社が締結した包括連携協定に基づき、上京区内郵便局17局に「上京ローカ ル情報発信局」として活動いただき、地域に密着した観光案内やエリア情報などの情報発信を実施。

・京都まちなか観光案内所

京都市内すべてのセブンイレブン、スターバックス及びゼスト御池の全面協力を得て、京都を訪れる 観光客に対し、周辺観光案内、交通案内を実施

・京都えきなか観光案内所

公共交通事業者(京都市交通局, JR 西日本, 京阪電鉄, 近鉄電車, 京福電鉄, 叡山電鉄, 嵯峨野観光 鉄道)の協力を得て,市内12箇所(京都市交通局 太秦天神川駅・京都駅2箇所・北大路駅・烏丸御池 駅,JR京都駅,京阪電鉄祇園四条駅,近鉄京都駅,京福電鉄嵐山駅,叡山電鉄出町柳駅,嵯峨野観光 鉄道トロッコ嵯峨駅、阪急電鉄京都河原町駅)において、京都を訪れる観光客に対し、公共交通機関の 乗り換え案内や周辺観光案内を実施。

≪事業の開始時期≫

平成19年10月31日 京都まちなか観光案内所開設 平成21年10月 1日 京都えきなか観光案内所開設

1 実施方針

引き続きセブン-イレブン、スターバックス コーヒー、ゼスト御池、交通事業者、上京区内郵 便局の協力を得て、市内各地で「京都まちなか観光案内所」、「京都えきなか観光案内所」を運営 し、国内外の観光客のより快適な京都の旅をサポートする。

2 内 容

- (1) えきなか・まちなか観光案内所の運営(平成30年12月31日現在)
 - ・ 京都まちなか観光案内所 セブン-イレブン256店舗、スターバックスコーヒー29店舗、ゼスト御池36店舗で 運営、上京区内郵便局17局で「上京ローカル情報発信局」を運営
 - 京都えきなか観光案内所 市内12箇所の地下鉄,鉄道駅で運営
- (2) 従業者のスキル向上のための取組 講習会を開催し、観光案内のスキルアップとおもてなしの機運の向上を図る。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

国内外に対して、まちなか・えきなか観光案内所の更なるPRを行うとともに、修学旅行生、 一般の観光客を対象に観光・交通等案内サービスの提供を実施することで、観光客受入環境整備 の充実を図る。

事業概要

京都まちなか観光案内所として、京都市内のセブンイレブン、スターバックス及びゼスト御池 の全店舗において観光案内を行うとともに、京都えきなか観光案内所として、市内11箇所*にお いて公共交通機関の乗換案内や周辺観光案内を行った。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、取組計画策定後に施設数が減少。

令和2年度の実績報告

令 和

2

年 度

0 取

組

計

の向 ≪事 平

令

和2年

度の

取

組計

画

令

和 2

年

度の

実績

≪担当課≫ 行財政局 サービス事業推進室

≪事業の概要≫

「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において、 違法駐車等防止指導員(本市職員。以下「指導員」という。)による違法駐車等の解消のための指導・啓 発を実施している。

また,「京都市自転車安心安全条例」に基づき,自転車安全利用促進啓発員(本市職員。以下「啓発員」 という。)が,主要交差点での街頭啓発や自転車安全教室等を通じて,自転車利用ルールの周知やマナー の向上を図るための指導・啓発を実施している。

≪事業の開始時期≫

平成7年6月

1 実施方針

①公共交通機関の走行環境改善,②客待ちタクシーの適正化,③「安心・安全な歩行空間の創出」と「歩いて楽しいまち」の実現,④観光客等の利便性向上のための「安心で快適な京都観光」のサポートを目的とした取組を推進していく。

2 内 容

(1) 違法駐車等防止対策

都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において,指導員による違法駐車等の解消のための指導・啓発を行うとともに,京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し,「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど,引き続き,効果的な指導・啓発を展開する。

(2) 自転車安全対策

自転車等の交通量が多い交差点(商業施設や大学付近等)での街頭啓発や自転車安全教室支援等,引き続き,自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を展開する。

また,京都府警察等と連携し,合同街頭啓発や合同自転車盗難防止パトロールの実施等,効果的な指導・啓発を展開していく。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

違法駐停車の指導・啓発及び自転車利用ルール・マナー指導・啓発を一層推進する。

事業概要

1 違法駐車等防止対策

都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において、指導員による違法駐車等の解消のための指導・啓発を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施した。

2 自転車安全対策

自転車等の交通量の多い交差点(商業施設や大学付近等)での街頭啓発や自転車安全教室支援等,啓発員が自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を実施した。また,京都府警察等と連携し,合同街頭啓発を実施する等,効果的な指導・啓発を展開した。

交通安全啓発活動の推進

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課,行財政局サービス事業推進室

≪事業の概要≫

市民一人一人に交通安全知識の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、交通安全市民運動等を推進する。(※自転車安全利用啓発に関しては、「総合的な自転車政策の推進」(担当課:建設局自転車政策推進室)を参照。)

≪事業の開始時期≫

昭和46年度

令

和 2

年度

0

取組

計画

1 実施方針

京都市交通安全基本条例に基づき,市民,事業者,警察,行政のパートナーシップの下,交通 安全市民運動等を推進する。

2 内 容

- 各区交通安全対策協議会等を中心とした交通安全市民運動
- ・ 市民運動と併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発 (「違法駐車等防止対策 事業の推進」を参照。)
- 高齢運転者事故防止支援事業
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

運転免許証「お試し返納」モニター事業,高齢運転者講習会,ドライブシミュレーター体験教 室等の高齢運転者による交通事故防止に資するより効果的な取組を実施する。

事業概要

年間4季51日間に渡る交通安全運動をはじめ、各区交通安全対策協議会等を中心に街頭啓発活動や車両広報など、コロナ禍の中工夫しながら取り組んだ。

また、高齢運転者事故防止支援事業として、運転免許証自主返納制度の概要等をまとめたリーフレットを作成し、各区役所・支所、各警察署、老人福祉センター等に対しても配布を行った。重点取組予定であった、運転免許証「お試し返納」モニター事業等の3事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を断念した。

【各区交通安全対策協議会等を中心とした交通安全市民運動】

<主な取組期間>

春の全国交通安全運動(4/6~15),夏の交通事故防止市民運動(7/21~7/31),

秋の全国交通安全運動(9/21~30), 年末の交通事故防止市民運動(12/1~12/20),

高齢者の交通事故防止一斉啓発(4/15, 10/15, 12/15), 自転車の安全利用一斉啓発(5/5) 信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発(毎月11日)

<主な取組内容>

街頭啓発, 違法駐車等指導・啓発, 自転車利用ルール・マナー指導・啓発 等

令和

2年

虔

の実績

「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進

新規・・・・・・・・・継続

《担当課》 都市計画局歩くまち京都推進室,建設局道路建設部道路環境整備課

≪事業の概要≫

歩道整備が困難な都心部の細街路において、安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、幹線道路に 囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」に設定し、交通管理者等と連携して、ゾーン対策を実施 する。

≪事業の開始時期≫

平成24年度

1 実施方針

人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している「歴史的都心地区」(四条通,河原町通,御池通及び烏丸通で囲まれた地区)を参考として,周辺エリア(南西側地区,北東側地区)において,引き続き,対策を拡大する。

2 内 容

- ・ 幹線道路から細街路への入口部等において、「歩いて楽しいまちなかゾーン」であることを明示する舗装のカラー化等の実施
- ・ 区画線の引き直しやカラーライン等による車線幅員の狭小化(路側帯の拡幅)や自転 車走行推奨箇所の明示など

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

「歴史的都心地区」の周辺エリア(南西側地区,北東側地区)において,引き続き対策を実施する。

事業概要

人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している「歴史的都心地区」(四条通,河原町通,御池通及び烏丸通で囲まれた地区)を参考として,周辺エリア(南西側地区,北西側地区,北側地区)において,以下のゾーン対策を実施した。

- ・ 幹線道路から細街路への入口部等において、「歩いて楽しいまちなかゾーン」であること を明示する舗装のカラー化等の実施
- ・ 区画線の引き直しやカラーライン等による車線幅員の狭小化(路側帯の拡幅),自転車走 行推奨箇所の明示等の実施

(※都市計画局では令和2年度の予算措置がなく、取組実績なし。)

令和2年度の取組計

画

令和

2 年

度

の実績

報告

交通安全施設整備事業の推進

《担当課》 建設局土木管理部土木管理課・建設局道路建設部道路環境整備課

≪事業の概要≫

交通事故の防止を目的とする交通安全施設の整備拡充を図る。

具体的には,歩行者の安全確保のための歩道等の新設,交差点改良,視距の改良,道路標識,防護柵,道路 照明灯等の道路付属物の設置を行っている。

≪事業の開始時期≫

昭和41年度

1 実施方針

歩行者及び自転車利用者の安全を図るため,歩道・自転車歩行者道等,交差点改良,防護柵等の 交通安全施設を整備している。

また,交通バリアフリー法に基づく重点整備地区において,駅等と周辺の主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化を目的とする「道路特定事業計画」を策定し,歩行空間のバリアフリー化を進めている。

2 内 容

一種事業		二種事業		
•歩道整備単独	4.1km	•道路照明灯	2,096灯	
補助	0. 22km	•防護柵	2.9km	
•歩車共存道補助	0.46km	•道路標識	63基	
•交差点改良単独	3箇所	•区画線	67. Okm	
•路肩整備	0. 2km	•視線誘導標※	117基	
		•道路反射鏡	46基	

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

交通安全施設の整備を引き続き行うことにより,歩行者及び自転車利用者の安全を図るとともに「道路特定事業計画」に基づき,継続して事業を進める。

事業概要

【取組内容】

令和2年度の実績報告

令和2年度の取

組計

一種	事業	二種事業		
•歩道整備単独	6. Okm	•道路照明灯	1,776灯	
補助	0.16km	•防護柵	2.4km	
•歩車共存道補助	0.29km	•道路標識	15基	
•交差点改良単独	2箇所	•区画線	116.4km	
•路肩整備	0.3km	•視線誘導標※	261m	
		•道路反射鏡	2基	

※ 取組計画時はポール型を想定していたが、整備時に点字ブロック型を導入したため、単位 が異なる。

道路照明灯の設置

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 建設局土木管理部土木管理課

≪事業の概要≫

夜間の交通安全の確保のため、生活環境整備の一環として道路照明灯設置基準に基づき、LED等を設置する。

≪事業の開始時期≫

1 実施方針

夜間の交通安全の確保のため、LED等を設置する。

(各土木事務所において実施)

2 内 容

【設置内容】

LED (新設)	775灯
LED(転換)	1,321灯
合計	2,096灯

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

- ・デザイン灯の LED 転換が可能な LED 球が市販されていること、水銀に関する水俣条約が発効されていることから早急に転換を図っていく。
- ・夜間の交通安全の確保のため、引き続き市街灯新設時にはLED等を設置する。

事業概要

【取組内容】

LED (新設)	866灯
LED(転換)	1, 442灯
合計	2,308灯

令和2年度の取組計画

令

和2年度の実績報告

総合的な自転車政策の推進

≪担当課≫ 建設局自転車政策推進室

≪事業の概要≫

平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車利用について誰もが分かるようにしていく「み える化」をキーワードに、自転車走行環境の整備や自転車のルール・マナーの周知徹底、自転車駐輪環境の整 備など、総合的な自転車政策を推進する。

≪事業の開始時期≫

平成27年度

実施方針

「京都・新自転車計画」に基づき、総合的な自転車政策を推進する。

(1)自転車走行環境の整備

「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、重点地区(都心部地区、西院地区、らくなん 進都地区)で整備

- (2) 自転車ルール・マナーの周知徹底
 - 「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、ライフステージに合わせた自転車安全教室の開催
 - ・ 自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け)の配布
 - ・「アーキエムズプロデュース 自転車マナーアップフェスタ in Kyoto」の開催
 - ・ 自転車保険の加入義務化の啓発・普及促進
 - 京都サイクルパス制度の運用
 - 「プレ・サイクルセンター事業」の実施
 - 京都市自転車安全利用推進企業制度の運用
 - 自転車に関する総合的な情報を提供するウェブサイト「京都市サイクルサイト」による情報発信
- (3)自転車駐輪環境の整備
 - 民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備
 - ・既存駐輪場における平置きスペースの確保や2段ラックの更新
 - ・駐輪場情報の発信
 - ・放置の発生状況に応じたフレキシブルな撤去及び啓発の実施
- (4)次期「自転車総合計画」の策定
- 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - ・次期「自転車総合計画」の策定

事業概要

- 1 自転車走行環境の整備
 - 「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、重点地区(都心部地区、西院地 区、らくなん進都地区)で整備(整備延長:180km(令和3年3月末時点))
- 自転車ルール・マナーの周知徹底
 - 「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、ライフステージに合わせた自転車安全教 室の開催(52箇所)
 - ・自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け) の配 布(令和3年2月)
 - ・「アーキエムズプロデュース 自転車マナーアップフェスタ in Kyoto」の開催(新型コロ ナウィルス感染症拡大により中止)
 - ・自転車保険の加入義務化の啓発・普及促進
 - ・京都サイクルパス制度の運用
 - ・「プレ・サイクルセンター事業」の実施(令和2年11月:1箇所(竹間公園),令和2年 12月:1箇所(船岡山公園))
 - ・京都市自転車安全利用推進企業制度の運用(107社(令和3年3月末時点))
 - ・自転車に関する総合的な情報を提供するウェブサイト「京都市サイクルサイト」による情 報発信
- 3 自転車駐輪環境の整備
 - ・民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備(5件,320台)
 - 既存駐輪場における平置きスペースの確保や2段ラックの更新(2箇所(上鳥羽口駅、 太秦))
 - ・駐輪場情報の発信
 - ・放置の発生状況に応じたフレキシブルな撤去及び啓発の実施
- 次期「自転車総合計画」の策定(京都市自転車政策審議会を2回開催(令和3年1月及び 3月)し、次期計画策定に向けて検討した。)

和

2

年

度

 \mathcal{O}

取

組

計 画

継続

放置自動車対策の推進

≪担当課≫ 建設局土木管理部土木管理課

≪事業の概要≫

平成17年度に施行された自動車リサイクル法により大半の自動車の預託が完了したことに併せて鉄くず価格等の高騰等に伴い、放置台数の減少が続いているが、依然として毎年15台前後の放置自動車の撤去・処分を行っている。そのため、幅広い適用範囲で放置自動車の迅速な撤去及び処分を実施し、放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止する。加えて、都市の美化の推進と良好な都市機能を維持し、安全で美しい生活環境の保全及び国際文化都市としての良好な都市環境の形成に資する。

≪事業の開始時期≫

平成14年に施行された「京都市自動車放置防止条例」に基づき放置自動車対策に取り組んでいる。

1 実施方針

撤去の迅速化に向けて,積極的な道路パトロールや地元住民及び警察署との連携を密にするとともに,自主撤去増加に向けた取組を強化していく。

2 内 容

(1) 条例の幅広い適用

公共の用に供している私道等についても、京都市廃自動車認定等委員会の意見を聴いたうえで、 安全の確保等に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めた場合は、本市において撤去及 び処分を実施するなど、幅広い適用範囲で実施する。

(2) 迅速な処理

廃自動車認定基準により、放置自動車が廃自動車に該当するか否かの認定を速やかに実施する。

緊急対応を必要とする民有地に放置された放置自動車について,対応策を検討し,京都市廃自動車認定等委員会において意見を聴き、検討を重ねる。

積極的な道路パトロールの実施や地域住民及び警察等関係機関との密接な連携も撤去台数の減少に寄与しているものと考えられる。そのため、河川などの放置多発箇所については抑止活動を継続して実施していく。

(3) 抑止活動の継続

積極的な道路パトロールの実施や地域住民及び警察等関係機関との密接な連携も撤去台数の減少に寄与しているものと考えられる。そのため、河川などの放置多発箇所については抑止活動を継続して実施していく。

- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)
 - (1) 撤去後に再び放置されない環境整備についての取組を強化していく。
 - (2) 緊急対応が必要な民有地における放置自動車についての対応策を検討していく。
 - (3) 撤去台数について自動車リサイクル法等,様々な視点での分析をしていく。

事業概要

【取組内容】

通報及び自主発見台数24件のうち 強制撤去台数 6台

自主撤去台数 11台

未処理 7台

令和2年度の実績報告

令

和

年度

 \mathcal{O}

取

組計

画

事故防止重点強化策

新規・・・充実・・・継続

(バス停留所付近の違法駐停車防止キャンペーン)

≪担当課≫ 交通局自動車部運輸課

≪事業の概要≫

本事業は、平成31年3月策定の「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」において掲げた「安全運行の確保」の一環として実施しており、関係機関と連携し、バス停留所付近の迷惑駐車が後を絶たない市内中心部(河原町通、四条通、京都駅周辺)のバス停留所を対象に、乗降されるお客様の安全確保の強化を目的とした啓発活動を実施するものである。

≪事業の開始時期≫

平成25年4月

1 実施方針

本市では、市バスをはじめとする公共交通機関がスムーズに走行でき、また、市民・観光客が 歩道・交差点を安心して歩くことができる空間づくりを目指す取組として、中心市街地の主要幹 線道路沿いの違法駐停車防止に向けた指導・啓発活動である「中心市街地重点路線等クリア作 戦」(主管:行財政局サービス事業推進室)を、京都府警察をはじめとする関係機関と連携し、 平成23年10月から毎月実施しており、交通局もその一員として毎回参画している。

令和2年度についても、同作戦に引き続き参画するとともに、上記関係機関との連携を図りながら、交通局の独自取組である本事業を実施する。

2 内 容

(1) 実施期間 春と秋の観光シーズン

春季:4月24日~5月24日の31日間(予定)

秋季:10月9日~12月6日の59日間(予定)

(2) 実施時間 14時から16時までの2時間

(3) 実施場所 河原町通・四条通沿線の主要バス停留所及び京都駅前バスターミナル周辺

(4) 実施方法 上記各実施場所に2名ずつ啓発員を配置し、バス停留所付近の違法駐停車

防止の呼びかけを行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

違法駐停車の指導・啓発及び自転車利用ルール・マナー指導・啓発を一層推進する。

事業概要

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。

また、毎月実施される行財政局サービス事業推進室主管の「中心市街地重点路線等クリア作戦」(京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、四条河原町、河原町三条バス停留所付近の違法駐車車両啓発等を行う)についても、緊急事態宣言の発出を受け、4月期の実施を見送ったが、その他の月は毎回参画した。

令和2年度の取組計画

令和

2年

度

の実

績報告

事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安

新規 ・ 充実 ・

継続

全運転研修

≪担当課≫ 交通局自動車部運輸課

≪事業の概要≫

輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、事故の削減、事故の未然防止のため、直営営業所全運転士を対象に事故防止重点研修を実施する。

≪事業の開始時期≫

平成26年9月

1 実施方針

令和2年度についても引き続き、全運転士に対する事故防止重点研修をこれまでよりもさら に充実させ、より一層の事故防止に向けた意識改革を図る。

2 内 容

(1) 実施期間 令和2年8月24日(月)~8月29日(土)の6日間(予定)

(2) 実施時間 ①9:15~11:15 ②13:15~15:15 ③16:30~18:30

(3) 実施場所 交通局 3 階大会議室 1

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和元年度の研修内容及び有責事故の発生傾向等を踏まえたうえで,グループワークに重点 を置いた「参加型」の研修を引き続き実施し,事故防止に向けた意識改革を図る。

事業概要

令和2年度は、8月17日~8月29日(各日3回,延べ33回)の間に実施し、直営営業 所全運転士868名が受講した。

また、同研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、従前のグループワーク形式の研修から講師が受講者一人ひとりから意見を聴取するケーススタディ形式による研修に変更するとともに、研修会場の密を避けるため、研修日数を5日間増やし、一日あたりの受講者数の削減を図った。

令和2年度の取組計

令和

2年

度

の実績報告

新規・・・・・・・・・継続

安全運転訓練車 (セーフティサポート研修)

≪担当課≫ 交通局自動車部運輸課

≪事業の概要≫

運転士に安全運転訓練車を走行させることにより、安全確認の状況をはじめ、車間距離の確保や運転操作の状況、乗り心地等を映像やデータで記録し、それらを運転士に提示することで、自らが持つ弱点や癖に気付かせることができるものであり、運転士に対する「指導の見える化」が図られ、更なる事故防止と快適な乗り心地の提供を実現するものである。

≪事業の開始時期≫

平成29年12月

1 実施方針

運転士の視線の位置を計測し必要な安全確認ができているか、急ブレーキや急加速による加速 度を計測し快適な乗り心地となっているかなど、安全運行に係るデータを記録し、その客観的なデータを運転士に提示することにより、運転士自らが持つ弱点や癖に気付かせるとともに改善させる ことで、快適な乗り心地の提供と更なる事故削減を目指す。

2 内 容

直営営業所全運転士対象(※嘱託運転士含む)

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

平成30年度・令和元年度の研修結果をもとに、より一層効果的な研修の見直しを行い、経験の 浅い運転士及び事故惹起者への安全に対する意識改革及び運転技術向上に向けた研修、指導を実施 し、有責事故件数のさらなる削減を図る。

事業概要

令和2年度は、昨年度、経験年数1年未満の運転士による事故が増加していることを受け、 入局1年未満の時期に事故の多かった運転士を対象に、安全運転訓練車を用いたセーフティー サポート研修を実施し、基本動作の徹底と安全確認の必要性を再確認させた。(受講者数:294 名)

令和2年度の取組計

画

令

和2年

度

の実績

報告

市バスの安全運行のためのハード面における取組

新規・・・ 充実・・

継続

の推進

≪担当課≫ 交通局自動車部技術課

≪事業の概要≫

本事業は、市バスの安全運行の推進とお客様の安全確保に向けたハード面の取組として、お客様が非常ブレーキボタンを押すことにより、車両を自動停止させる「ドライバー異常時対応システム」を搭載している車両を、令和2年1月末から導入開始した。

≪事業の開始時期≫

令和元年度

令

和2年度

0

取組計

画

1 実施方針

輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、これまでから安全運行を徹底するための様々な取組を推進している。

2 内 容

「ドライバー異常時対応システム」を搭載する車両を61両導入

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業概要

令和2年度の実績報告

運転士が、運転中の体調急変などにより安全運転の継続が困難となった場合、お客様が非常ブレーキボタンを押すことにより、車両を自動停止させる「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両について、事業計画の見直しに伴い、計画上の61両から58両(令和2年度更新全車両)に変更し導入した。

≪担当課≫ 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

≪事業の概要≫

無許可営業施設について、市民からの情報を積極的に集め、違法・不適正な「民泊」の指導を行うため、 「民泊通報・相談窓口」を設置、運営する。

≪事業の開始時期≫

平成28年7月13日 「民泊通報・相談窓口」の開設

1 実施方針

「民泊通報・相談窓口」を運営することにより、違法・不適正な「民泊」に関する情報を積極的に集め、宿泊施設の適正な運営の確保を図る。また、適法に「民泊」を開業したいという市民の相談にも対応する。

2 内 容

引き続き、違法・不適正な「民泊」に関する情報を積極的に集め、宿泊施設の適正な運営の 確保を図るため、「民泊通報・相談窓口」を運営するとともに、本窓口に違法・不適正な民泊に 係る通報が寄せられた場合は、関係課と連携し、適正化指導を強力に進めていく。

なお、旅館業法の許可や住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない違法民泊に対しては、 権限を適切に駆使し、適正化を強力に進めていくが、それでもなお是正されない悪質な事案に 対しては、京都府警察と連携の下、旅館業法違反として告発も見据えた厳正な対応などによ り、違法「民泊」根絶に向けた取組を一層強力に進めていく。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

市民の安全安心、地域文化の継承を最重要視した市民生活と観光の調和に向け、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に対する通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を強化するなど、適正運営の確保に向けた取組の徹底を図る。

事業概要

違法「民泊」に対しては、平成29年4月に「民泊」対策の専門チームを設置して以降、逐次体制の強化を図り、違法・不適正な「民泊」根絶に向けた取組を強力に進めている。

違法「民泊」の疑いにより、令和2年度末までに、本市に無許可営業の疑いがあるとして「民泊 通報・相談窓口」等に通報があった2、667施設については、全ての施設について営業中止等に 至っている。

このような取組により、「民泊通報・相談窓口」においても、設置当初の平成28年度には、無許可営業疑いの施設に対する通報件数が月平均124件あったものが、令和2年度には月平均2件になるなど、違法「民泊」に関する通報件数も明らかに減少した。

○令和2年度「民泊通報・相談窓口」受付件数(令和2年4月1日~令和3年3月末)受付件数 308件 (内訳)通報[※]:158件,開業相談:15件,その他意見:135件※無許可営業疑い施設の通報の他,許可施設に関する通報も含む。

令和2年度の取組計

画

令

和2年度

及の実績

報

京都市商店街等環境整備事業

≪担当課≫ 産業観光局地域企業イノベーション推進室

≪事業の概要≫

商店街が街区に防犯カメラを設置する際に、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 1 対象者 商店街等
- 2 対象経費 防犯カメラの設置に必要な経費
- 3 補助率等 補助率 1/3以内(国庫補助制度の支援を受けて実施する場合は, 1/9以内) 補助限度額 200万円(国庫補助制度の支援を受けて実施する場合は, 5千万円以内)
- 4 効果 平成21年1月に建仁寺で十一面観音坐像が盗まれた事件の捜査において、祇園商店街振興 組合の防犯カメラで撮影された画像が犯人逮捕に貢献したことから、平成21年3月27日付 けで、東山警察署長から商店街に対し感謝状が贈呈された。

≪事業の開始時期≫

安心安全で快適な商業空間の実現が求められている状況を踏まえ、平成16年度から実施している。

令和2年度の取組計

令和

2 年

度

の実

績

報告

1 実施方針

予算の範囲内において,京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱に基づき,支援を行っている。

2 内 容

上記のとおり

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業概要

- (1) 新町商店街
 - ア 総事業費 2,750,000円
 - イ 市補助金 916,000円
 - ウ 防犯カメラ10台新設
- (2) 大将軍商店街振興組合
 - ア 総事業費 1,848,000円
 - イ 市補助金 608,000円
 - ウ 防犯カメラ10台新設
- (3) 商店街振興組合寺町会
 - ア 総事業費 462,000円
 - イ 市補助金 154,000円
 - ウ 防犯カメラ 2台設置
- (4) 祇園縄手繁栄会
 - ア 総事業費 2,310,000円
 - イ 市補助金 770,000円
 - ウ 防犯カメラ13台設置
- (5) 河原町グリーン商店街振興組合
 - ア 総事業費 997、810円 (ベンチ及び街路灯設置費用含む。)
 - イ 市補助金 332,000円
 - ウ 防犯カメラ12台設置
- (6) 伏見大手筋商店街振興組合
 - ア 総事業費 2,060,960円(AED設置費用含む。)
 - イ 市補助金 686,000円
 - ウ 防犯カメラ 7台増設

≪担当課≫

都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

≪事業の概要≫

都市景観の維持向上を図るとともに屋外広告物及び掲出物件の破損,落下,倒壊等による公衆に対する 危害を防止することを目的とした「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づき,屋外広告物の安全点検 の啓発等を行う。

≪事業の開始時期≫

本市では、屋外広告物に関する規制を昭和 31 年から実施しており、屋外広告物の設置者及び管理者に 屋外広告物を良好な状態に保つよう維持管理することを義務付けている。

1 実施方針

屋外広告物の設置者及び管理者に対して、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の維持管理を徹底させる。

2 内 容

(1) 屋外広告物の更新許可申請書送付時,新規・変更許可通知書交付時の啓発

屋外広告物の設置については、許可制度を採っており、3年の許可期限が経過した時点でその設置者に更新許可申請が義務付けられている。更新許可申請の際に、「屋外広告物自己 点検報告書」の提出を求めるとともに、チラシにより屋外広告物の安全点検の啓発を行う。また、屋外広告物を設置・変更する者に対しても、許可通知書交付時に、「屋外広告物の安全点検について」という、屋外広告物の適正な維持管理を促す文書を添付し、啓発を行う。

- (2) 京都府広告美術協同組合との連携による安全対策の推進 本市と組合が相互に連携・協力し、具体的な安全対策を検討し、推進を図る。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

屋外広告物の安全対策の更なる充実について、市民意見の募集を行い、安全確保のため管理や 点検に係る条例改正を行う予定である。また、引き続き屋外広告物表示者等への周知啓発など、 効果的な安全対策に取り組む。

事業概要

(1) 屋外広告物の安全対策の更なる充実のための制度の見直し

屋外広告物の安全対策の更なる充実について、市民意見の募集を行い、安全確保のため管理や点検に係る条例改正を令和2年12月に行った(施行は令和3年4月)。全ての屋外広告物に管理・点検義務を課し、有資格者による点検が必要となる屋外広告物を拡大した。また、管理の責任者として所有者、占有者を追加した。改正内容については、市民しんぶんやチラシ、ホームページ等により、広く市民、事業者等へ周知を行い、条例改正の趣旨が徹底されるよう努めた。

- (2) 屋外広告物の更新許可申請書送付時,新規・変更許可通知書交付時の啓発 屋外広告物の設置者に対して,屋外広告物の更新許可申請の際,「屋外広告物自己点検報 告書」の提出を求めるとともに,チラシにより屋外広告物の安全点検の啓発を行った。
 - また,屋外広告物許可通知書交付時等には,安全点検に関する文書を添付し,屋外広告物の適正な維持管理について啓発を行った。
- (3) 京都府広告美術協同組合との連携による安全対策の推進 令和2年9月に舞鶴市において実施された屋外広告物安全キャンペーンについて後援し、 屋外広告物の安全管理について啓発を行った。

市営住宅における防犯環境設計の推進

≪担当課≫都市計画局公共建築部公共建築建設課

≪事業の概要≫

近年,地域コミュニティの弱体化に伴い地域の防犯機能が低下する中,共同住宅においてもピッキング被害やエレベーター犯罪等の発生が懸念されるところである。

このような状況を受け、市営住宅の新築等に当たっては、国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」等に基づき、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの取組を行っている。

≪事業の開始時期≫

平成15年度から「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」(国土交通省策定)に基づき,犯罪や 事故の防止に配慮した環境づくりに対応する設計を行っている。

1 実施方針

市営住宅の基本設計、実施設計においては、以下の点に配慮し、設計を行う。

- (1) 周辺からの見通しの確保
- (2) 入居者のコミュニティ形成の促進
- (3) 犯罪企図者が接近しにくい工夫
- (4) 部材や設備等が破壊されにくい構造の採用

2 内 容

これまで以下の点に配慮し設計を進めている。

- (1) 周辺からの見通しの確保
- (2) 犯罪企図者が接近しにくい工夫
 - ・ エレベーターホールは、周囲からの見通しがきく配置計画等を行うとともに、夜間の照度 を十分に確保する等、死角をなくすよう心掛ける。
 - ・ エレベーターの扉は、共用部からエレベーター内を見通せる窓が設置されたものとする。
 - エレベーターかご内には、非常時において、外部連絡することができる装置を設置する。
 - ・ 玄関扉の錠は、ツーロックでCP仕様とすることで、防犯性を高めている。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和2年度は設計案件がない。

1 事業概要

令和元年度に引き続き,「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」(国土交通省)に基づき 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりに対応する設計を行っている。

2 内 容

今年度は該当する設計案件がなかったため、実績はない。引き続き該当案件の設計においては、上記取組計画の内容を反映する。

令和2年度の取組計画

令和

2年度の

実

績

告

公園整備の推進

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 建設局みどり政策推進室

≪事業の概要≫

都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備を進める。

1 実施方針

【公園の整備方針】

- (1) 階段やスロープ等各種構造物について、安全に利用できるよう規格・寸法・材質等に配慮
- (2) 死角をつくらないような樹木の配置や種類を考慮し整備
- (3) 照明灯は、夜間の安全性・防犯性を考慮し整備
- (4) 隣地との境界構造物は、安全性・防犯性を配慮し整備
- (5) 便所は、利用者の安全性・防犯性を配慮し整備
- 2 内 容

次の都市公園の整備を行う。

【整備】南部公園ほか4公園

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

前年度に引き続き、安心に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備を進める。

令和2年

度

の実績

報告

令和

2 年

度の

取

組計

画

事業概要

【取組内容】

[整備]6公園

(北白川公園, 八条公園, 大宮交通公園, 円山公園, 東山自然緑地, 郷之町こころ公園)

地下鉄駅構内の防犯カメラの活用

新規 ・ 充実 ・

継続

≪担当課≫ 交通局高速鉄道部運輸課

≪事業の概要≫

駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。

1 実施方針

地下鉄全31駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。

令和2年度の取組計

画

2 内 容

駅構内各所に設置している防犯カメラで、旅客状況のモニター監視を行うほか、事故やトラブルが発生した際の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を図る。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和2年度の実績報告

事業概要

地下鉄全31駅の駅構内各所に設置している防犯カメラを活用してモニター監視を行うほか、 事故やトラブル発生時の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を図った。

引き続き、設置されている防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図ってまいりたい。

鳥丸線ホームITV車掌用モニタ設備の増設

新規 ・ 充実 ・ 継続

≪担当課≫ 交通局高速鉄道部運輸課・電気課

≪事業の概要≫

ここ数年お客様が急激に増加しているホームの更なる安全性の向上を図るため、車掌用 I T V モニタ未設置の駅に順次設置する。

≪事業の開始時期≫

平成29年度

1 実施方針

お客様の安全を確保するため、必要な箇所に車掌用ITVモニタを増設する。

令和2年度の取組計

2 内 容

車掌用 I T V モニタ未設置駅のうち、松ケ崎駅の1・2番線に増設する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

事業概要

令和2年度の実績報告

令和2年度は、松ヶ崎駅1・2番線に増設した。

災害時における外国籍市民等への支援

新規 ・ 充実

継続

≪担当課≫ 総合企画局 国際交流・共生推進室

≪事業の概要≫

「避難所」に指定されている京都市国際交流会館における防災訓練を開催し、外国籍市民等、地域住民への啓発を行うとともに、実際に大規模災害が起こった時に「避難所」として十分に機能するよう、市や(公財)京都市国際交流協会職員、地元代表者など避難所開設・運営に携わる者を対象としたマニュアルの整備等により環境を整える。

災害時に要配慮者となる外国籍市民等が十分な支援を受けることができるよう,災害時通訳翻訳ボランティアを継続的に募集・登録し,必要な研修を実施する等,災害時に外国籍市民等を支援する体制を整える。

また、京都市地域防災計画においては、外国の方々を含めて一定の配慮が必要となる要配慮者への対応として、被災地域内の避難所等に設置される臨時相談所に通訳者を派遣することとしているが、近年の大規模災害の発生も踏まえ、多言語電話通訳を導入する。また、災害時の課題等について、外国籍市民等からの意見聴取を行い、災害時における外国籍市民等への迅速かつ適切な対応体制の構築に向け、検討を進める。

≪事業の開始時期≫

<避難所運営>平成20年度から創設準備、平成21年度から運営開始

<災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業>令和2年4月以降

1 実施方針

日本語を十分に理解することができない外国籍市民等も,災害時に日本人と同様の支援を受けることができるよう,体制を整える。

2 内 容

- (1) kokoka防災訓練2020の実施
- (2) 京都市総合防災訓練への参加
- (3) 防災caféの実施(新規)
- (4) 外国人向けメールマガジン「多言語便利情報」システムの運用…災害に関する情報を発信
- (5) 国際交流会館避難所運営マニュアルの策定(継続)
- (6) 災害時通訳ボランティアの募集・登録
- (7) 災害時多言語電話通訳及び意見聴取の実施

<問い合わせ先>

- (1)~(6) 公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課
- (7) 国際交流・共生推進室
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

災害時多言語電話通訳及び意見聴取の早期実施に向けて、取り組む。

令和2年度の取組計

事業概要

(1) kokoka防災訓練2020の実施

日時:令和2年9月5日(土)午後2時~午後4時30分

場所: kokoka京都市国際交流会館 参加者:30名

(2) 京都市総合防災訓練への参加

令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、例年と実施体制が異なったことなどから 参加を見送った。

(3)子ども向けワークショップ「英語で学ぼう!いざというときってどんなとき?」の実施(防 災caféから名称変更)

日時: (1回目) 令和2年8月22日(土) 午前10時30分~午前11時30分 (2回目) 令和3年3月7日(日) 午前10時30分~午前11時30分

場所: kokoka京都市国際交流会館 参加者:1回目9名,2回目15名

- (4) 外国人向けメールマガジン「多言語便利情報」システムの運用…災害に関する情報を発信
- (5) 国際交流会館避難所運営マニュアルの策定(継続)
- (6) 災害時通訳ボランティアの募集・登録 災害時通訳ボランティア登録数:39人
- (7) 災害時多言語電話通訳及び意見聴取の実施
 - ・ 災害多言語電話通訳サービスの導入

運用開始日:令和2年7月15日(水)

利用可能期間:避難所等の開設期間中,24時間対応

対応言語:19言語 利用料:無料 利用実績:0件

・ 災害時の課題等に関する外国籍市民等からの意見聴取

国際交流・共生推進室が令和2年度に実施した「多言語情報発信サポート事業(※)」

を活用した担当部署が防災等をテーマとしたため、同事業の中で実施した。

第1回意見聴取会:令和2年9月16日(水)午前10時~午後0時

第2回意見聴取会:令和2年10月7日(水)午前10時~午後0時

※ ただ外国語に直訳するのではなく、より精度の高い情報発信を行うために、本市の各部署等が制作する外国語の刊行物等について、作成に向けた企画段階から外国籍市民等の意見を積極的に取り入れるための意見聴取の場を設ける等の作成支援を行う。

令和2年度の

取

組計

画

≪事業名≫

暴力団排除条例の推進

新規・・・・・・・・・継続

≪担当課≫ 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

≪事業の概要≫

京都府警察との密接な連携のもと、全庁挙げて暴力団を排除していくと同時に、市民や事業者の皆様とともに、暴力団を許さない社会を築くため、京都市暴力団排除条例(以下「条例」という。)の適切かつ効果的な運用を推進する。

≪事業の開始時期≫

暴力団排除条例の推進…平成24年度

1 実施方針

条例に基づき、京都市の事務事業からの暴力団の排除を徹底するとともに、暴力団を許さな い社会に向けた啓発活動を実施する。

2 内 容

(1) 条例の運用

ア 本市の事務事業からの排除

本市の事務事業に関与する事業者からの誓約書の徴取,京都府警察への照会等,事務事業の性質に応じて段階的に暴力団の排除に係る措置を講ずる。

- イ 京都府警察との連携による排除措置の実施 京都府警察との連携協定に基づき,京都府警察から排除対象者である旨通知があった事業 者について、庁内において周知し、本市の事務事業から排除するための措置を講ずる。
- (2) 市民,事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 令和2年11月(予定)に京都府警察,(公財)京都府暴力追放運動推進センター等の主催 で開催される「みんなの力で暴力・違法銃器追放」京都府民大会を後援し,市民,事業者等 への啓発を図る。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 従来以上に、本市の他部署が主催するイベント等の機会を活用して、市民、事業者等に対する 暴力団排除に係る周知・啓発を積極的に行う。

事業概要

(1) 条例の運用

ア 本市の事務事業等からの排除

イ 京都府警察との連携による排除措置の実施

(2) 市民,事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 令和2年「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」については新型コロナウイルス 感染症の影響で中止となった。 多言語通訳体制

新規 · 充実 ·

継続

≪担当課≫ 消防局警防部情報指令課

≪事業の概要≫

外国人観光客や留学生等, 日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応を円滑に 行う。

≪事業の開始時期≫

平成25年10月開始

1 実施方針

日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対し、災害対応を円滑に行うため、多言語 通訳サービスを実施する。

2 内

令和2年

度

0 取 組 計

119番通報及び災害現場活動時において、3者間通話機能等を利用した5箇国語通訳(英 語,中国語,韓国・朝鮮語,スペイン語及びポルトガル語)を実施する。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 上記のとおり

事業概要

日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応(119番通報時や災害現 場活動時)を円滑にするため、24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保し、安心・安 全なまちづくりに寄与することを目的とする。

【令和2年中における活用件数】(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

総活用件数 64件(問合せ,間違いを含む)

119番通報時 52件

災害現場活動時 12件

区	分	•	伽		語	件	数
		報時	英		語		4 4
1 1	9番通報即		中	玉	語		8
			小		計		5 2
		場活 動 時	英		語		8
《《生	111 担 沃 動 1		中	玉	語		3
火音	売 物 白 男 『		スペ	イ	ン語		1
			小計				1 2

和2年度の実績 報告

継続

防災行動マニュアルの運用支援

≪担当課≫消防局予防部市民安全課

≪事業の概要≫

各自主防災会(おおむね学区単位)において策定された防災行動マニュアル(地震,水災害,土砂災害等の大規模災害時における行動内容等が具体的に記載された防災行動計画)を運用するにあたり,情報提供や助言等,運用に必要な支援を行い,地域防災力の向上を図る。

また,各自主防災部(おおむね町内単位)における自主防災活動の手引きとなる「自主防災部活動ファイル」を活用し,自主防災部長が交代しても地域力が維持されるよう,きめ細かな支援を実施する。

≪事業の開始時期≫

平成27年6月~

1 実施方針

策定した防災行動マニュアルに基づき,自主防災組織及び地域住民が,大規模災害時に的確な 避難行動及び防災活動等を実施し,被害の軽減を図ることで,災害に強い「安心都市・京都」の 実現を目指す。

2 内 容

各自主防災会において, 策定されたマニュアルに基づく訓練(総合防災訓練等)を実施し, 当該訓練を通じて防災活動や避難行動を検証し,必要に応じて見直しを行う。

3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

各自主防災部(おおむね町内単位)における自主防災活動に関する課題を記録し、住民が改善に向けて取り組むための手引きとなる「自主防災部活動ファイル」を活用し、自主防災部長が交代しても地域力が維持されるよう、きめ細かな支援を実施する。

事業概要

- (1) 市内の全自主防災会を対象に、防火・防災に関するアンケート調査を実施し、その結果に有識者による見解や分析などを加え、各区の自主防災会での情報共有会(書面会議含む)等において共有することで、自主防災活動の更なる活性化を図った。
- (2) 各行政区の情報共有会の結果を受け、京都市自主防災会連絡会の取組支援を実施し、自主防災会のアンケート結果や専門家の見解等をまとめた「防災に関する情報共有会」の冊子を作成し、各自主防災会や関係団体に配布した。
- (3) 各自主防災部(おおむね町内単位)における自主防災活動に関する課題を記録し、住民が改善に向けて取り組むとともに、自主防災部長が交代しても地域力が維持され、きめ細やかな支援を実施するための手引きとなる「自主防災部活動ファイル」を作成し、約6,300の自主防災部に配布した。

消防職員が自主防災会の総会,各種防災訓練,会議,研修等の機会を通じ,説明会を開催するなど普及啓発を実施した。

令和2年度の取組計

令和

2年

度

の実績

報告

≪担当課≫ 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

≪事業の概要≫

やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現に向けて,立ち直りに多くの困難を抱える犯罪を した人等を地域社会で孤立させない切れ目のない支援等の再犯防止の取組を国,民間団体等と緊密に連携 協力して実施する。また,「京都市再犯防止推進計画」に基づき,本市における再犯防止の取組を総合的か つ計画的に推進する。

≪事業の開始時期≫

平成30年4月

1 実施方針

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する再犯防止等の取組を推進していくことが、新たな犯罪被害者を生み出さないことにつながり、SDGsにも謳われている「誰一人取り残さない社会」の実現に資するものとなるため、犯罪をした人等が市民と地域の理解と協力を得て、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるよう支援し、安心・安全なまちづくりを推進する。

2 内 容

(1) 生活・就労等の寄り添い支援の継続

令和元年度から引き続き、「京都わかくさねっと」と連携し、矯正施設を出所した若年女性等について、同意を得たうえで支援計画を作成し、相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていく事業を実施する。

(2) 京都市再犯防止推進計画(仮称)の策定

寄り添い支援事業及び当事者へのヒアリング調査の検証結果、「京都市再犯防止推進会議」 からの意見を踏まえ検討を進め、パブリックコメントを実施したうえで、本市における再犯 防止推進計画を策定する。

- (3) 令和元年度の取組内容を踏まえた、より効果的な支援事業の実施 実態調査やモデル支援を通じて明らかになった課題や求められる取組等を踏まえて、より 効果的な支援事業を実施する。
- 3 取組の重点(前年度からの充実内容等)

令和2年度については、「京都市再犯防止推進計画(仮称)」を策定することになるため、令和元年度に実施した寄り添い支援や当事者へのヒアリング調査の検証結果、外部有識者等で構成する「京都市再犯防止推進会議」での議論及びパブリックコメントを踏まえ、実効性のある計画となるよう、効果的・効率的な取組を推進する。

事業概要

令

和2年

度

の実

績報告

(1) 生活・就労等の寄り添い支援の継続

寄り添い支援の実施実績12名。そのほか、若年女性を対象とした居場所づくりを実施。

- (2) 京都市再犯防止推進計画の策定
 - 令和2年度中に「京都市再犯防止推進会議」を3回開催し、パブリックコメントを実施したうえで、令和3年3月に「京都市再犯防止推進計画」を策定。
- (3) 令和元年度の取組内容を踏まえた、より効果的な支援事業の実施 京都の伝統工芸を使って共同でものづくりを行う若年女性主体のアントレプレナー塾の開 催(5回)等。

令和2年度の取組計画